府中市障害者計画

（令和９年度～令和１４年度）

障害福祉計画（第８期）

障害児福祉計画（第４期）

（令和９年度～令和１１年度）

〔答申〕

府　中　市

目　次

第１章　計画の策定に当たって……1

１　計画策定の趣旨……2
２　計画策定に当たっての国の動向……3
３　計画の位置付け……6
４　計画期間……7
５　策定体制……8

第２章　本市の障害者福祉の現状と課題……9

１　人口の状況……10
２　障害のある人の現状……12
３　障害福祉サービスの実績……20
４　障害児福祉サービスの実績……23
５　障害者計画の評価……24
６　郵送による調査から見た現状……31
７　次期計画策定に向けた課題と方向……47

第３章　計画の基本的考え方……59

１　計画の理念と考え方……60
２　計画の基本目標……63
３　計画の体系……66

第４章　重点施策……69

１　地域生活支援拠点等の運営……70
２　医療的ケアを要する障害者等への支援……71
３　相談支援体制の充実……72
４　差別の解消へ向けた取組の強化……73
５　福祉人材の確保・育成・研修機会の充実……74
６　避難行動要支援者支援……75
７　就労支援・就労選択支援・就労定着支援……76
８　子ども発達支援センターはばたきの機能の充実……77

第５章　計画の基本目標に向けた取組 79

基本目標１　安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進 80
基本目標２　相談支援体制と情報提供の拡充 90
基本目標３　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 94
基本目標４　協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進 97
基本目標５　障害のある人の社会参画の推進 103
基本目標６　障害のある児童及び家族への支援の充実 108

第６章　障害福祉計画（第８期） 113

１　サービスの内容 114
２　成果目標 118
３　サービス見込量（活動指標） 125

第７章　障害児福祉計画（第４期） 141

１　サービスの内容 142
２　成果目標 143
３　サービス見込量（活動指標） 146

第８章　計画の推進に向けて 149

１　評価、点検、推進における組織 150
２　計画の推進体制 151
３　国・東京都への要望 152

資　料 153

資料１　府中市障害者計画推進協議会 154
資料２　検討経過 156
資料３　用語集 158

第１章　計画の策定に当たって

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

国の障害者施策は、障害者基本法（以下、「基本法」という。）第１条にある、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現をめざして進められてきました。

国際的には平成１９年、「障害者の権利に関する条約」への署名後、国際連合（以下「国連」という。）の人権に関する報告・勧告等を受けて、国内法の整備や制度改正を重ね、障害者の自立と差別解消、社会参加、合理的配慮を目指した権利擁護等の取組が進められてきました。

基本法に基づき、国では「第５次障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向けて障害者の自己決定と社会参加をめざし、その能力を最大限発揮して自己実現する取組や障害者の社会的障壁を除去する取組を総合的・計画的に推進しています。

本市では、国や国連が掲げる理念のもとで、障害のある人のニーズを中心に据え、あらゆる場面で本人と家族の参加による障害福祉施策、障害児福祉施策の推進に取り組んできました。

しかしながら、高齢化や障害の重度化等が進み、障害のある人のニーズも多様化しつつあることや、取り巻く環境やサービス提供体制も大きく変化していること等から、見直しが必要となっています。それらの課題を踏まえ、各福祉計画の改定を通して、新たな体制づくりを進めているところです。

本計画は、本市の障害のある人を取り巻く課題を踏まえた施策体系と内容について、これまでの取組を踏まえながら継続的に推進し、「共生社会の実現」に向けた取組を促進し、障害者の自立と社会参画をめざす、府中市の障害者基本計画として改定するものです。あわせて、府中市障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）は、障害のある人の地域生活を実現するため、国の新たな指針に沿ってサービス基盤に関する成果指標を設定し、サービス必要量の見込みと提供体制の確保を図るために策定するものです。

※　本計画の「障害のある人」とは、障害者基本法第２条に基づき「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

２　計画策定に当たっての国の動向

府中市障害福祉計画（第７期）・障害児福祉計画（第３期）策定以降の制度改正の動き等は以下のとおりです。

（１）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律　（令和３年６月公布）

障害者差別解消法は、障害がある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」や「環境の整備」を行うことで、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現を目指しています。特に、事業者による「合理的配慮」の提供が義務化されたことで、障害のある人が社会生活において受ける制約の解消や、社会的障壁を取り除くための取組が推進されています。

（２）医療的ケア児支援法の改正（令和８年６月公布）

「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童を指します。本法では、医療的ケア児及びその家族が安心して生活し、学習や社会参加を行うことができるよう、医療・福祉・保健・教育・子育て支援等の多職種が連携した切れ目のない支援体制の整備を推進しています。令和９年に施行される新法では、①医療的ケア児の成長等を踏まえた「１８歳の壁」の撤廃や重症心身障害者も支援対象に加えられたこと、②支援施策が保育・教育等、生活・就労等に広がり、学校の支援体制の強化と合わせ、修学旅行等では保護者付き添いの緩和が可能になる条件も明確化されたこと、③医療的ケア児等支援センターの機能強化等が明記されました。

（３）雇用促進法改正（令和４年１２月公布）

障害のある人の法定雇用率は、令和８年７月以降、段階的に引き上げられることとなっており、令和６年４月時点で民間企業の法定雇用率が２．５パーセントであったものが、令和８年７月には２．７パーセントへ引き上げられました。また、対象事業主の範囲についても、従来の常用労働者４０．０人以上から３７．５人以上へ拡大される等、障害者雇用の一層の促進と企業における受入体制の強化が求められています。

（４）障害者基本計画（第５次）（令和５年３月公布）

障害者基本計画は、「共生社会」の実現に向けた基本計画とし、全ての国民が障害の有無で分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重しあう、「共生社会」の実現を目指すことを目的としています。

障害者権利条約との整合性を図るため、各分野の障害者施策の基本的な方向で掲げる１１の障害者施策分野と条約の各条項の対応関係を明示した構成となっています。

横断的視点として、当事者本位の総合的・横断的支援、障害特性等に配慮した支援を掲げています。

各分野における障害者施策の基本的な方向

１．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止　２．安全・安心な生活環境の整備
３．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実　４．防災、防犯等の推進
５．行政等における配慮の充実　６．保健・医療の推進
７．自立した生活の支援・意思決定支援の推進　８．教育の振興
９．雇用・就業、経済的自由の自立　10．文化芸術活動・スポーツ等の振興
11．国際社会での協力・連携の推進

（５）障害者総合支援法の改正（令和６年４月施行）

改正では、障害のある人等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害のある人等の希望する生活を実現する体制の充実が図られました。

グループホーム利用者の一人暮らし希望者への支援や基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置の努力義務が設定され、就労アセスメントの手法を活用した、就労支援のサービスとして就労選択支援が創設されました。

改正概要（抜粋）

１．障害のある人等の地域生活の支援体制の充実
２．障害のある人の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上
３．精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
４．難病患者及び小児慢性特定疾病児童等対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
５．障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備

（６）バリアフリー法施行令の改正（令和６年６月公布）

令和６年６月１８日に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の一部改正が閣議決定されました。これは、高齢者や障害のある人等がより安全かつ円滑に移動・利用できる環境を整備するため、トイレや駐車場、劇場等の客席に関するバリアフリー基準を見直すものです。

（７）高次脳機能障害者支援法（令和７年１２月公布）

高次脳機能障害とは、疾病の発症または事故等の受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、患者数は全国で約２３万人と推計されています。高次脳機能障害は外見上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、本人と家族は適切な支援を受けにくい現状があるため、高次脳機能障害への理解促進とともに、医療・リハビリから生活支援、社会参加支援まで切れ目のない支援体制の整備が求められています。

本市では支援法の制定に伴い、相談支援を通じたニーズの把握を行うとともに、東京都や医療機関等とも連携しリハビリテーションや地域連携を進めます。併せて各種サービスの利用を促し障害者支援、地域資源の開拓に努めます。

3　計画の位置付け

「障害者計画」は、障害者基本法第１１条第３項に規定する「市町村障害者計画」として策定するものです。また「障害福祉計画」は障害者総合支援法第８８条に規定する「市町村障害福祉計画」として、「障害児福祉計画」は児童福祉法第３３条の２０に規定する「市町村障害児福祉計画」として、それぞれ策定します。

上記３計画は一体的に施策の推進を図るものであり、「第７次府中市総合計画」及び「府中市地域福祉計画」といった上位計画及び本市の保健・福祉分野の計画、それ以外の分野計画との整合のもとで策定されます。

図１　計画の位置付け

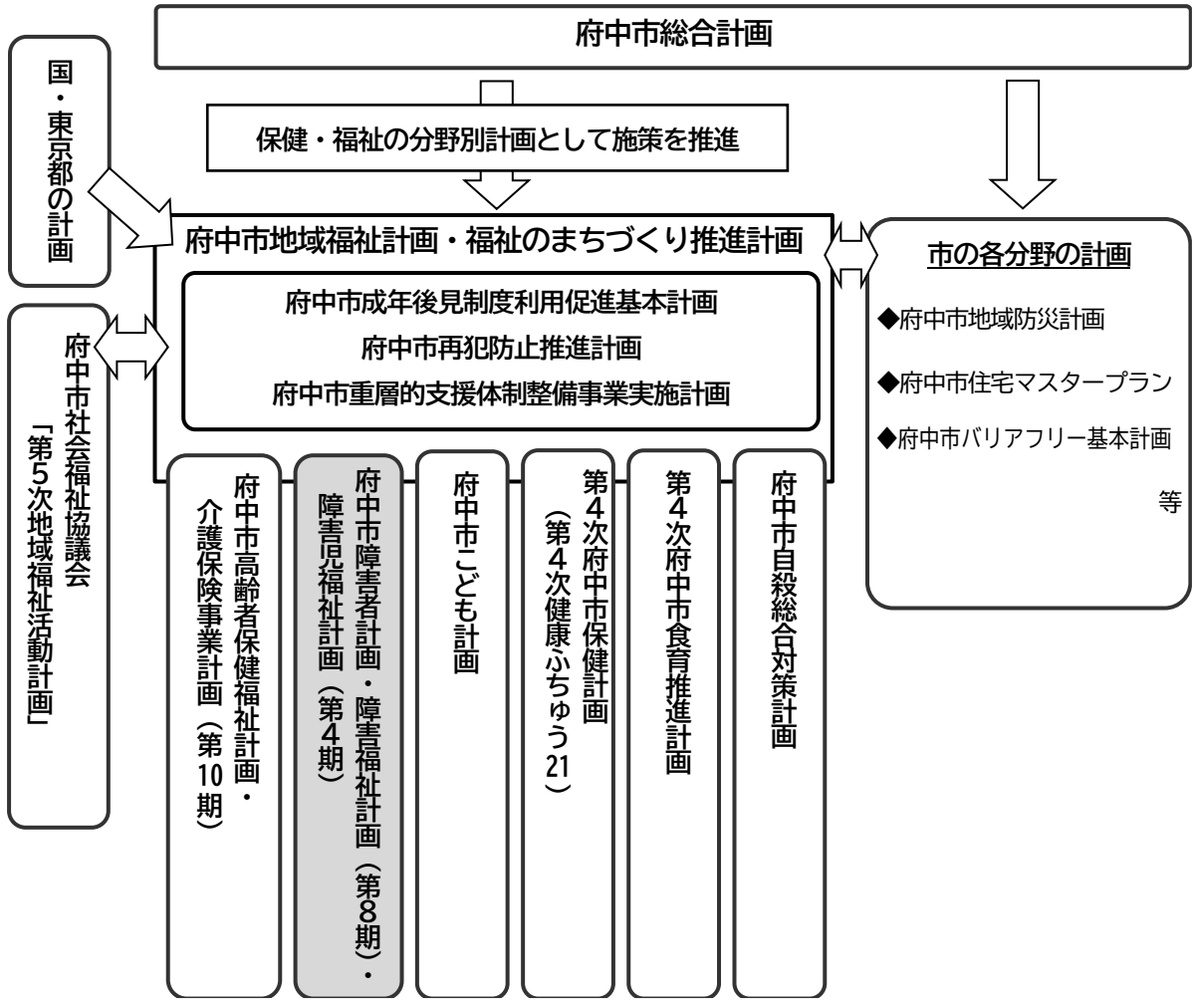

４　計画期間

本計画の計画期間は、障害者計画が令和９年度から令和１４年度までの６年間、障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）が令和９年度から令和１１年度までの３年間とします。

図表１－２　計画期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
府中市総合計画	第６次	第７次府中市総合計画								第８次府中市総合計画（仮）		
福祉計画	福祉計画						→ **理念や役割を継承**					
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（社会福祉法）（府中市福祉のまちづくり条例）等	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画						**地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画**					
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法）（介護保険法）等	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第８期）			高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）			**高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）**			高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第11期）		
【障害者福祉分野計画】 障害者計画（障害者基本法）	障害者計画						**障害者計画**					
障害福祉計画・障害児福祉計画（障害者総合支援法）（児童福祉法）	**障害福祉計画（第６期）・障害児福祉計画（第２期）**			障害福祉計画（第７期）・障害児福祉計画（第３期）			**障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）**			障害福祉計画（第９期）・障害児福祉計画（第５期）		
【子ども・子育て支援分野計画】 こども計画（こども基本法）（子ども・子育て支援法）等	第２次子ども・子育て支援計画				こども計画					第２次こども計画（仮）		
【保健・食育分野計画】 保健計画（健康ふちゅう２１）（健康増進法）	第３次保健計画						第４次保健計画					
食育推進計画（食育基本法）	第３次食育推進計画						第４次食育推進計画					
自殺総合対策計画（自殺対策基本法）	自殺総合対策計画			第２次自殺総合対策計画						第３次自殺総合対策計画（仮）		

５　策定体制

計画の策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、郵送による調査の実施、パブリック・コメント手続の実施等、様々な形で市民参加を図っていきます。

（１）協議会での検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される協議機関にて、各計画の内容を協議・審議しました。

（２）郵送による調査の実施

市民等の意識やニーズを的確に反映した計画とするため、令和７年度に、郵送による調査である「障害等のある人への調査」、「子どもの育ちや発達に関する調査」、「障害者福祉団体調査」、「障害福祉サービス事業所調査」を実施しました。

（３）パブリック・コメント手続

令和８年１１月頃から実施予定です。

第２章　本市の障害者福祉の現状と課題

第２章　本市の障害者福祉の現状と課題

１　人口の状況

（１）人口の推移

本市の人口は令和２年以降２６万人程度で横ばいであり、令和８年１月１日時点の人口は、２６２．１６２人です。そのうち、６５歳以上の高齢者人口は、５９．６２０人で、令和２年から令和８年までの６年間で２．６２６人増加しています。令和８年には、７５歳以上の後期高齢者の人口が、１３パーセントを上回っています。また、０歳から１４歳までの年少人口は、３０．４２４人で、微減傾向にあります（図表２－１）。

図表２－１　人口の推移

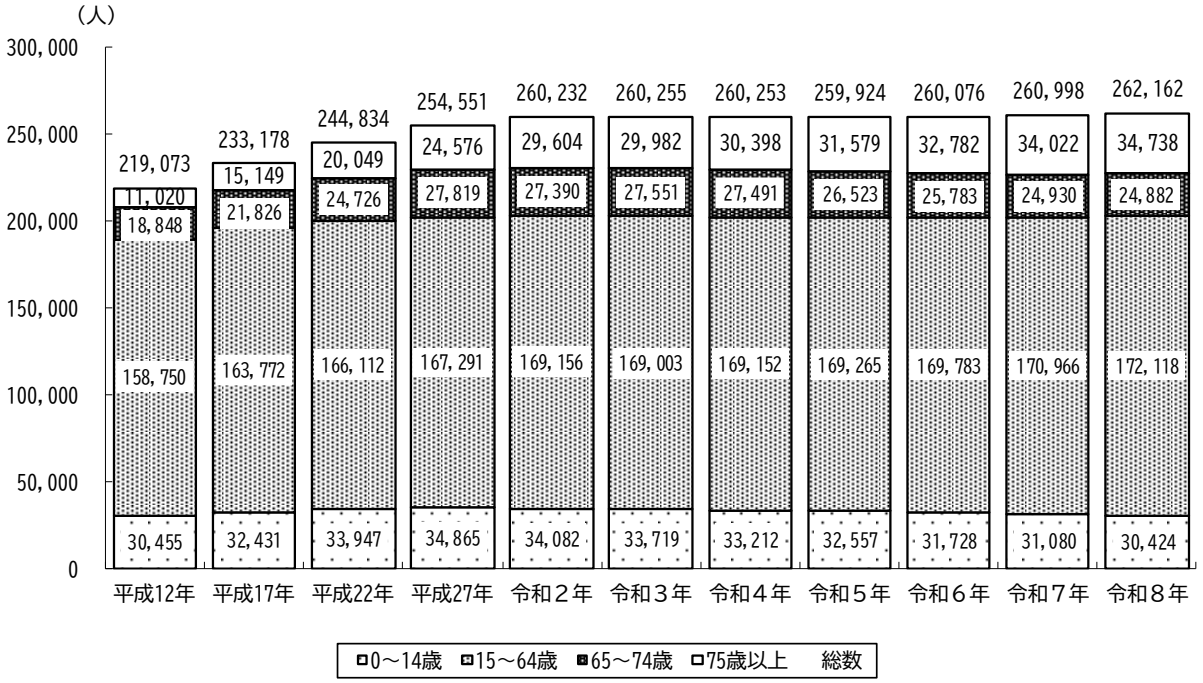

出典：府中市「住民基本台帳」（各年１月１日）

（２）人口推計

人口推計によると、本市は令和２７年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、急激に高齢化が進むことが見込まれます。その後は団塊ジュニア世代のような極端なピークを形成する年齢層は無くなるものの、年少人口の減少傾向が強まることが想定されます（図表２－２）。

年齢階級別の人口ピラミッドを見ると、令和８年は５０～５４歳がピラミッドのピークとなっていますが、令和１７年は６０～６４歳、令和２２年は６５～６９歳となっています（図表２－３）。

図表２－２　人口の推移と推計

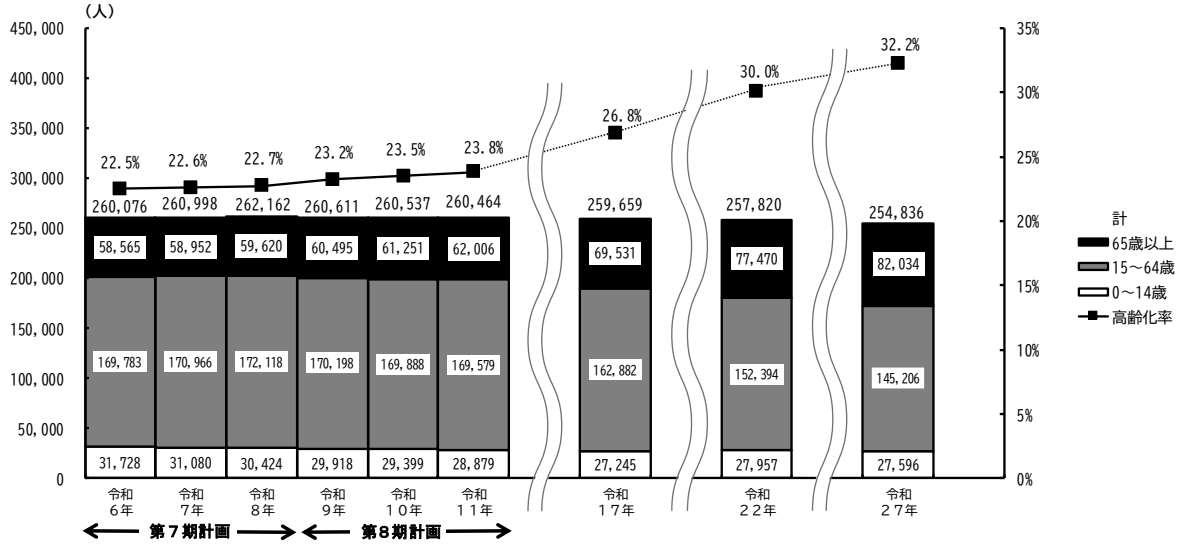

図表２－３　人口ピラミッドの現状・見込み

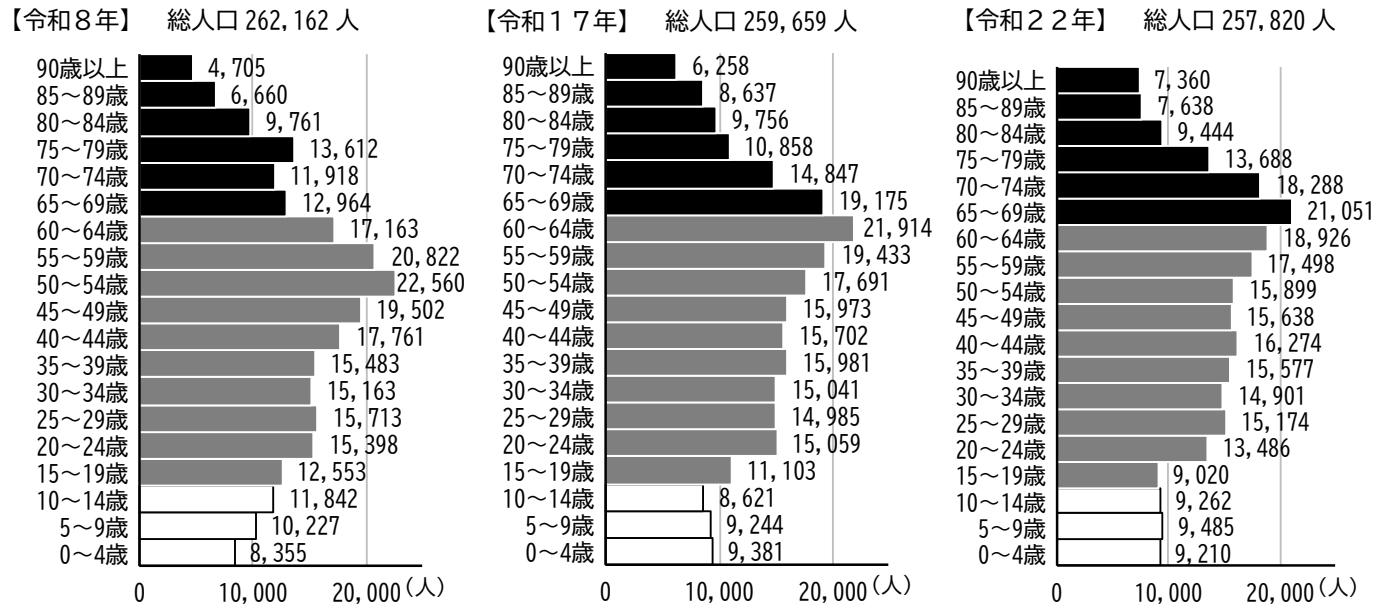

出典（上下共）：府中市「住民基本台帳」（令和６年から令和８年までは実績/各年１月１日現在）
令和９年以降は住民基本台帳による推計（コーホート要因法、各年４月１日時点）

２　障害のある人の現状

（１）障害のある人の現状

①　障害者手帳所持者

本市の令和７年度末（令和８年３月３１日時点）の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、１３．８１９人です。総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、５．３パーセントとなっています（図表２－４）。

図表２－４　障害者手帳所持者数の推移

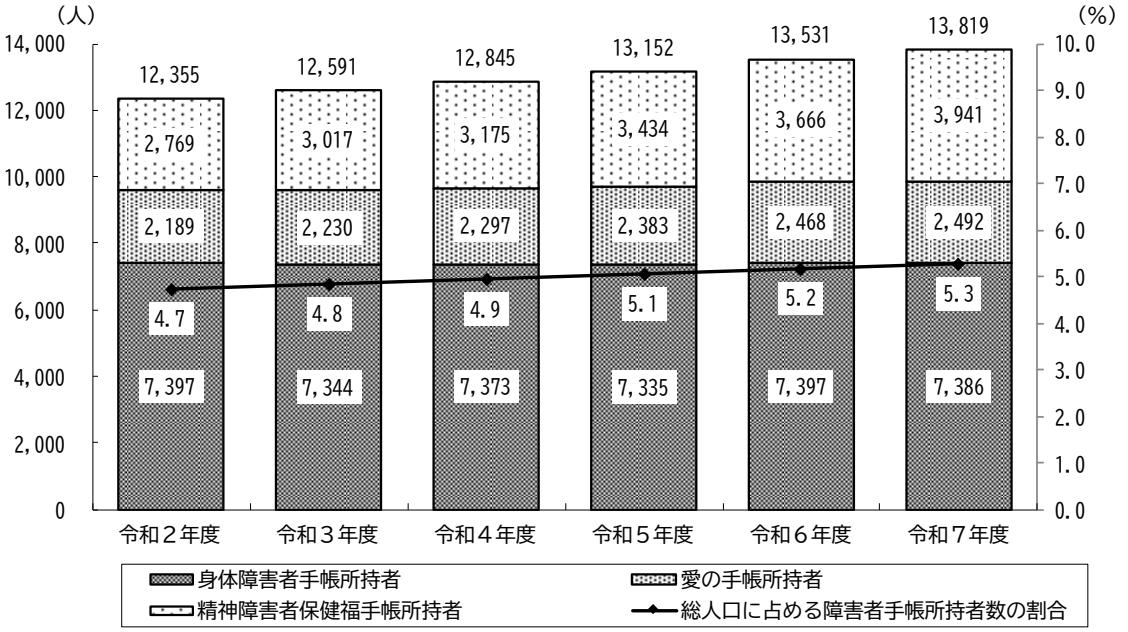

※　重複障害者を含むため、合計は延べ人数

出典：府中市作成(各年度３月３１日)

②　身体障害者手帳所持者数の推移

令和７年度末（令和８年３月３１日現在）の身体障害者手帳所持者数は、７．３８６人となっており、令和２年度から１１人減少しています。等級別で見ると、１級が２．４８６人、２級が１．２０８人、３級が１．０２２人、４級が１．８４０人、５級が３７５人、６級が４５５人となっています。

また、等級別の割合を見ると、１級の割合が最も高く、次いで４級の割合が高くなっており、その推移を見ると、６級が微増傾向にあります。（図表２－５）。

図表２－５　身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

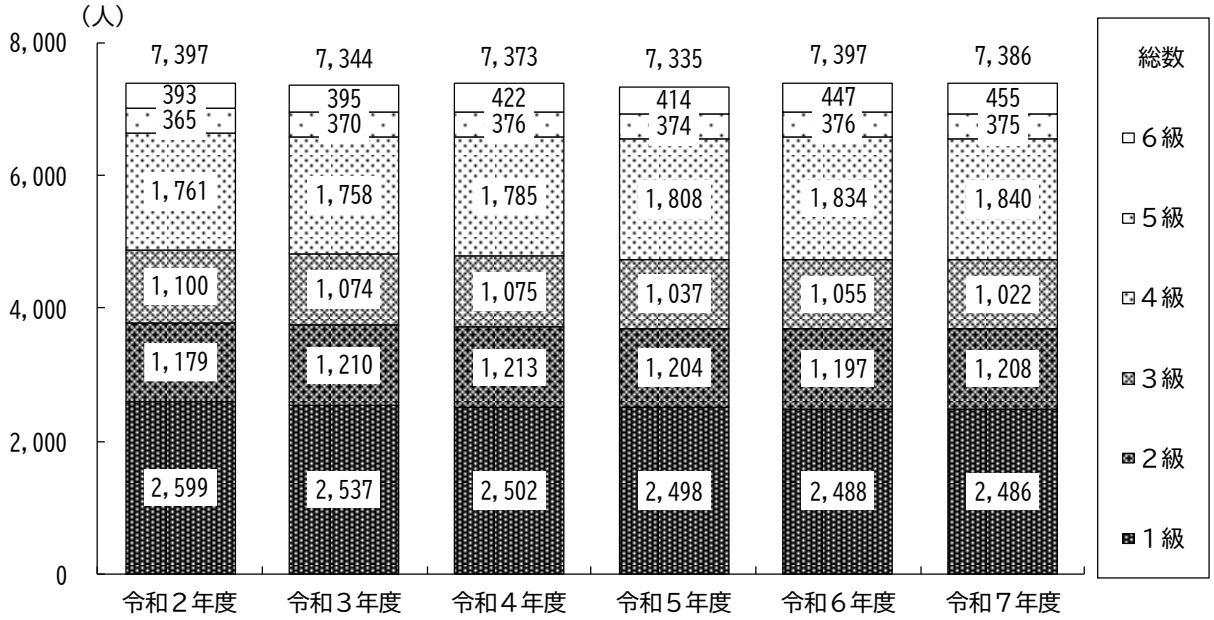

（単位：％）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
１級	35.1	34.5	33.9	34.1	33.6	33.7
２級	15.9	16.5	16.5	16.4	16.2	16.4
３級	14.9	14.6	14.6	14.1	14.3	13.8
４級	23.8	23.9	24.2	24.6	24.8	24.9
５級	4.9	5.0	5.1	5.1	5.1	5.1
６級	5.3	5.4	5.7	5.6	6.0	6.2

出典：府中市作成(各年度３月３１日)

③　愛の手帳所持者数の推移

令和７年度末（令和８年３月３１日現在）の愛の手帳所持者数は、２．４９２人となっており、令和２年度から３０３人増加しています。程度別で見ると、１度が１００人、２度が５６９人、３度が４９０人、４度が１．３３３人（令和７年度）となっています。

また、程度別の割合の推移を見ると、４度の割合が高くなっており、１度から３度の割合が低くなっています（図表２－６）。

図表２－６　愛の手帳所持者数（程度別）の推移

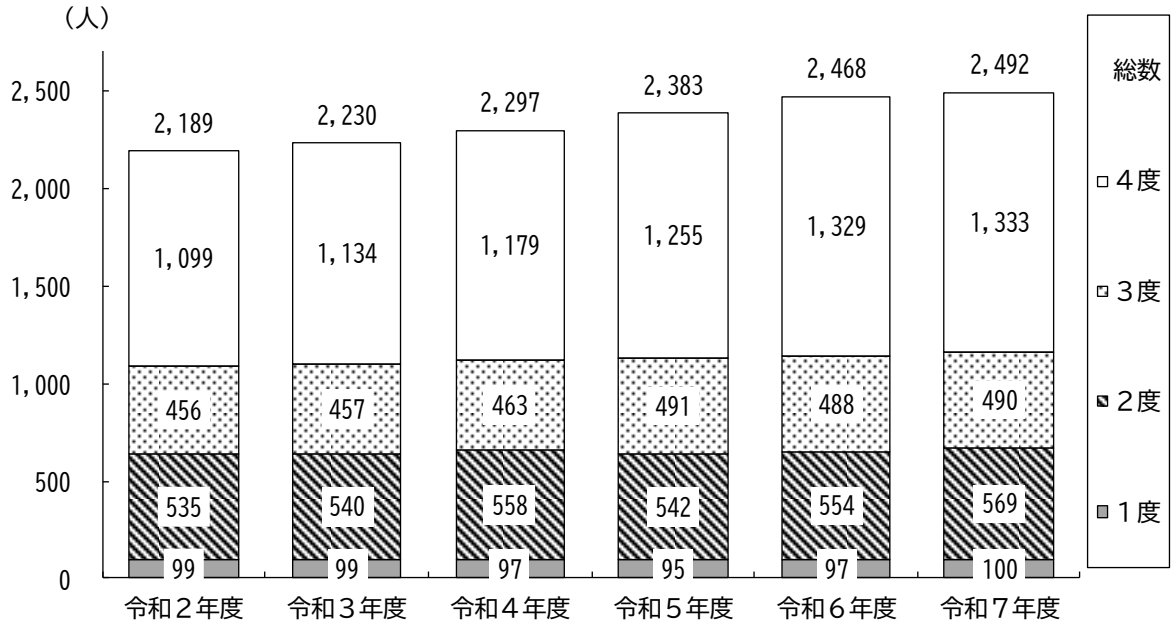

（単位：%）

区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	１度	4.5	4.4	4.2	4.0	3.9	4.0
	２度	24.4	24.2	24.3	22.7	22.4	22.8
	３度	20.8	20.5	20.2	20.6	19.8	19.7
	４度	50.2	50.9	51.3	52.7	53.8	53.5

出典：府中市作成(各年度３月３１日)

④　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和７年度末（令和８年３月３１日現在）の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、３．９４１人となっており、令和２年度から１．１７２人増加しています。等級別で見ると、１級が１９３人、２級が１．８３５人、３級が１．９１３人となっています。

また、等級別の割合の推移を見ると、令和４年度以降、３級の割合が高くなっています（図表２－７）。

図表２－７　精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

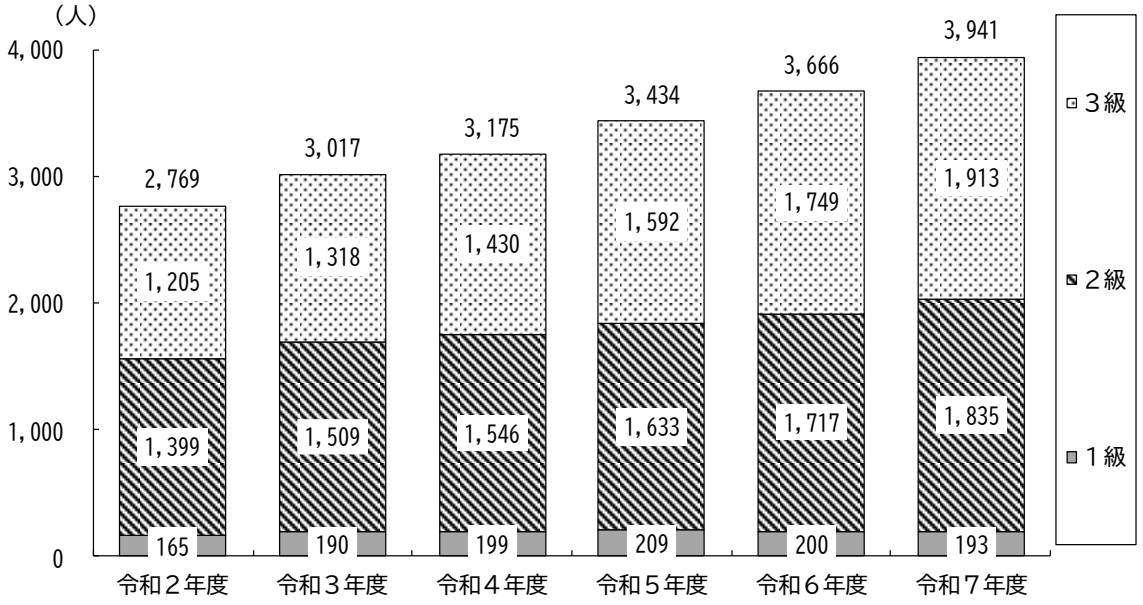

（単位：％）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
１級	6.0	6.3	6.3	6.1	5.5	4.9
２級	50.5	50.0	48.7	47.6	46.8	46.6
３級	43.5	43.7	45.0	46.4	47.7	48.5

出典：府中市作成(各年度３月３１日)

⑤　難病患者（特殊疾病認定患者）の推移

難病患者（特殊疾病認定患者）数は、令和２年度から令和７年度までは増加傾向が続いています。令和７年度末（令和８年３月３１日現在）は２．５４８人となっています（図表２－８）。

図表２－８　難病患者（特殊疾病認定患者)数の推移

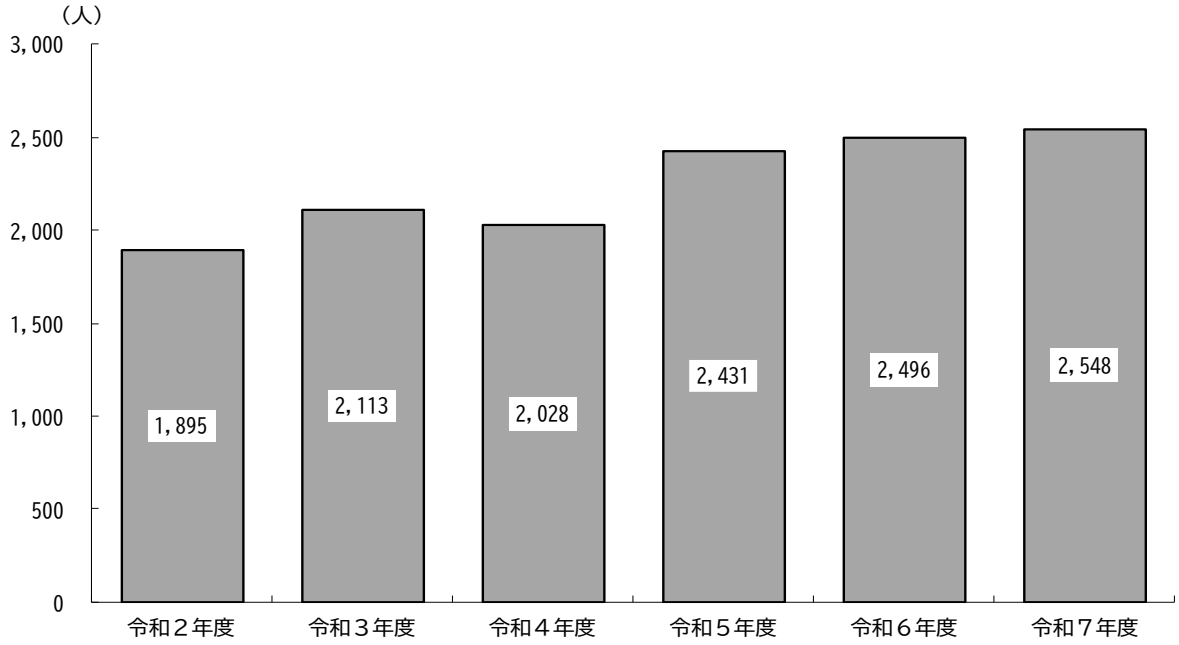

出典：府中市作成(各年度３月３１日)

（２）障害のある児童の現状

①　１８歳未満の手帳所持者

令和７年度末（令和８年３月３１日現在）の１８歳未満の手帳所持者数は、８５８人となっています。愛の手帳所持者が８割近くを占めています（図表２－９）。

図表２－９　１８歳未満の手帳所持者数の推移

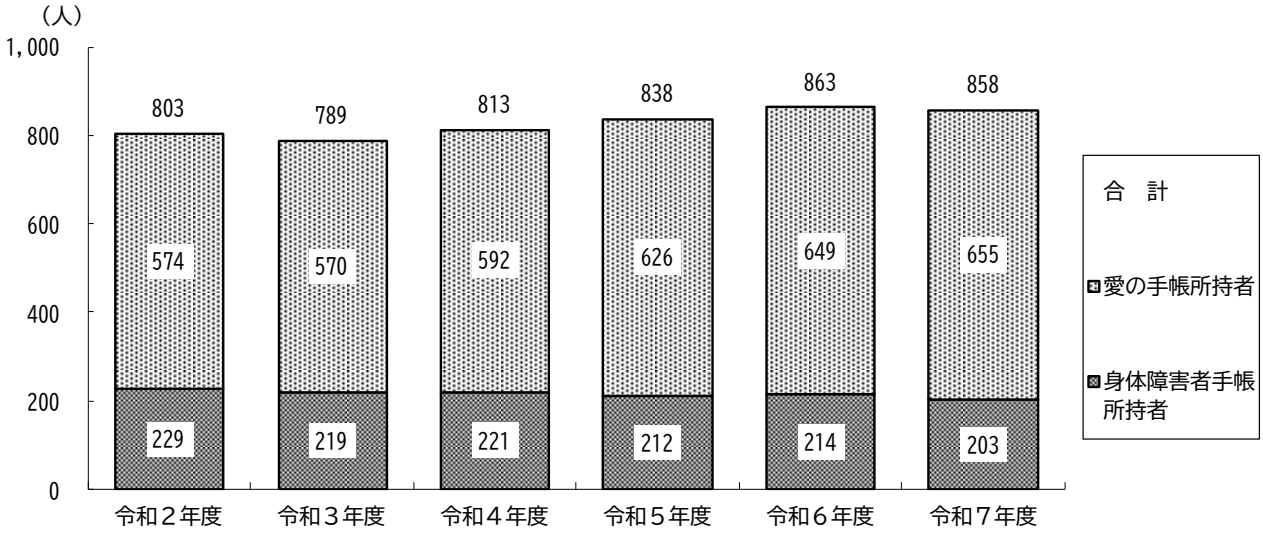

（単位：％）

区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	身体障害者手帳所持者	28.5	27.8	27.2	25.3	24.8	23.7
	愛の手帳所持者	71.5	72.2	72.8	74.7	75.2	76.3

※　精神障害者保健福祉手帳所持者数及び難病患者（特殊疾病認定患者）数について、市では１８歳未満の人数を公開していません。

出典：府中市作成(各年度３月３１日)

②　１８歳未満の身体障害者手帳所持者

令和７年度末（令和８年３月３１日現在）の１８歳未満の身体障害者手帳所持者数は、２０３人となっており、等級別で見ると、１級が８７人、２級が４２人、３級が３３人、４級が２４人、５級が１０人、６級が７人となっています。

等級別の割合を見ると、１級から３級でほぼ8割を占めています（図表２－１０）。

図表２－１０　１８歳未満の身体障害者手帳所持者（等級別）数の推移

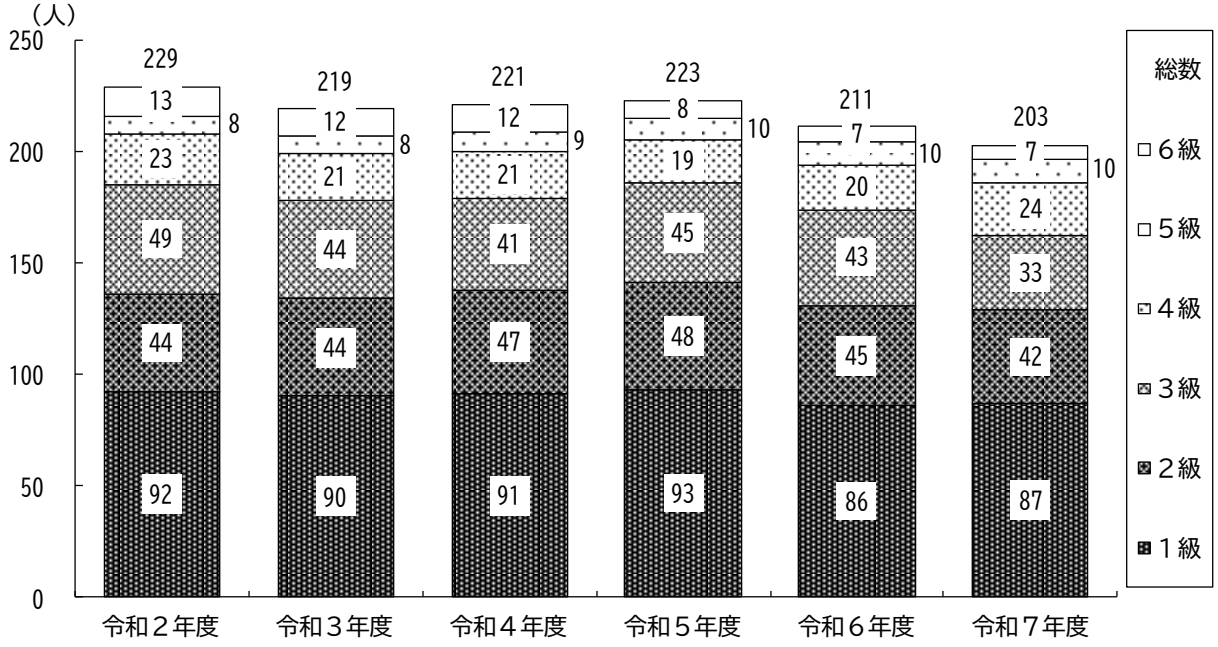

（単位：%）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
１級	40.2	41.1	41.2	41.7	40.8	42.9
２級	19.2	20.1	21.3	21.5	21.3	20.7
３級	21.4	20.1	18.6	20.2	20.4	16.3
４級	10.0	9.6	9.5	8.5	9.5	11.8
５級	3.5	3.7	4.1	4.5	4.7	4.9
６級	5.7	5.5	5.4	3.6	3.3	3.4

出典：府中市作成(各年度３月３１日)

③　１８歳未満の愛の手帳所持者

令和７年度末（令和８年３月３１日現在）における１８歳未満の愛の手帳所持者数は、６５５人となっており、令和２年度から８１人増加しています。程度別で見ると、１度が１２人、２度が１４２人、３度が１３０人、４度が３７１人（令和７年度）となっています。

令和７年度の程度別の割合を見ると、４度の割合が最も多く、６割近くとなっています（図表２－１１）。

図表２－１１　１８歳未満の愛の手帳所持者（程度別）数の推移

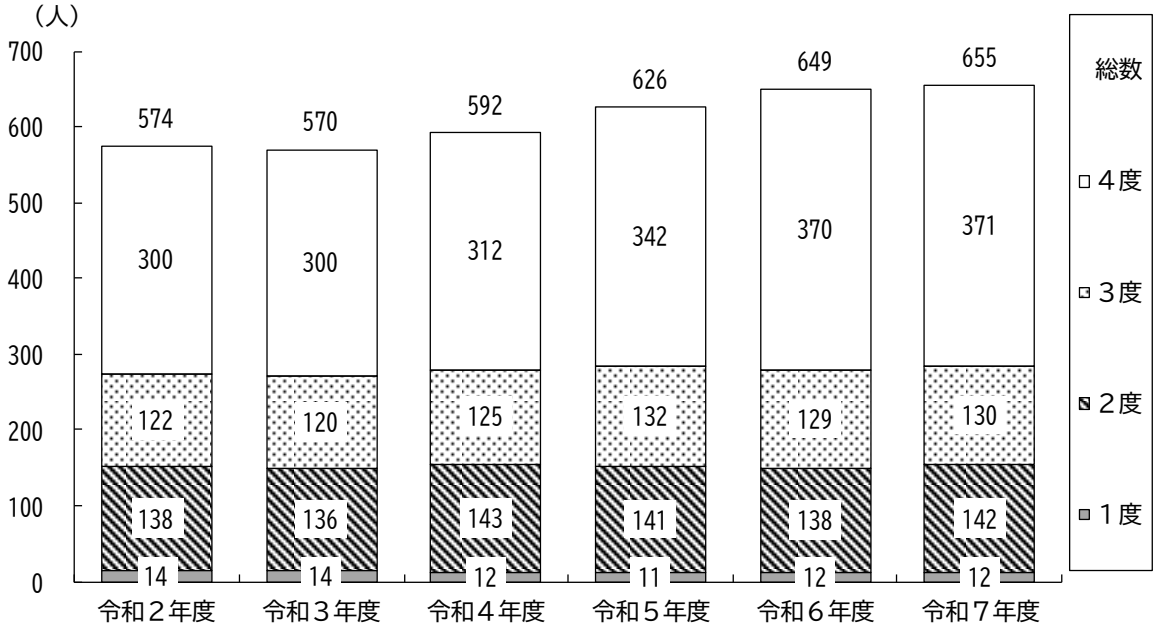

（単位：％）

区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	１度	2.4	2.5	2.0	1.8	1.8	1.8
	２度	24.0	23.9	24.2	22.5	21.3	21.7
	３度	21.3	21.1	21.1	21.1	19.9	19.8
	４度	52.3	52.6	52.7	54.6	57.0	56.6

出典：府中市作成(各年度３月３１日)

3　障害福祉サービスの実績

（1）訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護のサービス量は、平成３０年度から令和３年度にかけて増加傾向でしたが、令和５年度にかけて減少傾向に転じています。その後重度訪問介護のサービス量は令和７年度にかけて増加しています（図表２－１２）。

図表２－１２　訪問系サービスの利用状況

（３月分実績）

サービス名	単位	第５期			第６期			第７期	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
訪問系サービス	サービス量（時間）	36,114	38,801	38,845	39,713	38,482	31,095	36,778	37,836
	実利用者数（人）	524	522	518	540	502	432	514	481
居宅介護	サービス量（時間）	6,421	6,577	6,888	6,880	6,684	5,795	6,947	6,645
	実利用者数（人）	390	393	395	408	387	367	381	347
重度訪問介護	サービス量（時間）	28,729	30,209	31,145	31,887	30,597	24,074	28,529	29,659
	実利用者数（人）	65	66	66	67	63	59	58	54
同行援護	サービス量（時間）	748	771	603	748	986	850	1,051	1,155
	実利用者数（人）	52	53	49	56	55	55	62	61
行動援護	サービス量（時間）	217	245	209	198	215	190	251	377
	実利用者数（人）	17	10	8	9	9	10	13	19
重度障害者等包括支援	サービス量（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0

（2）日中活動系サービス

日中活動系サービスは、平成３０年度から令和７年度にかけて、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ｂ型）、就労定着支援が増加傾向となっています（図表２－１３）。

図表２－１３　日中活動系サービスの利用状況

（３月分実績）

サービス名	単位	第５期			第６期			第７期	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
生活介護	サービス量（人日）	9,688	10,222	10,322	10,721	10,503	11,197	11,009	9,356
	実利用者数（人）	528	532	554	553	565	566	552	545
自立訓練（機能訓練）	サービス量（人日）	23	64	35	8	0	0	25	3
	実利用者数（人）	1	3	2	1	0	0	2	1
自立訓練（生活訓練）	サービス量（人日）	389	307	268	495	677	809	917	793
	実利用者数（人）	28	21	23	40	45	56	59	50
就労移行支援	サービス量（人日）	1,045	1,468	1,711	1,961	1,795	1,888	1,721	1,804
	実利用者数（人）	68	94	94	112	103	117	102	106
就労継続支援（Ａ型）	サービス量（人日）	606	616	667	595	529	516	448	489
	実利用者数（人）	32	32	34	31	28	28	24	26
就労継続支援（Ｂ型）	サービス量（人日）	6,106	6,290	6,582	6,920	7,300	8,391	7,591	8,315
	実利用者数（人）	436	426	440	470	484	522	509	546
就労定着支援	実利用者数（人）	13	20	38	48	51	64	61	71
療養介護	実利用者数（人）	37	36	35	32	32	31	36	38
短期入所	サービス量（人日）	775	717	861	713	703	820	867	788
	実利用者数（人）	154	143	123	131	134	152	164	166
短期入所(福祉型)	サービス量（人日）	636	543	749	541	586	676	717	670
	実利用者数（人）	133	115	101	105	113	127	141	148
短期入所(医療型)	サービス量（人日）	139	174	112	172	117	144	150	118
	実利用者数（人）	21	28	22	26	21	25	23	18

（３）居住系サービス

居住系サービスは、共同生活援助の利用増加が続いています。令和７年度は自立生活援助が０人、施設入所支援が１５７人、共同生活援助が３６８人となっています（図表２－１４）。

図表２－１４　居住系サービスの利用状況

（３月分実績）

サービス名	単位	第５期			第６期			第７期	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
自立生活援助	人	0	0	1	1	2	2	1	0
施設入所支援	人	151	149	149	146	150	150	152	157
共同生活援助	人	194	217	230	260	289	308	317	368

（４）相談支援サービス

相談支援サービスは、令和７年度は計画相談支援が４３８人、地域移行支援が４人、地域定着支援が２人となっています（図表２－１５）。

図表２－１５　相談支援サービスの利用状況

（３月分実績）

サービス名	単位	第５期			第６期			第７期	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
計画相談支援	人	314	420	387	415	416	429	403	438
地域移行支援	人	3	4	6	5	4	4	4	4
地域定着支援	人	2	3	3	3	3	4	3	2

（５）地域生活支援事業

地域生活支援事業は、制度改正に伴い、体系、事業名称が変更されています。相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業は、大きな変化はありません。地域活動支援センターは、令和７年度は増加し３．３６３人となっています（図表２－１６）。

図表２－１６　地域生活支援事業の利用状況

（年間実績）

サービス名	単位	第５期			第６期			第７期	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
(1)理解促進研修・啓発事業		有	有	有	有	有	有	有	有
(2)自発的活動支援事業		有	有	有	有	有	有	有	有
(3)相談支援事業									
①相談支援事業									
ア　障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4	4	4
イ　地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター等機能強化事業		無	無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援等事業		有	有	有	有	有	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業		有	有	有	有	有	有	有	有
(5)成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有	有	有	有	有	有
(6)意思疎通支援事業									
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業									
実利用者数	人	51	60	43	36	51	49	123	118
派遣人数	人	741	710	487	643	723	704	746	703
②手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1	1	1
(7)日常生活用具給付等事業	件	4,967	4,966	4,899	5,332	4,639	5,054	5,040	4,956
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	20	24		19	24	7	16	26
②自立生活支援用具	件	47	43	43	55	55	51	44	32
③在宅療養等支援用具	件	60	39	48	33	47	58	45	32
④情報・意思疎通支援用具	件	88	108	112	107	39	92	86	79
⑤排せつ管理支援用具	件	4,743	4,744	4,665	5,111	4,456	4,824	4,841	4,776
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	9	8	11	7	18	8	8	8
(8)手話通訳者養成研修事業									
手話通訳者認定試験合格者数	人	1	0	0	0	0	4	2	4
(9)点字奉仕員養成研修事業									
点字講習会（中級）修了者数	人	4	7	0	5	5	3	17	2
(10)移動支援事業									
実利用者数	人	375	388	317	329	341	351	356	370
支給決定者数	人	491	562	603	641	631	626	630	596
延べ利用時間数	人	42,538	43,463	33,081	36,899	39,439	41,647	40,469	39,534
(11)地域活動支援センター									
実施か所数	か所	5	5	5	5	5	5	5	5
実利用者数	人	3,908	2,086	333	1,423	2,618	2,937	3,768	3,363
(12)福祉ホームの運営									
実利用者数	人	1	1	1	1	1	1	1	1
延べ利用回数	回	365	366	365	365	365	366	365	365
(13)訪問入浴サービス									
実利用者数	人	31	28	27	27	25	24	19	18
延べ利用回数	回	1,163	1,118	1,025	966	809	784	691	679
(14)日中一時支援									
実利用者数	人	72	71	45	60	62	67	69	63
延べ利用回数	回	1,334	1,339	749	1,499	1,594	2,213	2,120	1,808
(15)レクリエーション活動等支援		有	有	無	有	有	有	有	有
(16)点字・声の広報等発行		有	有	有	有	有	有	有	有
(17)自動者運転免許取得助成	人	2	2	6	0	2	1	6	3
(18)自動車改造助成	件	5	7	4	2	2	5	1	2

４　障害児福祉サービスの実績

平成３０年の児童福祉法の一部改正に伴い、「府中市障害児福祉計画（第１期）」を策定しました。児童発達支援は、サービス量、実利用者数ともに増加が続いています。放課後等デイサービスは、平成３０年度と比べ令和７年度のサービス量、実利用者数が増えています（図表２－１７）。

図表２－１７　障害児福祉サービスの利用状況

（３月分実績）

サービス名	単位	第５期			第６期			第７期	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
(1)児童発達支援	サービス量（人日）	1,555	1,585	1,491	2,295	1,712	1,913	2,584	2,701
	実利用者数（人）	208	216	206	239	231	259	288	302
(2)医療型児童発達支援	サービス量（人日）	112	109	65	98	79	108	116	0
	実利用者数（人）	19	20	12	15	14	16	15	0
(3)居宅訪問型児童発達支援	サービス量（人日）	0	0	0	0.75	4	0	4	2
	実利用者数（人）	0	0	0	1	1	0	1	1
(4)保育所等訪問支援	サービス量（人日）	0	3	7	33	49	13	140	191
	実利用者数（人）	0	1	2	10	21	7	59	59
(5)放課後等デイサービス	サービス量（人日）	5,673	5,364	5,323	6,385	6,539	7,100	6,443	7,269
	実利用者数（人）	477	489	449	528	528	647	588	697
(6)障害児相談支援	サービス量（人日）	52	54	59	63	65	67	59	71
(7)医療的ケア児支援のコーディネーター		0	0	0	0	0	1	2	3

5　障害者計画の評価

（1）事業の進捗状況

障害者計画（令和３年度～令和７年度）に掲載されている事業の実績や進捗状況について、府中市障害者計画推進協議会に諮りながら評価を行いました。評価は次の３段階で行い、評価に基づき、次年度以降に向けた改善点等を検討しました。

〇：事業内容のとおり実施

△：事業内容の一部を実施

×：未実施

目標１　協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

事業は全て実施しています。今後も各種イベント、広報等を通じて、障害のある人への理解・啓発、福祉意識の醸成を推進するとともに、障害者福祉団体、障害福祉サービス事業所との協働を進め、市民へのノーマライゼーションの意識啓発を推進していきます。また、道路や交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人の地域参加等により、地域による見守り、支え合い支援を充実していく必要があります。

方針	評価	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
（1）市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	〇	4	4	5	5	5
	△	0	0	0	0	0
	×	1	1	0	0	0
（2）バリアフリーの推進	〇	4	5	4	5	5
	△	0	0	1	0	0
	×	1	0	0	0	0
（3）地域における見守り・支え合いの推進	〇	7	8	8	8	8
	△	1	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
（4）障害者福祉団体の活動支援及び協働	〇	2	2	2	2	2
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
（5）障害福祉サービス事業所への支援及び協働	〇	5	5	5	5	5
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
計	〇	22	24	24	25	25
	△	1	0	1	0	0
	×	2	1	0	0	0

※　表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。

目標２　障害のある人の社会参画の推進

事業はおおむね実施しています。各種の障害福祉サービスの充実やイベント、活動機会の充実により、障害のある人の社会参加が進んでいます。また、各種の就労支援サービスにより、障害のある人の就労も進んでいると考えられます。

今後は、関係機関の連携の強化をより一層進めていくとともに、市における障害者活躍推進計画等の着実な実施等、障害のある人の社会参加に向けた、より実効性のある取組が求められています。

方針	評価	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
（１）地域活動及び社会活動への参加促進	○	4	4	4	4	4
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
（２）生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保	○	3	3	3	3	3
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
（３）就労への支援	○	9	9	9	8	8
	△	1	1	1	2	2
	×	0	0	0	0	0
計	○	16	16	16	15	15
	△	1	1	1	2	2
	×	0	0	0	0	0

※　表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。

目標３　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

事業は全て実施しています。民間事業者への周知も、府中市障害者差別解消支援地域連絡会議により行われています。

今後も、府中市障害者差別解消支援地域連絡会議、本市の障害者虐待防止センター、府中市権利擁護センターの活動等を継続的に支援することにより、障害のある人に対する差別の解消、権利擁護、虐待の防止に取り組む必要があります。

方針	評価	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
（１）障害のある人に対する差別の解消の推進	○	2	2	2	2	2
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
（２）虐待防止	○	1	1	1	1	1
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
（３）権利擁護の推進	○	2	2	2	2	2
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
計	○	5	5	5	5	5
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0

※　表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。

目標４　情報提供と相談支援機能の充実

事業は全て実施しています。基幹相談支援センターも、総合相談、ネットワークづくり等の中核として運営されています。

今後も、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）や相談支援事業所等と継続的に連携し、発達段階から切れ目のない支援や、多機関協働による包括的な相談支援を推進するとともに、障害のある人への相談支援機能の充実を図る必要があります。また、分かりやすい情報提供に努め、情報提供体制の充実を進めていきます。

方針	評価	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
（１）相談支援機能の充実・強化、意思決定支援	○	9	9	9	9	9
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
（２）情報提供体制の充実	○	8	8	8	8	8
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
計	○	17	17	17	17	17
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0

※　表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。

目標５　安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

事業はおおむね実施しています。障害福祉サービスは、今後も安定した提供ができるよう、事業者の確保等が必要です。また、今後利用の増加が見込まれる心身障害者福祉センターや相談等の件数が増加している地域生活支援センターは、利用者のニーズを踏まえた機能の充実が求められています。

方針	評価	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
（１）地域生活を支えるサービスの充実	○	28	28	28	28	28
	△	0	0	0	0	0
	×	1	1	1	1	1
（２）安心して生活できる環境づくり	○	13	13	13	13	13
	△	0	0	0	0	0
	×	1	1	1	1	1
（３）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討	○	1	1	1	1	1
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
（４）災害時の支援体制の構築と福祉避難所の確保	○	2	2	2	2	2
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
（５）感染症対策の推進	○	2	2	2	2	2
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
計	○	46	46	46	46	46
	△	0	0	0	0	0
	×	2	2	2	2	2

※　表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。

目標６　障害のある児童への支援の充実

事業は全て実施しています。特別支援教室の利用者数も増加しています。

特別支援教室の利用者数が増加するなかで、通常級においても特別支援教育の専門性が求められています。また、子ども発達支援センターを中心に、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援が求められています。特に医療的ケア児については、医療的ケア児コーディネーターのスキルアップ等により、適切な支援が求められています。更に、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援等の比較的新しいサービスについても、ニーズの把握とともに適切なサービス提供が求められています。

方針	評価	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
（１）インクルーシブ教育システムの構築	○	5	5	5	5	5
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
（２）乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築	○	8	8	9	9	9
	△	0	1	0	0	0
	×	1	0	0	0	0
（３）障害児通所支援等の充実	○	6	6	6	6	6
	△	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
計	○	19	19	20	20	20
	△	0	1	0	0	0
	×	1	0	0	0	0

※　表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。

（２）重点施策の進捗状況

障害者計画（令和３年度～令和８年度）では、８つの重点施策を設定し、それぞれ指標を設定して推進してきました。各重点施策の令和７年度までの進捗状況は以下のとおりです。

障害者計画（令和３年度～令和７年度）記載の内容			
重点施策	指標名（単位）	指標の説明	令和７年度 目標値
障害理解・意識啓発の推進	障害者地域交流促進事業参加者数（人）	障害者軽スポーツ大会、ＷａｉＷａｉフェスティバル及びプール開放の参加者数	6.150人
各機関の連携の一層強化	関係機関連絡会の実施	就労支援センターみ～なを中心とした関係機関連絡会の実施	－
就労支援事業の強化	就労移行支援事業等を利用した一般就労への移行者数(人)	障害者就労支援事業等を利用し、一般就労に移行した人数	43人
差別の解消へ向けた取組の強化	「合理的配慮の提供」の認知度（%）	障害等のある人に関する調査、子どもの育ちや発達に関する調査での「合理的配慮の提供」の普及度。令和３年度より質問項目に含める。	30.5%
権利擁護の推進	権利擁護センターふちゅうにおける成年後見制度に係る相談件数（件）	成年後見制度の仕組みや概要等を説明し、成年後見制度の活用につなげる	980件
基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの構築	指定特定相談支援事業者数（か所）	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスを利用するためのサービス等の利用計画を作成及び基本相談支援の提供を行うことができる指定特定相談支援事業者数	20か所
地域生活支援拠点等の運営	地域生活支援拠点登録事業所数（か所）	地域生活拠点等の機能を担う事業所としての届出書を提出している事業所数	15か所
福祉型児童発達支援センターの整備	発達相談の新規利用者数（人）	発達相談のインテーク（初回面接）件数	300人

指標名（単位）	令和３年度～令和７年度の実績				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
障害者地域交流促進事業参加者数（人）	2.410人	4.458人	5.146人	6.325人	6.059人
関係機関連絡会の実施	有	有	有	有	有
就労移行支援事業等を利用した一般就労への移行者数(人)	46人	68人	79人	96人	70人
「合理的配慮の提供」の認知度（%）	44.60%	32.40%	25.50%	36.50%	25.90%
権利擁護センターふちゅうにおける成年後見制度に係る相談件数（件）	920件	1070件	993件	792件	838件
指定特定相談支援事業者数（か所）	19か所	18か所	17か所	19か所	18か所
地域生活支援拠点登録事業所数（か所）	8か所	8か所	10か所	8か所	9か所
発達相談の新規利用者数（人）	218人	260人	195人	441人	420人

６　郵送による調査から見た現状

■各調査概要

①　調査の目的

本調査は、障害者福祉に関する意見や要望を把握することにより、府中市障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

②　調査の種類と対象者

調査種別	対象者	抽出方法
①障害等のある人への調査	市内の 18 歳以上の障害者手帳所持者、自立支援医療受給者証所持者、特定医療費受給者証所持者　2.300 人 【内訳】 ①身体障害者　1.012 人 ②知的障害者　244 人 ③精神障害者　571 人 ④自立支援医療受給者　150 人 ⑤難病患者　323 人	①市内に居住する 18 歳以上の身体障害者手帳所持者より無作為抽出 ②市内に居住する 18 歳以上の愛の手帳所持者より無作為抽出 ③市内に居住する 18 歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者より無作為抽出 ④市内に居住する 18 歳以上の自立支援医療受給者証所持者より無作為抽出 ⑤市内に居住する 18 歳以上の特定医療費受給者証所持者より無作為抽出
②子どもの育ちや発達に関する調査	市内の 18 歳未満の障害者手帳所持者、特定医療費受給者証所持者、児童通所受給証・障害福祉サービス受給者証所持者の保護者　1.000 人 【内訳】 ①身体障害児　183 人 ②知的障害児　552 人 ③精神障害児　81 人 ④小児慢性特定疾病　165 人 ⑤児童通所受給者証・障害福祉サービス受給者証所持者　19 人	①市内に居住する 18 歳未満の身体障害者手帳所持者 ②市内に居住する 18 歳未満の愛の手帳所持者 ③市内に居住する 18 歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者 ④市内に居住する 18 歳未満の特定医療費受給者証所持者 ⑤市内に居住する 18 歳未満の児童通所受給者証・障害福祉サービス受給者証所持者より無作為抽出
③障害者福祉団体調査	市内の障害者福祉団体　11 団体	市内の障害者福祉団体（当事者団体・家族会）
④障害福祉サービス事業所調査	市内の障害福祉サービス事業所　146 事業所	市内の障害福祉サービス事業所

③調査方法

・郵送配布・郵送回収(督促礼状１回送付)

④調査時期

・令和７年１０月３１日から１１月１７日(調査票締切)

⑤回収率

	発送･配布数	回収数 (回収率)	有効回収数 (有効回収率)
ア. 障害等のある人への調査	2.300	1.418 (61.7%)	1.413 (61.4%)
イ. 子どもの育ちや発達に関する調査	1.000	586 (58.6%)	585 (58.5%)
ウ. 障害者福祉団体調査	11	5 (45.5%)	5 (45.5%)
エ. 障害福祉サービス事業所調査	146	111 (76.0%)	110 (75.6%)

（１）サービスの満足度

①　サービスの満足度

「障害等のある人への調査」では、障害福祉サービスを利用している人のサービスの満足度について、「満足」（３４．８パーセント）と「やや満足」（３７．１パーセント）をあわせた＜満足層＞は７１．９パーセントとなっている一方、「やや不満」（１５．４パーセント）と「不満」（３．７パーセント）をあわせた＜不満層＞は１９．１パーセントとなっています（図表２－１８）。障害等の種類別では、精神障害者の「満足」（４５．６パーセント）と「やや満足」（３５．９パーセント）をあわせた＜満足層＞は８１．５パーセントと、他の障害種別に比べると１０ポイント以上高くなっています（図表２－１９）。

図表２－１８　障害福祉サービスの満足度（全体）

＜障害福祉サービスを利用している人＞

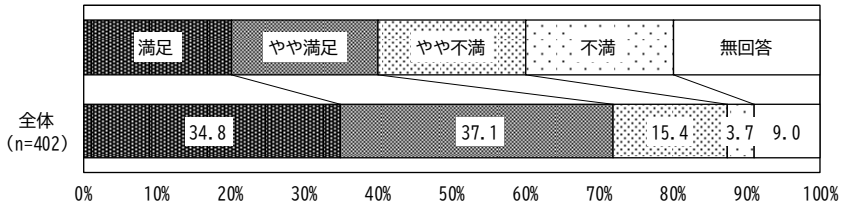

図表２－１９　障害福祉サービスの満足度（障害等の種類別）

＜障害福祉サービスを利用している人＞

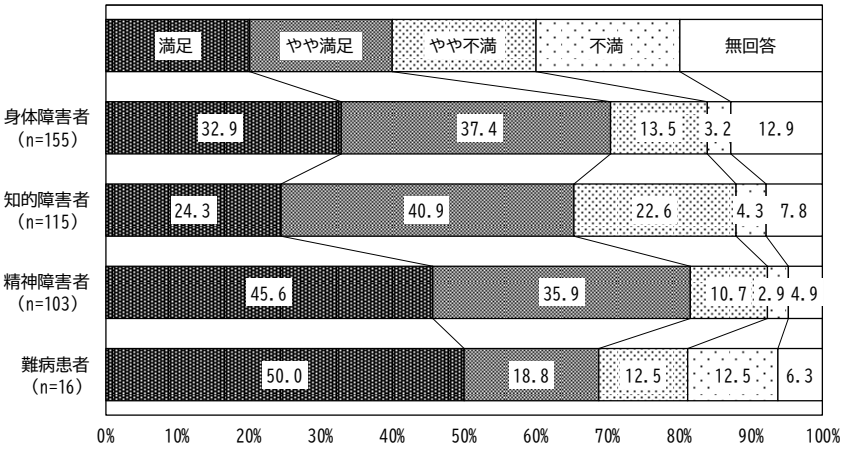

＜課題＞
・身体障害者、知的障害者向けの福祉サービスの満足度向上のために、相談機能の充実が必要である。
　→関連する方針：基本目標１-（１）地域生活を支えるサービスの充実
（８０～８３ページ）
基本目標１-（２）安心して生活できる住まい・環境づくり
（８３～８５ページ）
基本目標４-（３）福祉人材の確保・育成・定着支援
（９９ページ）

（２）就労

①　障害等のある人が働くために希望すること

「障害等のある人への調査」では、障害等のある人が働くために希望することについて、身体障害者、知的障害者は「自分の家の近くに働く場所があること」（身体：２８．１パーセント、知的：４５．６パーセント）、精神障害者と難病患者は「必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」（精神：５６．７パーセント、難病：５５．５パーセント）が最も多くなっています（図表２－２０）。

図表２－２０　障害等のある人が働くために希望すること
（全体、障害等の種類別：複数回答）
【障害等のある人への調査】

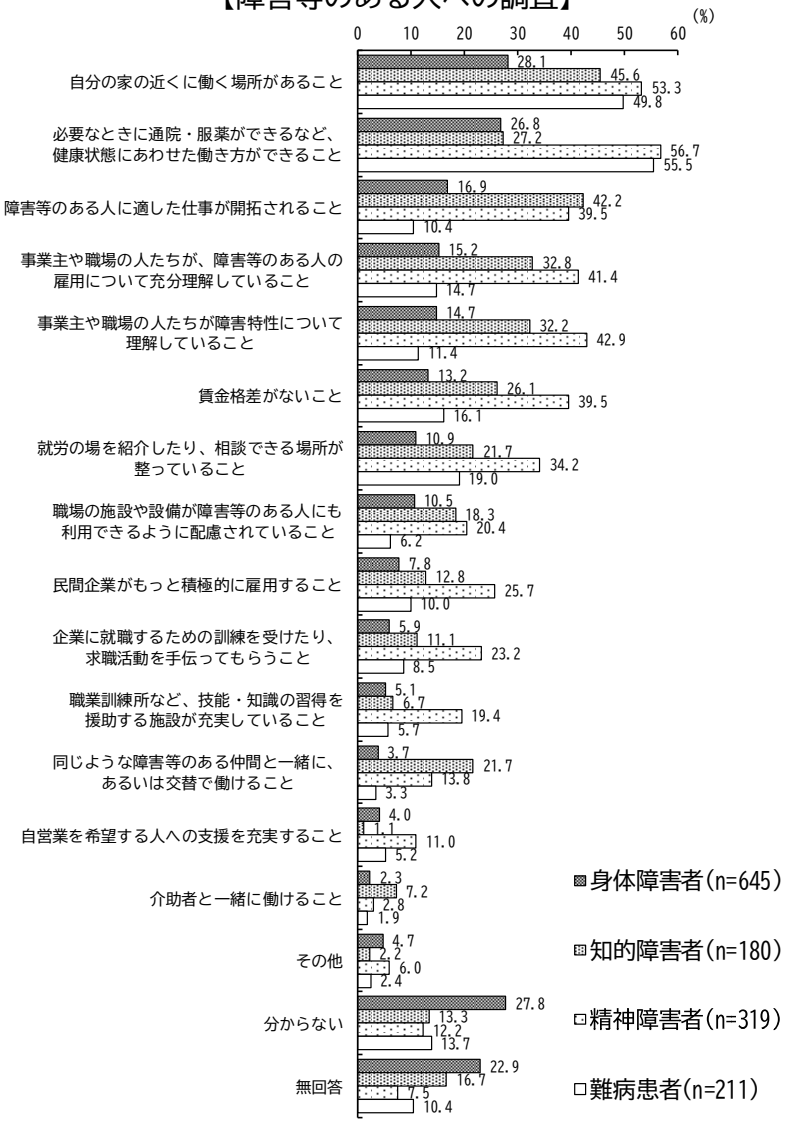

＜課題＞
・障害特性に応じた就労支援を行う必要がある。
　→関連する方針：基本目標５-(３)障害のある人の雇用・就労支援
　　（１０５～１０７ページ）

（３）相談

①　相談できる人の有無

「障害等のある人への調査」では、相談できる人の有無について、３障害、難病患者のいずれも「いる」が８割を超えています（図表２－２１）。

「子どもの育ちや発達に関する調査」においても、主に養育している人に対して相談できる人の有無について３障害、難病患者のいずれも「いる」が８割以上となっています（図表２－２２）。

図表２－２１　相談できる人の有無（障害等の種類別）
【障害等のある人への調査】

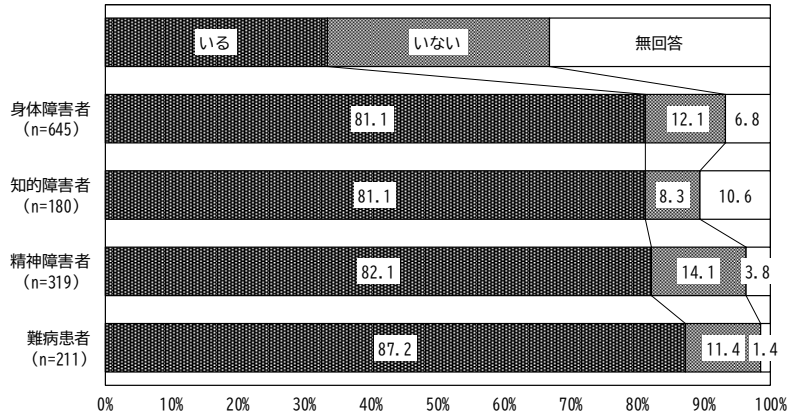

図表２－２２　相談できる人の有無（障害等の種類別）
【子どもの育ちや発達に関する調査】

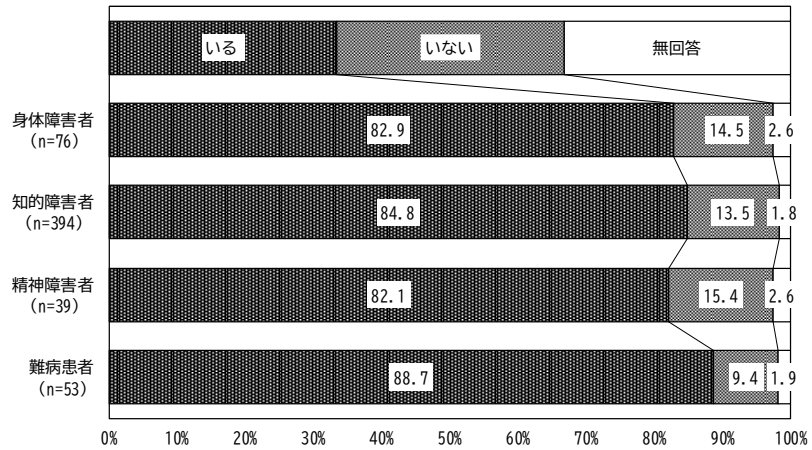

＜課題＞
・相談できる人がいないと回答した人に対して、ピアサポート活動の充実や家族会、当事者会への参加促進等、孤立を防ぐ支援の充実が必要である。
　→関連する方針：基本目標１-（６）介護者支援・家族支援（８９ページ）
　　基本目標２-（１）基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワーク（９０～９１ページ）
　　基本目標２-（２）多機関協働による包括的な相談支援体制の構築（９２～９３ページ）

（４）成年後見制度

①　成年後見人等にやってほしいこと

「障害等のある人への調査」では、成年後見人等にやってほしいこととして、３障害、難病患者のいずれも「生活・医療等に関する契約や手続き」（身体：４５．３パーセント、知的：６７．８パーセント、精神：５６．７パーセント、難病：６０．２パーセント）が最も多くなっています（図表２－２３）。

図表２－２３　成年後見人等にやってほしいこと(障害等の種類別：複数回答)

【障害等のある人への調査】

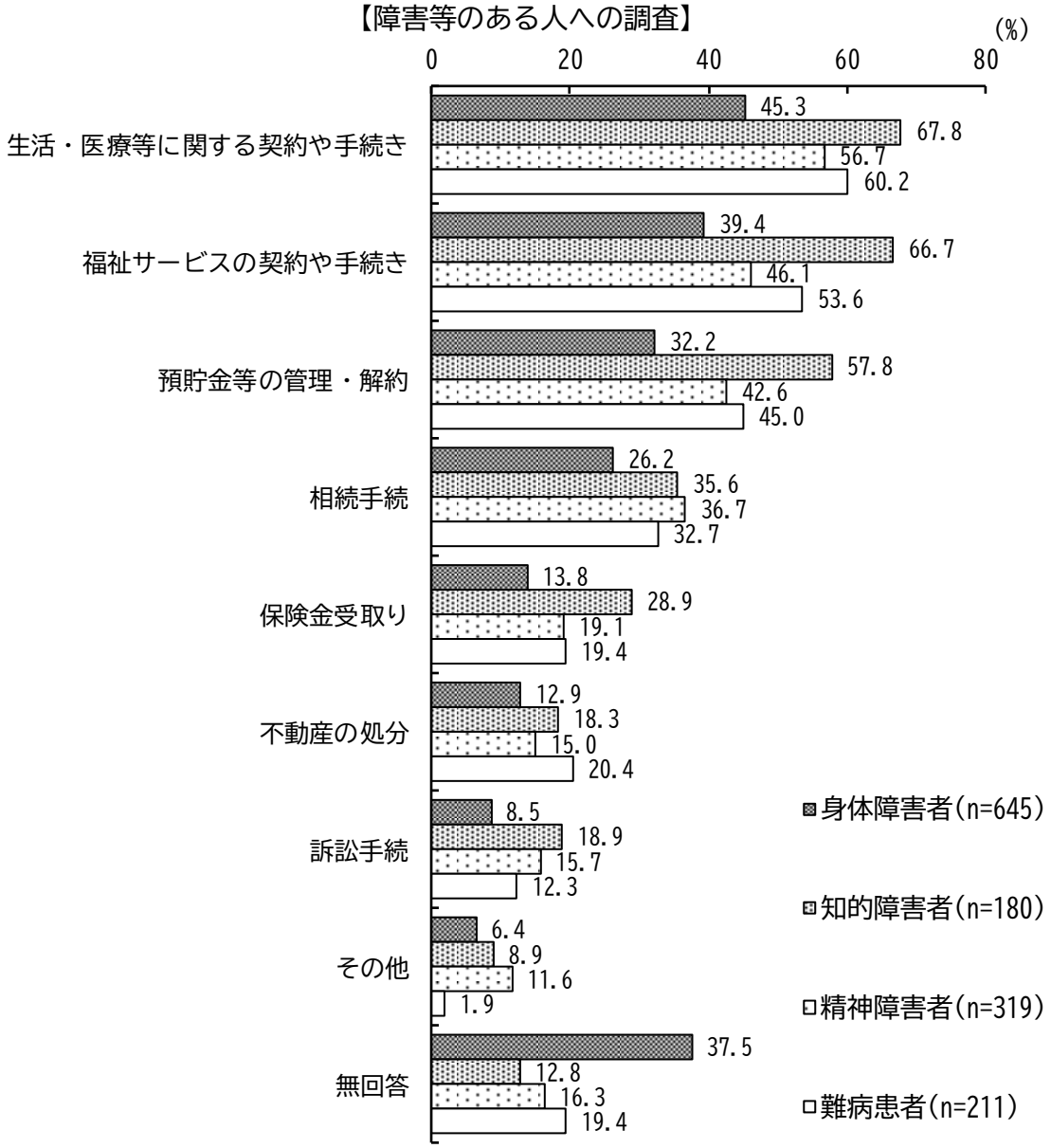

＜課題＞
・成年後見人に求められる業務は幅広いものになっている。
→関連する方針：基本目標３-(２)地域における権利擁護と意思決定支援の充実
（９５ページ）

（５）災害対応

①　緊急時の単独避難

「障害等のある人への調査」では、緊急時の単独避難について、「できない」の割合は、身体障害者では２８．１パーセント、知的障害者では５０．０パーセント、精神障害者では１０．０パーセント、難病患者では７．１パーセントとなっており、知的障害者は「できない」が半数となっています（図表２－２４）。

図表２－２４　緊急時の単独避難ができるか(障害等の種類別)
【障害等のある人への調査】

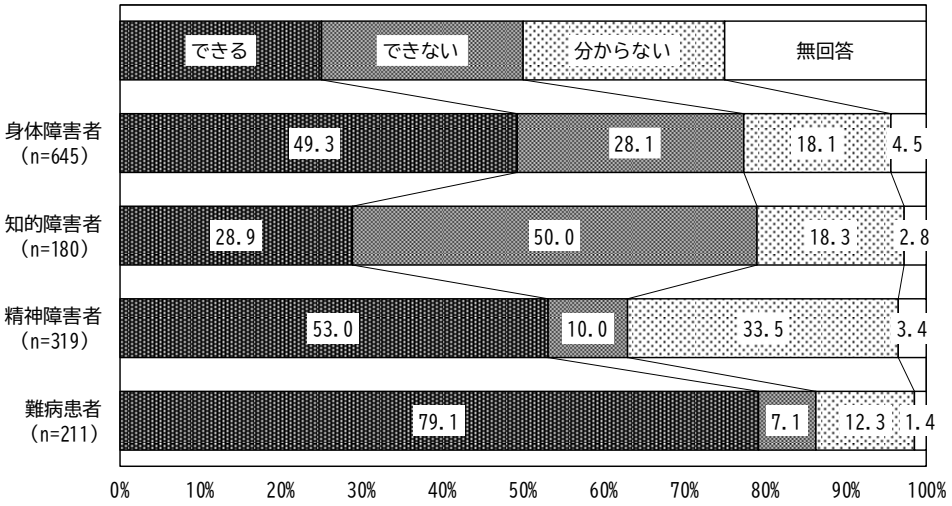

②　災害時の不安や心配ごと

「障害等のある人への調査」では、災害時の不安や心配ごととして、身体障害者では「避難所まで避難できるか心配」（４６．２パーセント）、知的障害者、精神障害者では「大勢の人の中での避難所生活に不安がある」（知的：６５．０パーセント、精神：６５．８パーセント）、難病患者では、「医療や常備薬の補給を受けられるか分からない」（６０．２パーセント）が最も多く、次いで精神障害者（５８．６パーセント）の順になっています（図表２－２５）。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、災害時に困ること・不安なこととして、身体障害者は「障害等のある人に配慮した避難所があるのか分からない」（４６．１パーセント）、知的障害者、精神障害者、難病患者は「大勢の人の中での避難所生活に不安がある」（知的：７０．８パーセント、精神：７１．８パーセント、難病：４１．５パーセント）が最も多くなっています（図表２－２６）。

図表２－２５　災害時の不安や心配ごと(障害等の種類別：複数回答)
【障害等のある人への調査】

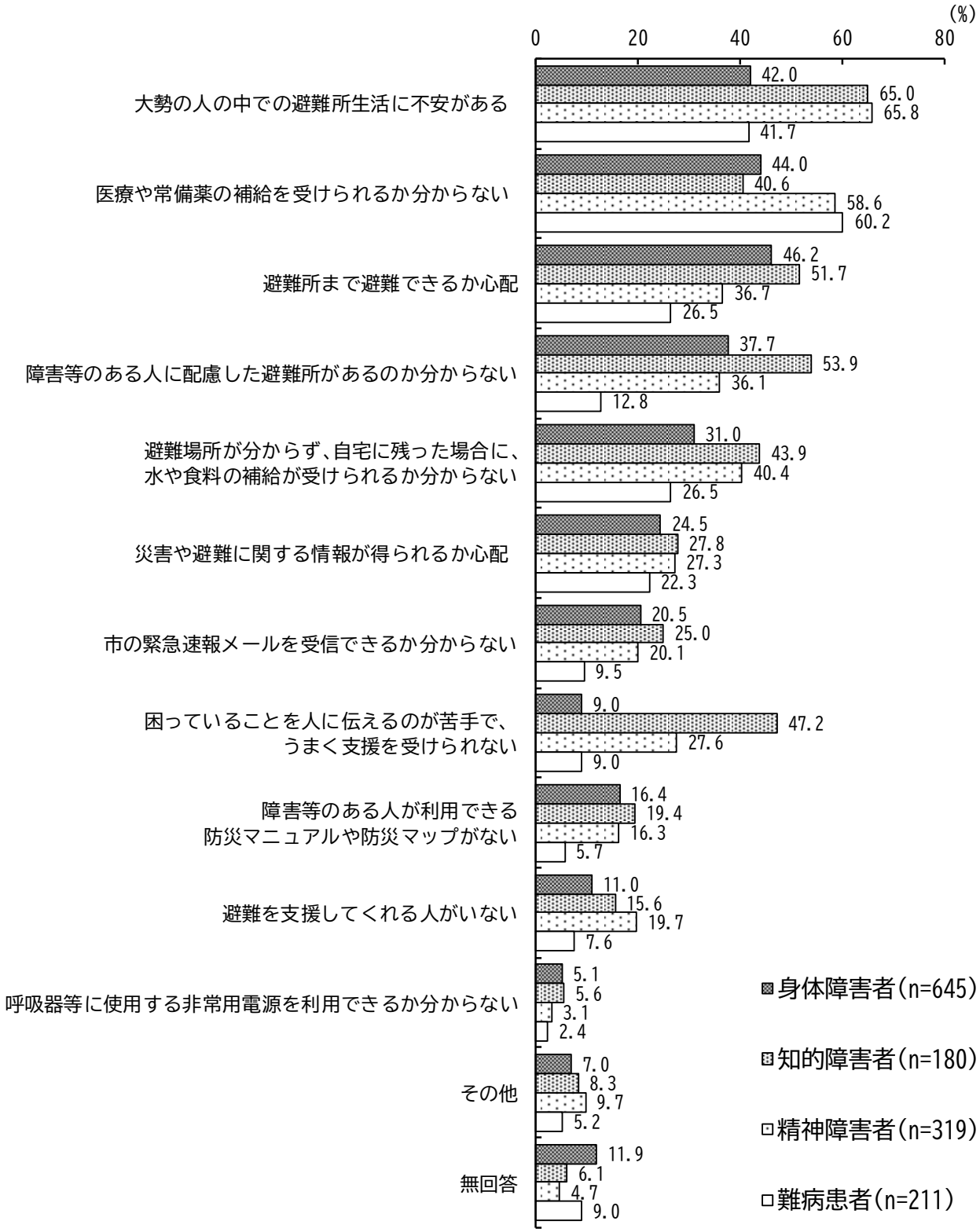

図表２－２６　災害時に困ること・不安なこと(障害等の種類別：複数回答)
【子どもの育ちや発達に関する調査】

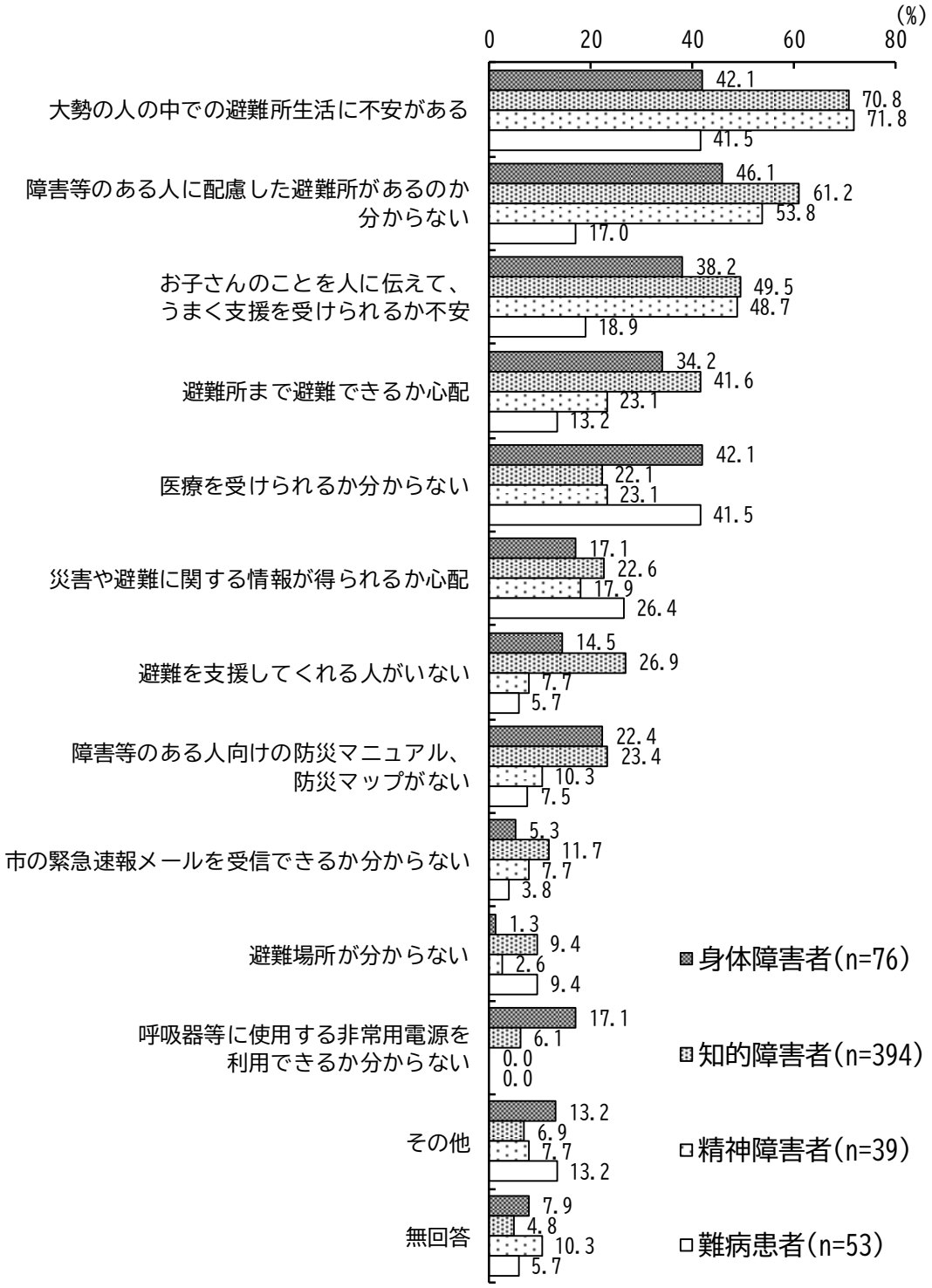

＜課題＞
・災害時に単独避難ができない障害者は知的障害者では半数となっている。
・災害時の不安や心配ごとでは、「大勢の中での避難所生活に不安がある」の割合が比較的高く、特に知的障害者、精神障害者で高くなっている。
→関連する方針：基本目標２-(３)情報提供体制の拡充（９２～９３ページ）
基本目標４-(６)災害時要援護者支援の体制づくり（１０２ページ）

（６）地域交流と社会参加

①　近所づきあいの現状

「障害等のある人への調査」では、近所づきあいの現状について、「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」と「あいさつや会話はないが、顔を見れば近隣の人だと分かる人がいる」を合わせた比率が２割から４割を占め、精神障害者と知的障害者の割合が高くなっています。（図表２－２７）。

図表２－２７　近所づきあいの現状（障害等の種類別）
【障害等のある人への調査】

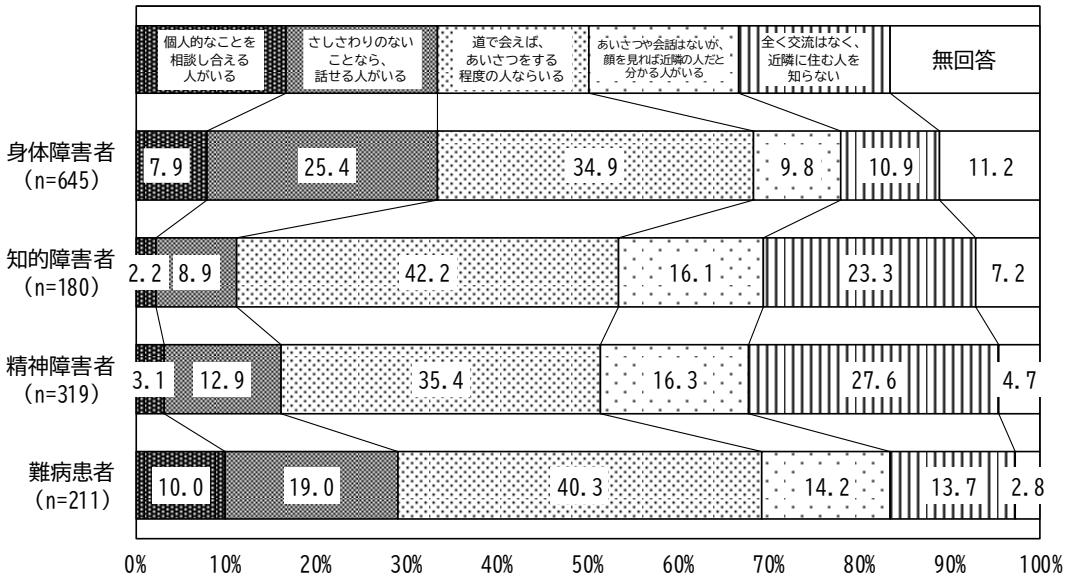

②　地域活動への参加程度

「障害等のある人への調査」では、地域活動への参加程度について、「まったく参加していない」と「あまり参加していない」を合わせると、身体障害者、精神障害者、難病患者では８割台、知的障害者では９割台となっています（図表２－２８）。

図表２－２８　地域活動への参加程度（障害等の種類別）
【障害等のある人への調査】

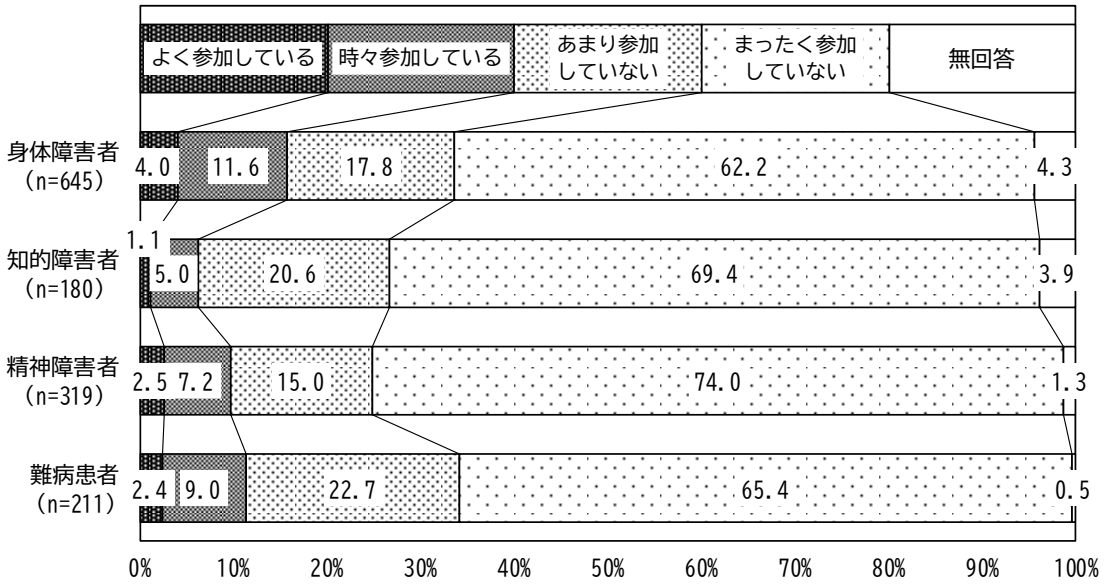

③　今後参加したい、継続して参加したい地域活動

「障害等のある人への調査」では、今後参加したい、継続して参加したい地域活動について、身体障害者、精神障害者、難病患者は「音楽や絵画などの芸術活動」（身体：１４．０パーセント、精神：２５．１パーセント、難病：２０．４パーセント）、知的障害者は「自分と同じ状況の仲間を支える活動」（２６．１パーセント）が最も多くなっています。一方、「いずれも参加したくない」が２割台から３割台を占めています（図表２－２９）。

図表２－２９　今後参加したい、継続して参加したい地域活動（障害等の種類別：複数回答）
【障害等のある人への調査】

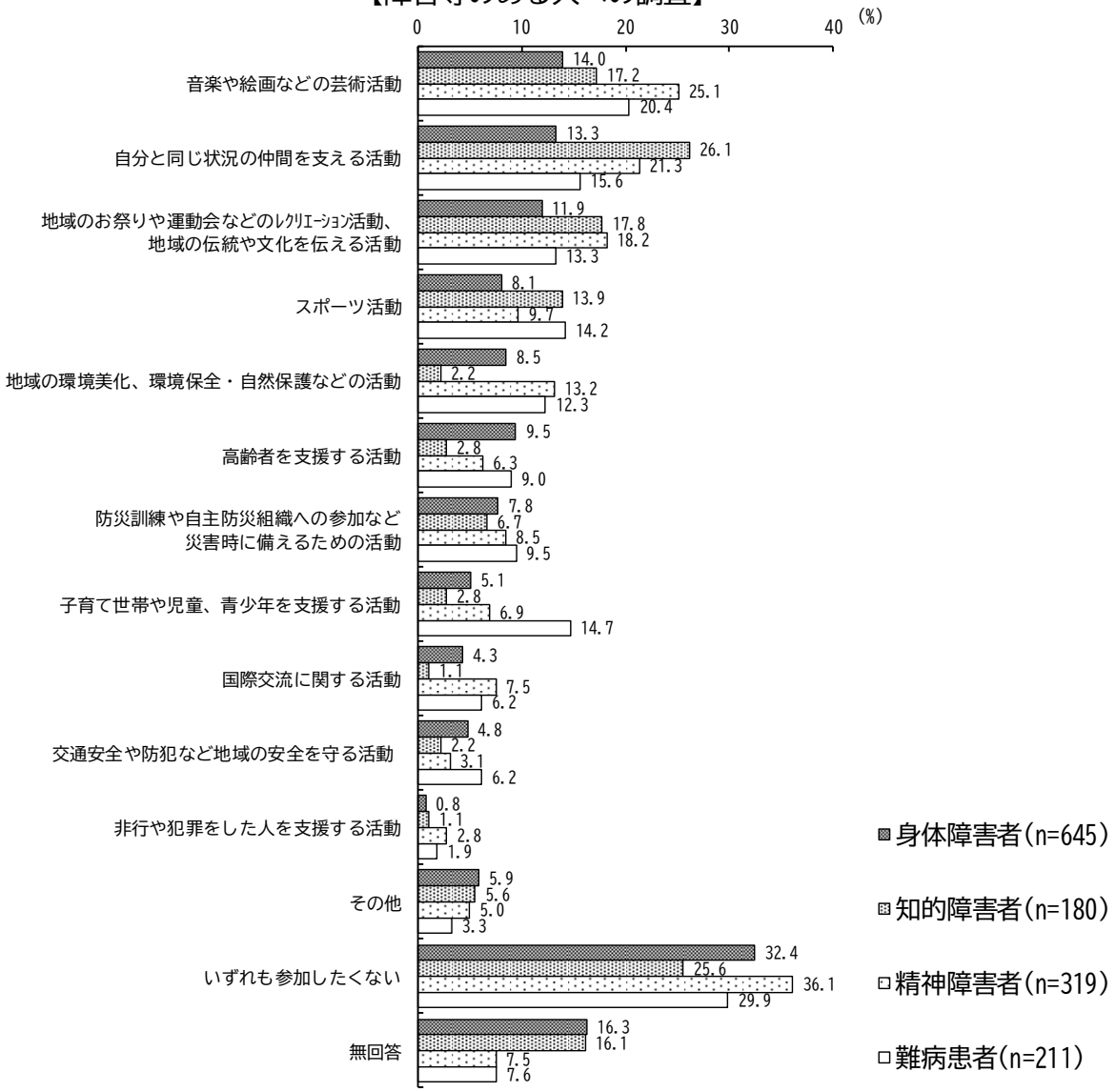

＜課題＞
・近所づきあいの現状、地域活動への参加程度や今後の参加意向の結果からは、障害者とりわけ知的障害者や精神障害者の、地域交流や社会参加が十分ではないことがうかがえる。
→関連する方針：基本目標１-(３)地域における見守り・支え合いの推進（８６ページ）
基本目標５-(１)障害のある人の政策・地域づくりへの参画
（１０３～１０４ページ）

（７）共生社会（ノーマライゼーション）の理解

①　市民の共生社会（ノーマライゼーション）の理解

「障害等のある人への調査」では、市民が共生社会（ノーマライゼーション）の考え方を理解しているかについて、「いいえ」と回答した割合は、身体障害者では５割以上、知的障害者では７割、精神障害者、難病患者は６割以上となっています（図表２－３０）。

「子どもの育ちや発達に関する調査」でも、市民が共生社会（ノーマライゼーション）の考え方を理解しているかについて、「いいえ」と回答した割合は、身体障害者は６割台ですが、知的障害者は８割近く、精神障害者は９割を超えています（図表２－３１）。

図表２－３０　市民のノーマライゼーションの理解（障害等の種類別）
【障害等のある人への調査】

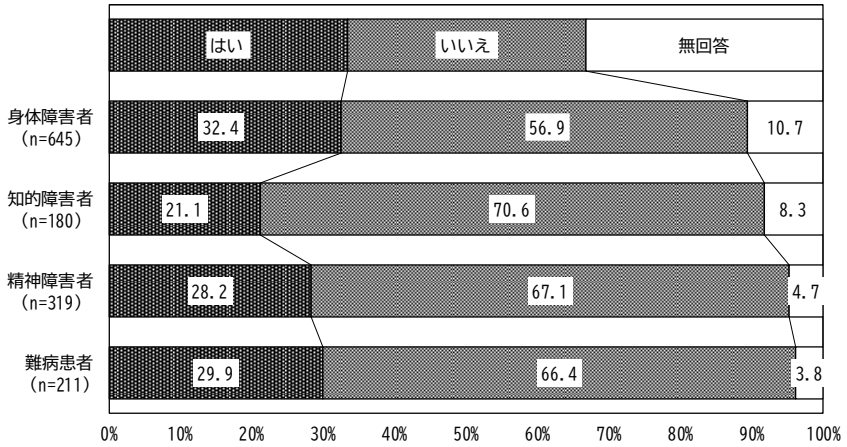

図表２－３１　市民のノーマライゼーションの理解（障害等の種類別）
【子どもの育ちや発達に関する調査】

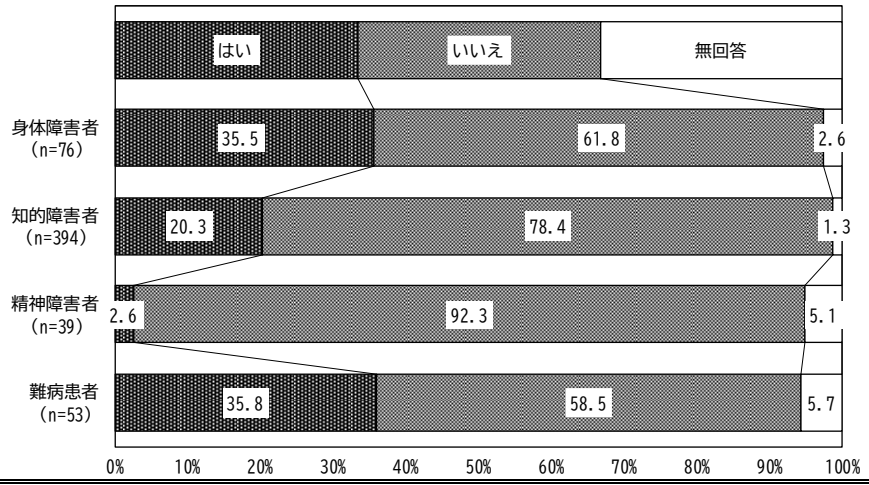

＜課題＞
・市民が、共生社会（ノーマライゼーション）を理解していない、と感じる障害者が、どの障害種別でも過半数となっている。
→関連する方針：基本目標３-(１)障害の理解と、障害のある人への差別解消の推進
（９４～９５ページ）

（8）充実を望む施策

①　充実を望む施策

「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策について、身体障害者は「各種相談事業を充実すること」（２２．８パーセント）、知的障害者は「グループホームを充実すること」（４１．１パーセント）、精神障害者は「精神状態の不安定に対する支援の充実」（３９．５パーセント）、難病患者は「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着をすること」（２４．６パーセント）が最も多くなっています（図表２－３２）。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、充実を望む施策について、身体障害者は、「補装具・日常生活用具給付事業を充実すること」（３０．３パーセント）、知的障害者は、「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」（４７．２パーセント）、精神障害者、難病患者は、「ライフステージに合わせた、切れ目のない支援をすること」（精神：４３．６パーセント、難病：３０．２パーセント）が最も多くなっています（図表２－３３）。

図表２－３２　充実を望む施策（障害等の種類別：複数回答）
【障害等のある人への調査】

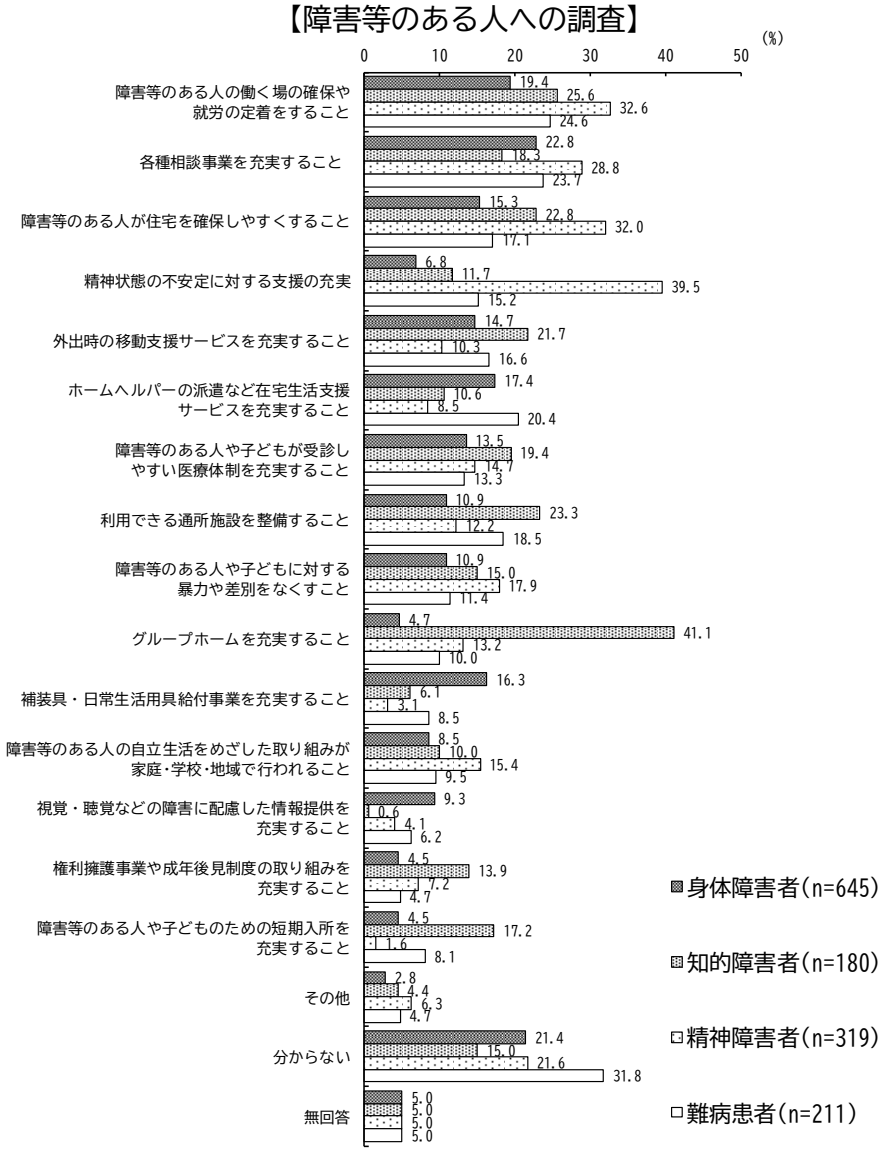

図表２－３３　充実を望む施策（障害等の種類別：複数回答）
【子どもの育ちや発達に関する調査】

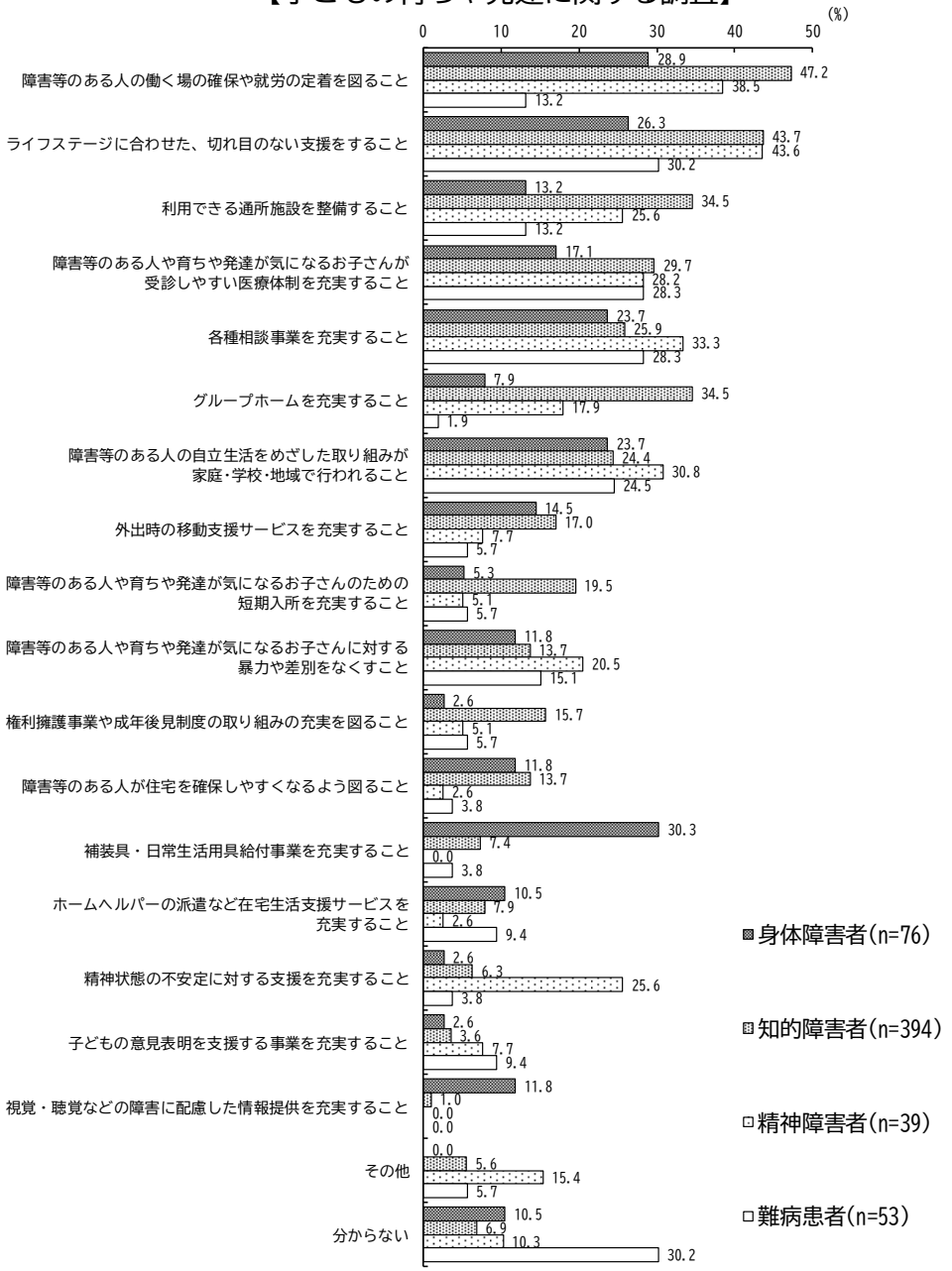

＜課題＞
・障害のある人への調査では、身体障害・難病で「相談支援」、「働く場の確保等」、知的障害で「グループホーム」、精神障害で「精神状態の不安定に対する支援」が最も多く、子どもの育ちや発達に関する調査では、身体障害で「補装具・日常生活用具給付支援」、知的障害で「働く場の確保等」、精神障害・難病で「ライフステージで切れ目のない支援」が最も多く、障害の種別ごとに、充実する施策へのニーズが異なっている。
→関連する方針：基本目標１-(２)安心して生活できる住まい・環境づくり
（８３～８５ページ）
基本目標１-(４)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
（８７ページ）
基本目標２-(１)基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワーク
（９０～９１ページ）
基本目標５-(３)障害のある人の雇用・就労支援（１０５～１０７ページ）

（9）運営上の不安

「障害福祉サービス事業所調査」で運営上の不安を尋ねたところ、「人材の確保・育成」（８４．５パーセント）が最も多く、次いで「サービスに見合う収益が見込めるか」（６２．７パーセント）となっています（図表２－３４）。

図表２－３４　運営上の不安（事業所・全体：複数回答）

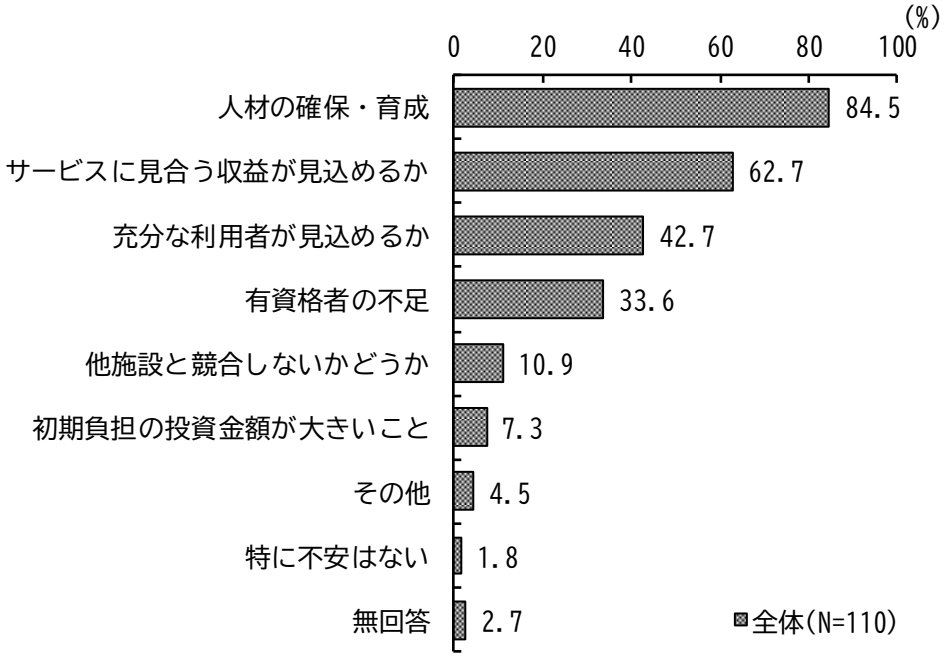

＜課題＞
・障害福祉サービス事業所の運営上の不安として、「人材の確保・育成」が８割以上、「サービスに見合う収益が見込めるか」が６割以上となっている。
→関連する方針：基本目標４-（３）福祉人材の確保・育成・定着支援（９９ページ）

７　次期計画策定に向けた課題と方向

（１）安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

①　地域生活を支えるサービスの充実

「障害等のある人への調査」では２割、「子どもの育ちや発達に関する調査」では３割がサービスに「不満」と答えています。また、不満の理由は、「障害等のある人への調査」では、「希望する曜日・時間帯に使えない」との回答が最も多く、次いで「サービス支給量が少ない」、「緊急時に利用できない」が続いています。「子どもの育ちや発達に関する調査」では、「希望する曜日・時間帯に利用できない」との理由が多く挙げられ、希望にあったサービス利用ができていない人がいることが分かります。

「障害福祉サービス事業所調査」においても、人材確保・育成、収益確保等の観点から事業者側として希望にあったサービスの提供が困難だと感じているとの回答があります。

利用者の希望に沿ったサービス提供の実現に向けて、柔軟に対応できるサービス提供体制や緊急時の受入調整、相談支援による適切なサービスへのつなぎが求められています。

また、サービス情報の共有や事業所間の連携を進めることで、限られた資源の中でも利用しやすい体制づくりを図ります。

更に、人材確保・定着・育成については、職場環境の改善や研修機会の充実、業務の効率化等により離職防止と人材の有効活用を進め、事業者支援や関係機関との連携強化を通じて、持続可能なサービス提供体制の向上を図ります。

移動支援については、利用者の状況や生活実態に応じた柔軟な支援が行われるよう、運用の改善を図り、外出や社会参加を支える基盤の充実を進めます。

②　安心して生活できる住まいづくり・環境づくり

「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策について、精神障害者の３割が「障害者が住宅を確保しやすくなるよう図ること」を、知的障害者の４割が「グループホームを充実すること」を希望しています。

地域生活の基盤となるグループホームについては、これまでの整備により一定の確保が進んでいるものの、入所施設からの地域移行が十分に進んでいない状況や、住宅確保の難しさに対するニーズがあることを踏まえ、既存資源の有効活用と関係機関の連携強化による取組を進めます。

また、特に強度行動障害の状態にある人への対応は重要な課題であることから、地域で安心して生活を継続できるよう、専門的な支援体制の確保や受入可能な住まいの整備を進めるとともに、支援人材の育成や関係機関の連携強化を図ります。

更に、令和７年３月に示された自立支援協議会からの答申においてもグループホームの必要性が指摘されていることから、その重要性を踏まえた対応を図ります。グループ

ホーム間や相談支援事業所、医療機関等との連携を強化し、受入体制の調整や支援の質の向上を図るとともに、居住支援に関する情報共有や団体等との連携を通じて、障害のある人が地域で住まいを確保しやすい環境づくりを推進します。

③　地域における見守り・支え合いの推進

「障害等のある人への調査」では、今後参加したい地域活動として、身体障害者、精神障害者、難病患者は「音楽や絵画などの芸術活動」が最も多く、知的障害者は「自分と同じ状況の仲間を支える活動」が最も多くなっています。

地域福祉分野の調査として行った一般市民を対象にした郵送による調査では、地域活動・ボランティア活動の取組状況について、「取り組んでいるものはない」が８割となっています。取り組んでいる人の中では、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」が最も多くなっています。

障害の有無にかかわらず、頼まれたらできると回答する人も多いことから、地域における見守り、支え合いの担い手になってもらうための方策について検討が必要です。

一方で、「障害等のある人への調査」での近所づきあいの程度は、「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」と「あいさつや会話はないが、顔を見れば近隣の人だと分かる人がいる」を合わせた比率が２割から４割を占め、精神障害者と知的障害者の割合が高くなっています。

見守りや支え合いのニーズが高い一方で、障害のある人と地域住民との交流が十分とはいえない状況を踏まえ、日常的なつながりを育む取組を進めます。地域での交流機会の充実やボランティア活動への参加促進を図るとともに、幼少期から障害のある人との関わりを持つ機会を確保し、相互理解を深めます。

また、関係団体への支援や連携強化を通じて活動の裾野を広げることで、市民一人ひとりが主体的に地域づくりに関わり、見守り・支え合いが自然に行われる地域社会の形成を目指します。

④　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

市では、国の方針を踏まえて精神障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、地域精神保健の中心的な行政機関である保健所を始め医療機関、福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関と連携して、地域全体で支える体制づくりを進めています。

しかしながら、精神疾患による入院患者は１年以上の長期入院者が多いこと、また、精神病床からの退院者の約４割が１年以内に再入院しており、精神障害者の多くが必要な地域サービスを十分利用できておりません。

精神疾患の重症化や入院に至る状況の低減を図るとともに、精神障害のある方が地域生活を安定的に維持できるよう、施設入所や入院から地域生活への円滑な移行・定着を支援します。また、必要に応じて退院前から退院後の地域生活まで切れ目のない支援体制の構築を進め、関係機関間での情報共有の推進を図ります。

⑤　健康づくり・保健医療の充実

「障害のある人への調査」では、困りごととして自分や配偶者の健康・病気を挙げる割合が半数に上り、入院経験がある、または定期的に通院している人の割合は７～８割となっています。また、働くために必要なこととして、通院や服薬ができる等、健康状態に応じた働き方を求める声も多く見られます。

更に、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、ほとんどの人が医療機関で診断を受けており、医療的ケアを必要とする割合も２割を超えています。こうした状況から、障害のある人が地域で暮らし続ける上で、健康づくりや保健・医療との関わりが重要となっています。

障害のある人が必要な医療や保健サービスを適切に受けられるよう、受診しやすい環境づくりと医療機関との連携強化を進める必要があります。早期受診や継続受診につながる取組を始め、障害特性や医療的ケアへの理解促進等、相談支援機関と医療機関との協力体制の構築を支援します。

一方、「障害福祉サービス事業所調査」では、医療的ケア児・者の受入れを行っている事業所は２割台にとどまっており、保健・医療と連携したサービス提供体制の一層の充実が求められています。

また、医療的ケア児・者が地域において安心して生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、受入体制の調整や情報共有を促進し、地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

更に、心の不調を早期に把握し、重症化を防ぐため、相談体制の充実や、保健・医療・福祉が連携した支援を推進します。これにより、生活習慣病の予防を含め、心身両面からの健康づくりを支援します。

⑥　介護者支援・家族支援

「障害等のある人への調査」では４割以上、「子どもの育ちや発達に関する調査」では６割近くが家族等の介助が（大変・かなり）負担と答えています。

「障害福祉サービス事業所調査」においては、運営上の不安として「人材の確保・育成」が８割を超えて最も多くなっています。当事者の介助を担う家族を含めた介護者の支援が求められています。

障害のある人を支える介護者・家族が過度な負担を抱え込むことなく、安心して生活を続けられるよう、支援の充実が必要です。このため、レスパイト支援や短期入所、日中活動サービスの活用を促進し、介護や見守りの負担を軽減するとともに、安心して休息を取ることができる環境を整えます。あわせて、介護者や家族への相談支援や情報提供を充実させるとともに、関係機関との連携により、ケアラーの実態把握に努めるとともに介護を家族だけに依存しない支援体制の構築を進める等、ケアラーへの支援のための体制整備を推進します。更に、支える側の状況にも留意しながら、家庭全体の生活の安定につながる取組を推進します。

（２）相談支援体制と情報提供の充実

①　基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワーク

府中市の基幹相談支援センターは、市役所障害者福祉課がその機能を担っていますが、実際に相談に対応している地域生活支援センターや、計画相談支援事業所等との連携はおおむね図られているものの、ネットワークとしてはさらなる充実が求められています。

「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策として、「各種相談事業を充実すること」が２割を超えて非常に多くなっています。

また、「障害者福祉団体調査」では、市の相談体制について当事者による相談、専門の相談員の充実、緊急時の対応の充実、他分野との連携・ネットワークの充実等が望まれています。また、相談支援ネットワークの構築も課題となっています。

市内においては、４つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）が連携して相談支援を実施しているものの、児童期から高齢期までのライフステージ全体を見通した一体的な相談支援体制の構築には課題があることから、資源を有効に活用しながら体制の充実を図ります。各相談支援事業所間のネットワークを強化し、情報共有や役割分担を明確化することで連携の質を高めるとともに、関係機関とのつながりを一層深め、切れ目のない相談支援の実現を目指します。

また、相談窓口の周知や機能強化を図ることにより、市民が必要なときに適切な相談先につながる環境づくりを進めます。

②　多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

多機関協働による包括的な相談支援体制の構築に向けて、当事者や家族の視点に立った相談機能の充実を図るとともに、分野を超えた連携の強化を進めます。福祉・医療・教育等の関係機関が相互に連携し、情報共有や役割分担を明確にすることで、複合的な課題に対応できる支援体制の向上を図ります。

あわせて、重層的支援体制整備事業との連携を一層推進し、既存の相談支援の連携を強化することで、当事者や家族を切れ目なく支える包括的な相談支援体制の充実を目指します。

③　情報提供体制の拡充

「障害等のある人への調査」では、障害者の高齢化が進んでいる中で、悩みや困りごとの相談先における障害福祉に関する公的機関への相談は１割未満となっています。市内の相談機関の認知度では、地域生活支援センターは５割弱が知っているものの、４割は知らない状況があります。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、障害福祉サービスの満足度で「不満」と回答した人の理由として、「サービスの情報が入手しにくい」が４割となっています。

多様なニーズに対応した情報提供体制の充実に向けて、各種媒体やＩＣＴを活用し、必要な情報を分かりやすく円滑に届ける取組を進めます。

具体的には、広報紙やホームページに加え、ＳＮＳ等の多様な情報ツールを活用した

発信力の向上を図るとともに、利用者の状況に応じた適切な情報提供を行います。

また、手話通訳・要約筆記等の派遣を利用しやすい環境を整えることで、意思疎通支援事業の充実を図り、障害のある人が必要な情報を確実に取得できる環境づくりを推進します。

（３）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

①　障害の理解と、障害のある人への差別解消の推進

令和６年に改正障害者差別解消法が施行され、行政機関、民間事業者にも合理的配慮が義務化されています。府中市においても、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務の履行に向けた取組を進めています。

必要とする合理的配慮について、「障害等のある人への調査」及び「子どもの育ちや発達に関する調査」では、「困っていると思われるときは、声を掛け、手伝いの必要性を確かめて対応する」が最も多くなっています。

障害のある人への適切な配慮の提供を進めるとともに、障害への理解促進に向けた取組を推進します。あわせて、市民や事業者への普及啓発や関係職員の意識向上を通じて、障害の有無にかかわらず相互に尊重し合える環境づくりを進め、各種支援施策の充実を図りながら、差別のない地域社会の実現を目指します。

②　地域における権利擁護と意思決定支援の充実

市では、府中市社会福祉協議会の「権利擁護センターふちゅう」において、福祉サービス利用を支援する利用者サポート事業、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用や金銭管理支援を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、また、高齢化や障害のある人の親亡き後の支援制度である成年後見制度の相談や啓発、市民後見人等の養成・支援を行っています。

「障害等のある人への調査」では、成年後見人等に望むこと、期待することとして、「生活･医療等に関する契約や手続き」、「福祉サービスの契約や手続き」、「預貯金等の管理・解約」の回答が多くなっています。

地域における権利擁護及び意思決定支援の充実に向けては、権利擁護センターふちゅうを中心に、利用者サポート事業や日常生活自立支援事業、成年後見制度に関する相談・啓発、市民後見人の養成・支援等の取組を引き続き推進します。あわせて、近年の制度改正や社会状況の変化を踏まえ、合理的配慮の提供の推進や本人の意思を尊重した支援の重要性が高まっており、また、成年後見制度や権利擁護事業も制度改正されたことから、関係機関との連携のもと必要な見直しや検討を進め、権利擁護体制の充実を図ります。

③　虐待の防止

「障害福祉サービス事業所調査」では、３割の事業者がサービスを提供する上で、虐待等の場面に遭遇した経験があると回答しています。

市では、障害者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、相談や通報、関係機関との連携を進めています。相談・通報件数は増加傾向にあるとともに、事例が複雑・困難化してきています。

障害者虐待の防止に向けては、障害者虐待防止センターを中心に相談・通報体制の適切な運用を図り、早期発見・早期対応に努めます。あわせて、相談件数の増加や事案の複雑化に対応するため、安心して相談できる環境づくりを進めるとともに、相談対応力の向上を図ります。更に、関係機関との連携を一層強化し、情報共有や役割分担を明確にすることで、迅速かつ適切な支援につなげる体制の充実を図るとともに、虐待の未然防止及び再発防止に向け、支援に携わる人材育成や職場環境の改善に向けた取組を進めます。

（４）協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

①　市民への共生社会に関する意識啓発

「障害等のある人への調査」では、市民が共生社会（ノーマライゼーション）という考え方を理解していると回答した割合は、身体障害者、精神障害者、難病患者では３割前後、知的障害者では２割となっています。また、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、身体障害者及び難病患者では３割台、知的障害者は２割台、精神障害者では１割以下となっています。

また、どのようなことがあれば共生社会（ノーマライゼーション）という考え方が市民に十分理解されていると思うかについては、「障害等のある人への調査」では「特別な目で見ないこと」、「自分のことを理解して受け入れができること」、「思いやりのある声かけがあること」が多く、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、「お子さんのことを理解して受け入れができること」、「お子さんが大きな声を出したり動き回っても、嫌な顔をされないこと」、「お子さんを特別な目で見ないこと」が多くなっています。

「障害者福祉団体調査」及び「障害福祉サービス事業所調査」では、団体からは障害についての啓発、事業者からは地域の集まりやイベントへの参加、施設への招待、施設見学の受け入れ、ボランティア等の受け入れ等の協力の意向があります。

共生社会（ノーマライゼーション）の理解促進に向けては、市民一人ひとりが障害のある人への理解を深め、日常生活の中で自然な関わりが持てるよう、普及啓発を進めます。

既存の広報や講演会、学習機会等を活用した情報発信に加え、関係団体や学校等との連携により、交流や学びの機会の充実を図ります。

また、これまでの取組を活かしながら、地域活動やボランティア等を通じた関わりの促進を図るとともに、子どもの頃から障害への理解を深める機会づくりを進め、市民全体で共生社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。

②　バリアフリーの推進

市内のバリアフリー環境の整備状況の満足度について、「障害等のある人への調査」

では、身体障害者、知的障害者は他の障害と比べて満足度が低く、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、精神障害者は「やや不満」と「不満」を合計すると４割近くとなっています。整備状況の不満な理由について、「建物の出入口や通路に段差があったり、幅が狭いこと」が最も多く、次いで「道路に障害物（商品や看板、放置自転車、電柱等）が多いこと」、「誰もが使いやすいトイレの設置が不十分」が多くなっています。

バリアフリーの推進に向けては、建物や道路等の物理的環境の改善について、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえながら、関係部局や事業者と連携し、段差の解消や通路幅の確保、障害物の適正管理等、誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。あわせて、多機能トイレの利用環境の向上や周知等、既存施設の活用も含めた利便性の向上に取り組みます。

また、道路や公共空間における障害物の解消に向けては、関係機関と連携した適正管理の促進を図るとともに、市民や事業者への理解促進を通じて協働による取組を進めます。

更に、施設整備に加え、日常的な配慮や意識の向上も重要であることから、誰もが安心して外出できる環境づくりを推進します。

③　福祉人材の確保・育成・定着支援

「障害福祉サービス事業所調査」では、府中市の障害福祉サービスの充実に向けて必要なこととして、「人材の確保・育成」を８割の事業所が回答しており、最も多くなっています。

福祉人材の確保・育成・定着に向けては、関係機関や事業者との連携のもと、既存の研修機会や情報提供を活用しながら、人材育成の取組を推進します。事業所間での事例共有や研修の充実を図ることにより、職員の専門性向上を支援するとともに、福祉分野への理解促進や働く魅力の発信を通じて人材の確保につなげます。

また、人材の定着に向けては、関係機関等と連携しながら、就労環境の整備や人材育成の推進を図るとともに、業務の効率化や負担軽減につながる取組の共有を進めます。あわせて、外国人雇用については、言語や文化の違いに配慮した研修の実施や相談体制の充実、生活面も含めた支援の提供等により安心して働き続けられる環境づくりを進めるとともに、定年後の再雇用者については、経験や知識を生かした役割の付与や柔軟な勤務形態の導入等、心身の状況に応じた働きやすい職場づくりを推進します。更に、事業者への情報提供や意見交換の機会の充実を図ります。加えて、関係団体や教育機関等と連携し、福祉人材の裾野を広げる取組を進めることで、持続可能な福祉サービス提供体制の確保を図ります。

④　障害者福祉団体への活動支援及び協働

市では、現在、当事者団体・家族会向けに事業補助金の交付や団体との連絡会の開催を行っていますが、「障害者福祉団体調査」によると、活動する上で「後継者問題」、「財政的支援」、「活動場所」等の問題を抱えているという回答が出ています。

当事者団体や家族会の自主的な活動は、障害のある人やその家族同士の交流を促進し、

悩みや課題の共有・解消につながる重要な役割を担っていることから、今後も障害者福祉団体との協働を推進します。あわせて、団体が抱える後継者不足や活動場所等の課題に対しては、現行の支援制度を活用しつつ、活動情報の周知や関係機関との連携による場の確保、団体間でつながる機会を増やして担い手の確保に取り組みます。

⑤　障害福祉サービス事業所への支援及び協働

「障害福祉サービス事業所調査」では、障害福祉サービスの充実に向けて必要なこととして、６割の事業所が「人材の確保・育成」を挙げているほか、「緊急時・災害時に障害者を支援する体制の整備」、「障害のある人とその家族が安心して暮らせるための相談体制」を挙げています。分野横断型調査として行ったグループインタビューにおいても、福祉人材の確保について意見が寄せられており、人材確保の取組や専門職育成のための各種支援策が求められています。

また、専門職の育成については、事業者による主体的な取組を尊重しつつ、関係機関との連携により育成環境の充実を図り、地域全体で人材の確保・育成が進む体制づくりを推進します。

⑥　災害時要援護者支援の体制づくり

「障害等のある人への調査」では、全体では２割、知的障害者では５割が地震や災害等の緊急時に、一人で避難することが「できない」と回答しており、災害時に「避難を助けてくれるような人はいない」と回答した人は全体では２割弱ですが、精神障害者は３割近くとなっています。避難行動要支援者名簿の拡充や個別避難計画の作成が進められていますが、今後は、登録対象外の人の安否確認や避難行動支援についても検討することが考えられます。

「障害等のある人への調査」及び「子どもの育ちや発達に関する調査」では、災害時に困ること・不安なことは「大勢の人の中での避難所生活に不安がある」が最も多く、「障害者福祉団体調査」においても避難所についての意見が寄せられました。障害特性に応じた配慮が受けられるよう、避難所におけるマニュアル等の整備や、障害のある人対応の専門職員の配置等の検討が考えられます。

「障害福祉サービス事業者調査」では、災害時に協力できることとして、在宅サービス利用者の安否確認や在宅の避難行動要支援者の避難支援、施設を福祉避難所として活用することも挙げています。

災害時における障害のある人の安全確保に向けては、障害特性に応じた避難支援体制の充実を図ります。避難行動要支援者支援制度の周知や活用を進めるとともに、登録対象外の人も含めた安否確認や避難支援の在り方について検討を行い、関係機関や地域との連携のもと支援体制の強化を図ります。

また、避難所生活に対する不安の軽減に向けて、障害特性に配慮した対応が行えるよう、マニュアルの整備や運用の充実を図るとともに、福祉避難所の活用を進め、必要に応じて専門的支援が受けられる環境づくりを推進します。

更に、障害福祉サービス事業所等との連携により、在宅利用者の安否確認や避難支援、

福祉避難所としての機能確保を図る等、地域全体で支える体制の構築を進めます。

（５）障害のある人の社会参画の推進

①　障害のある人の政策・地域づくりへの参画

市では、障害のある人の地域活動や社会活動への参加支援として、地域との交流を図るイベントの開催支援や移動・移送サービスの充実等を行っています。

「障害等のある人への調査」では、地域活動への参加状況は、いずれの障害においても「まったく参加していない」が６割以上となっています。参加しない理由では、身体障害者、精神障害者は「障害や病気で体調が良くないため」、知的障害者は「きっかけがない」、「一緒に活動する仲間がいない」、難病患者は「仕事や家事等で時間がない」が最も多くなっています。

障害のある人が地域の中で主体的に活動し、自分らしい生活を送ることができるよう、既存の地域活動や交流機会への参加に際しては、障害特性や体調に応じた配慮や参加方法の工夫を図り、参加しやすい環境づくりを進めます。

また、関係団体や地域との連携のもと、交流機会の確保や地域とのつながりづくり、地域資源を活用した交流・支え合いの場の充実を図るとともに、障害のある人の意見やニーズを施策づくりに反映する取組を進めます。更に、地域住民のボランティア参加を促進し、障害のある人が地域社会の中で役割を持ちながら主体的に参画できる環境づくりを推進します。

②　生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保

「障害等のある人への調査」において、参加している文化芸術活動関連の地域活動としては、「地域のお祭りや運動会等のレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」が４割で最も多く、次いで「地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動」、「防災訓練や自主防災組織への参加など災害時に備えるための活動」等となっています。

生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動への参加機会の確保に向けては、既存の地域活動や各種事業を活用しながら、障害のある人がそれぞれの興味や状況に応じて参加できる環境づくりを進めます。地域で行われているレクリエーション活動や文化活動、スポーツ活動等において、障害特性に応じた配慮や参加方法の工夫を図るとともに、関係機関や団体との連携により、継続的に参加できる機会の確保に努めます。また、身近な地域において活動に参加できる環境づくりを進めることで、交流や社会参加の促進につなげます。

③　障害のある人の雇用・就労支援

市では、府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内の地域生活支援事業「府中市障害者就労支援センターみ～な」において、障害者就労支援事業を行っており、登録者数は年々増加しています。

「障害等のある人への調査」において、働くために希望することは、精神障害者と難病患者は「必要なときに通院・服薬ができる等、健康状態に合わせた働き方ができること」、身体障害者と知的障害者は「自分の家の近くに働く場所があること」が多くなっています。充実を望む施策では、「障害等のある人への調査」と「子どもの育ちや発達に関する調査」で「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」の回答が最も多くなっています。

障害のある人の就労支援については、障害者就労支援センターみ～なを中心とした支援体制のもと、関係機関との連携により、就労機会の確保と定着支援の充実を図ります。あわせて、令和７年１０月に開始された就労選択支援の実施に伴い、相談支援事業所や就労支援事業所、企業等との連携を一層強化し、本人の意向や適性、健康状態に応じた適切な支援につなげる体制づくりを進めます。

④　地域活動への参加支援

地域において自分らしい暮らしができているかについては、「障害等のある人への調査」では、「できていない」との回答が１割で、その理由としては「地域の中に頼れる友人･知人がいない」が最も多く、次いで「地域の中に居場所がない」、「地域の中に余暇を楽しめる場所がない」が多くなっています。

また、今後参加したい地域活動として、身体障害者、精神障害者、難病患者は「音楽や絵画などの芸術活動」が最も多く、知的障害者は「自分と同じ状況の仲間を支える活動」が最も多くなっています。

地域活動への参加支援に向けては、障害のある人が参加しやすい環境づくりを進めるため、イベントの実施にあたり、参加しやすい場所の選定や移動の負担に配慮した開催方法の工夫等に努めます。

また、イベントの対象や内容についても、障害特性や年齢、参加経験の有無等に応じた配慮を行い、安心して参加できる機会の確保を図ります。更に、関係団体等と連携しながら、参加しやすい環境の整備を進めることで、地域活動への継続的な参加につなげます。

（６）障害のある児童及び家族への支援の充実

①　乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、子どもの育ちや発達について初めて気になった時期は、就学前が８割以上を占めています。また、充実を望む施策では「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」に次いで「ライフステージに合わせた、切れ目のない支援をすること」が多くなっています。

障害のある子どもの健やかな成長を支えるため、早期の気づきからライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。府中市子ども発達支援センター「はばたき」の中核的な支援機能を踏まえ、教育・保健・医療・福祉等の関係機関との連携を強化し、情報共有や役割分担の明確化を図ることで、継続的かつ一体的な支援につなげます。

また、就学前から就学期、成人期への移行を見据えた支援のつなぎを意識し、個々の発達段階や状況に応じた適切な支援が途切れることなく提供されるよう、関係機関が連携した支援体制の充実を進めます。

②　共に学び育つ（インクルーシブ）教育・療育・保育の連携

「障害者福祉団体調査」や「障害福祉サービス事業所調査」では、障害のある人への合理的配慮で特に必要なこととして、インクルーシブ教育システムについての意見が出ているほか、「子どもの育ちや発達に関する調査」の自由意見においても、幼稚園・保育園、学校から障害のある人と共に過ごすことを目指し、個別のニーズに応える柔軟な教育環境の提供が求められています。

そこで今後は、インクルーシブ教育システムの構築に向けたこれまでの取組をより充実し、教育・保育・療育に関わる各部署や関係機関との連携を強化することで、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

あわせて、障害への理解を深める取組を進め、障害の有無にかかわらず子ども同士が互いに尊重し合いながら成長できる環境づくりを推進します。

③　障害児通所支援等の充実

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、障害児通所支援等のサービスの利用意向について、「利用したいが事業所に空きがない」と「利用したい事業所がない」、「今後、利用したい」を合わせた割合は、『短期入所』、『移動支援』、『日中一時支援』で３割を超えており、特に充実が望まれています。

障害児通所支援等の充実に向けては、利用ニーズの高い放課後等デイサービスや日中一時支援、移動支援について、既存のサービスの活用と運用の工夫により、利用しやすい体制づくりを進めます。特に、放課後の居場所の確保に向けては、関係機関との連携により、放課後等デイサービス等の役割の充実を図るとともに、多様なニーズに対応できる支援の充実に努めます。

障害児の移動支援については、相談支援事業所や学校等との連携により、個々のニーズに応じたサービス利用の調整を行うことで、適切なマッチングを図り、継続的な利用につなげます。

第３章　計画の基本的考え方

第３章　計画の基本的考え方

１　計画の理念と考え方

（１）計画の理念

府中市では、まちづくりの基本指針である総合計画において、「きずなを紡ぎ　未来を拓く　心ゆたかに暮らせるまち　府中」を将来像に掲げ、基本目標の一つを保健福祉分野の基本目標として「人と人とが支え合い　誰もが幸せを感じるまち」とし、総合的・計画的に施策を推進しています。

障害者施策については、障害者基本法ならびに障害者の権利条約等国内外の動向を踏まえ、障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立（自律）した暮らしができる共生社会の実現を目指して、「府中市障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、子ども発達支援センター「はばたき」等、府中市独自の仕組みの創設を始め、障害のある人や児童のライフステージに沿った切れ目のないきめ細かな施策を展開してきました。

本市の障害者施策の根幹は、「自立（自律）」と「社会参加」です。自立（自律）とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。そのためには、障害がある人もない人も、同じ地域で暮らす市民として、その人らしく生活をすることを目指したサービスの構築と、合理的配慮の提供が必要です。社会参加は、個人の尊厳や人権の尊重を踏まえ、障害を持つ人々も、自己決定や自由に生活する権利を持ち、相互に人格と個性を尊重し合い、つながりあい、支え合う地域社会を実現することであり、本計画ではこれらの考え方を踏まえています。

この考え方は全ての市民にとっても大切であり、バリアフリーのまちづくりが、車いす等を利用する障害のある人だけではなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、全ての障害のある人が安心して暮らせるまちは、全ての市民にとっても安心して暮らせるまちになると考えています。

全ての障害のある人のための計画づくりは、全ての市民にとっても明日をひらくものになります。これらの考え方を踏まえ、本計画の目指すべき基本理念と基本視点を次のように位置付けます。

障害のある人もない人も、
お互いに尊重し合い、市民全てが安心して
自立した暮らしができるまち・府中の実現

（２）計画の考え方

計画の考え方を次のとおりとします。

○視点１　全ての市民のための計画

障害のある人に地域生活に必要なサービスや支援等が提供されることで、その人らしい生活ができることが、全ての市民が安心して暮らし続けることができる環境づくりにつながります。

本計画は、障害に対する全てのバリアを取り除き、より多くの市民の理解と近隣からの自然なサポートが得られるように、全ての市民に投げ掛けるものとします。

○視点２　全ての障害のある人を対象とした計画

障害のある人が安心して地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、住み慣れた地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。

また、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害等日常生活に様々な困難のある人、深刻な社会問題となっている自殺、ひきこもり等の問題に直面している人等への支援体制の整備が求められています。

本計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、全ての障害のある人が地域生活に必要なサービスや支援等を受けられることを目指すものです。

○視点３　全ての市民がつながりあい、支え合う地域社会の実現

本計画では、従来の「支え手」「受け手」という関係を越えて、障害があってもなくても、全ての市民がつながりあい、支え合う地域社会の実現を目指します。

これにより、市民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見いだし、様々な困難を抱えた場合でも孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会を実現します。

○視点４　全ての施策における障害のある人への配慮

これまで、障害のある人へのサービスのほとんどが、障害者福祉施策として提供されてきましたが、障害のある人への配慮さえあれば、一般の施策で提供することができるものも多くあります。これらの施策は、可能な限り一般の施策に移行していくことが必要です。

全ての施策において障害のある人への配慮がなされることにより、全ての市民にとって暮らしやすいまちづくりにつながります。

○視点５　障害のある人への、家族に頼らない地域生活支援

地域で暮らす障害のある人は、家族の介助や見守りに支えられている場合が少なくありません。そのため、特に介助や見守りの必要性の高い障害のある人の家族の負担は大きく、将来の見通しに対する不安を抱えている家族も少なくありません。病院や入所施設からの地域生活への移行の推進においては、家族に頼らなくても障害のある人が安心して地域生活を送れる仕組みづくりを目指します。

○視点６　サービスの質と量の確保

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成２５年４月に障害者総合支援法が施行されました。

障害者総合支援法では、サービスの量の見込みにとどまらず、提供体制の確保に係る目標等を必ず定めることとされたため、本市のこれまでのサービス水準を維持しつつ、障害のある人が必要なサービスを受けることができる提供体制を確保していきます。

○視点７　福祉を支える側への支援

本市においても、障害福祉サービスの現場では人材の不足が課題となっており、様々な支援が求められています。本計画では福祉を支える側への支援として、事業者向けに人材確保・育成・定着支援事業を実施するとともに、働きやすい職場環境づくりの推進に努め、市民や従事者向けの研修、カウンセリングや相談体制の提供等の支援体制を充実させていきます。

２　計画の基本目標

「障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」に向けて、次の６つの目標を設定し、計画を推進します。

（１）安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

・障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるように、地域生活を支えるサービスの充実や、地域生活支援拠点を運営する等、安心して生活できる環境づくりに努めます。
・障害のある人が地域社会とのつながりを持ちながら孤立することなく生活できるよう、地域における見守り・支え合い活動を促進するとともに、保健所等の関係機関との連携を強化して、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進を図ります。
・高次脳機能障害のある人への支援や医療的ケアを要する障害者等への支援も強化する等、健康づくり・保健医療の充実を目指します。
・家族に頼らない地域生活支援の仕組みづくりを進めるとともに、家族や介護者の負担軽減を図るため、支援体制整備を推進し安定した生活の継続を支援します。

【取り組む方針】
■地域生活を支えるサービスの充実
■安心して生活できる住まい・環境づくり
■地域における見守り・支え合いの推進
■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
■健康づくり・保健医療の充実
■介護者支援・家族支援

（２）相談支援体制と情報提供の拡充

・困難を抱える人・世帯が支援につながることができるよう、相談支援ネットワークを構築します。
・障害のある人が身近な場所で気軽に相談ができるように、相談支援機能を充実します。
・多様な情報提供の仕組みを充実するとともに、コミュニケーション手段の確保を促進します。

【取り組む方針】
■基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワーク
■多機関協働による包括的な相談支援体制の構築
■情報提供体制の拡充

（３）差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

・障害を理由とする差別の解消を推進するため、市民・事業者に対する意識啓発・情報提供を行います。
・障害のある人の権利が擁護される体制を充実します。
・虐待に関する相談窓口を設置し、家庭、施設及び職場における障害のある人に対する虐待を防ぎます。

【取り組む方針】
■障害の理解と、障害のある人への差別解消の推進
■地域における権利擁護と意思決定支援の充実
■虐待の防止

（４）協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

・障害のある人への理解を深め、ノーマライゼーションを徹底します。
・移動や公共機関利用時の不便の解消に努めます。
・障害者福祉団体の活動を支援するとともに、連携して事業を推進します。
・事業者主体の連絡会の設置支援及びサービス提供に携わる事業所・人材の育成を行います。
・災害時の安全・安心が確保できるように、障害特性に配慮した防災対策の充実を図る等避難行動要支援者の支援体制を構築します。

【取り組む方針】
■市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発
■バリアフリーの推進
■福祉人材の確保・育成・定着支援
■障害者福祉団体の活動支援及び協働
■障害福祉サービス事業所への支援及び協働
■災害時要援護者支援の体制づくり

（５）障害のある人の社会参画の推進

・地域交流及び地域活動への参加を推進します。
・誰もが生涯学習・文化芸術活動・スポーツに参加したり、親しんだりできるように、場や機会を充実します。
・障害のある人の一般就労への支援及び定着を図ります。
・障害者が安心して参加できる活動の場を確保し、事業所や推進団体との連携を強化します。

【取り組む方針】
■障害のある人の政策・地域づくりへの参画
■生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保
■障害のある人の雇用・就労支援
■地域活動への参加支援

（６）障害のある児童及び家族への支援の充実

・子ども発達支援センターはばたきの機能を強化することで、幼少期からライフステージに応じた切れ目のない支援を目指します。
・児童・生徒が障害に対する理解を深めるための機会を充実し、インクルーシブの視点から、障害への理解や啓発を促進します。
・障害のある児童が必要なサービスを利用できるように、障害児通所支援等のサービスを確保します。

【取り組む方針】
■乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の充実
■共に学び育つ（インクルーシブ）教育・療育・保育の連携
■障害児通所支援の充実

3　計画の体系

基本目標	方針	施策
1 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進	（1）地域生活を支えるサービスの充実	①ホームヘルプサービスの充実 ②日中活動の場の充実 ③福祉機器の活用による自立支援の促進 ④移動・移送サービスの充実 ⑤高齢者・介護保険サービスとの連携 ⑥地域生活への移行と定着
	（2）安心して生活できる住まい・環境づくり	①地域生活支援拠点等の運営 重点 ②地域での住まいの確保 ③グループホームの充実 ④居住支援の仕組みづくり ⑤経済的支援体制の強化 ⑥防犯対策
	（3）地域における見守り・支え合いの推進	①地域での交流・活動の促進 ②地域での担い手の活用 ③地域の居場所づくり
	（4）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①協議の場における運営の推進 ②地域生活への移行と定着 ③保健所等との連携強化
	（5）健康づくり・保健医療の充実	①心とからだの健康づくりの推進 ②高次脳機能障害のある人への支援 ③医療的ケアを要する障害者等への支援 重点
	（6）介護者支援・家族支援	①家族等介護者を支える体制整備 ②家族会の活動支援、ピアサポート活動の充実 ③ペアレントトレーニングの充実
2 相談支援体制と情報提供の拡充	（1）基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワーク	①相談支援体制の充実 重点 ②地域の障害相談窓口の充実
	（2）多機関協働による包括的な相談支援体制の構築	①当事者・当事者家族の視点に立った相談機能の充実 ②重層的支援体制整備事業との連携
	（3）情報提供体制の拡充	①総合的な情報提供体制の充実 ②情報へのアクセスの支援 ③コミュニケーションの円滑化の促進
3 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	（1）障害の理解と、障害のある人への差別解消の推進	①差別の解消へ向けた取組の強化 重点 ②合理的配慮提供義務の普及啓発 ③市や関係機関職員の障害理解の促進
	（2）地域における権利擁護と意思決定支援の充実	①権利擁護の推進 ②障害のある人の自己決定支援のための支援体制充実
	（3）虐待の防止	①障害者虐待の早期発見・早期対応

基本目標	方針	施策
4 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進	（１）市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	①市民への普及・啓発 ②学校・子どもへの福祉教育
	（２）バリアフリーの推進	①移動のバリアフリー化の推進 ②バリアフリートイレの整備拡充 ③福祉のまちづくり条例の施策の推進
	（３）福祉人材の確保・育成・定着支援	①福祉人材の確保・育成・研修機会の充実 重点 ②障害福祉を支える仕事や人材への理解の促進
	（４）障害者福祉団体の活動支援及び協働	①自主活動への支援 ②機関・施設・団体間の連携支援 ③団体・機関のネットワーク化 ④障害者施設・団体とともに進める地域づくり
	（５）障害福祉サービス事業所への支援及び協働	①ネットワークの構築 ②サービス提供に携わる事業所・人材の育成
	（６）災害時要援護者支援の体制づくり	①障害特性に配慮した防災対策の充実 ②避難行動要支援者支援 重点 ③福祉避難所の充実
5 障害のある人の社会参画の推進	（１）障害のある人の政策・地域づくりへの参画	①地域交流の促進 ②外出時の支援の充実 ③障害のある人の参画による多様な計画の推進
	（２）生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保	①生涯学習の充実 ②文化芸術活動への参加促進 ③スポーツの機会の充実
	（３）障害のある人の雇用・就労支援	①各機関の連携の一層の強化 ②就労支援・就労選択支援・就労定着支援 重点 ③作業所等の就労機能の強化 ④障害者活躍推進計画の推進
	（４）地域活動への参加支援	①障害者が安心して参加できる活動の場づくり
6 障害のある児童及び家族への支援の充実	（１）乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の充実	①子ども発達支援センターはばたきの機能の充実 重点 ②ちゅうファイルの活用 ③障害の早期把握・早期対応 ④保育サービスの充実 ⑤保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化 ⑥家族等への支援 ⑦障害児相談の充実
	（２）共に学び育つ教育・療育・保育の連携	①障害への理解・啓発の促進 ②教育相談・就学相談の充実 ③学校教育の充実
	（３）障害児通所支援の充実	①放課後等デイサービスの充実 ②放課後対策

第４章　重点施策

第４章　重点施策

【基本目標１　安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進】の重点施策

１　地域生活支援拠点等の運営

（基本目標１-（２）-①）

本市では、障害等のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して担う、地域生活支援拠点（面的整備型）の整備を進めており、機能を担う登録事業所を拡充してきました。しかしながら、登録事業数が目標に至っていないこと等から、今後も引き続きサービス提供事業所等との連携強化や機能への協力を呼び掛け、地域生活支援拠点等コーディネーターを確保するとともに、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

図表　面的整備型による地域生活支援拠点等のイメージ

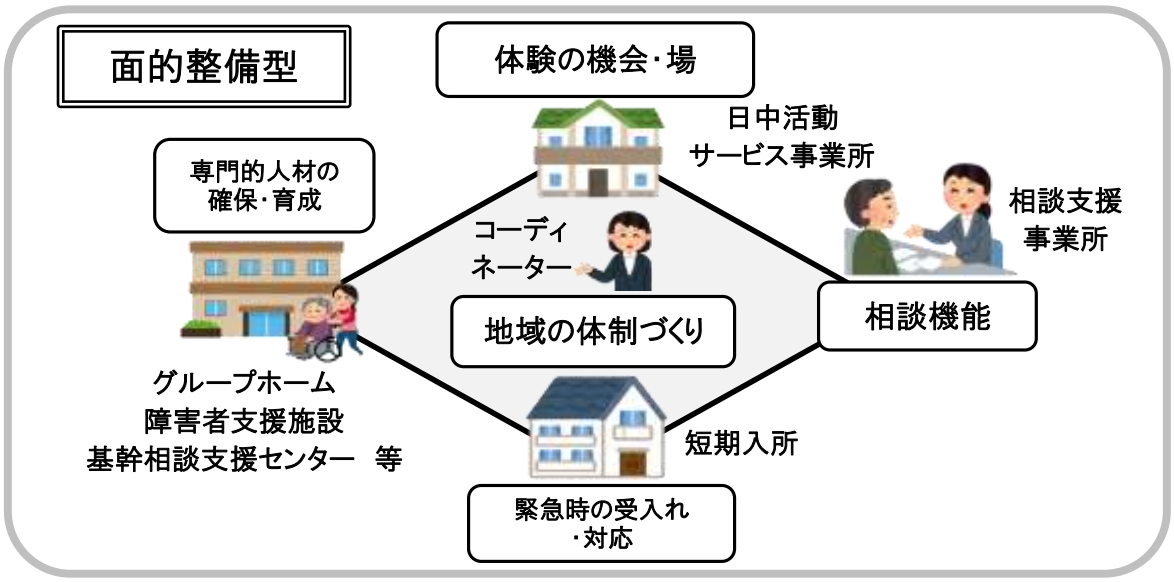

※　地域生活支援拠点等には多機能拠点整備型と面的整備型があります。

出典：厚生労働省資料をもとに府中市作成

２　医療的ケアを要する障害者等への支援

（基本目標１－（５）－③）

医療技術の進歩に伴い、在宅で生活する医療的ケア児等は増加している一方で、受入先の不足や人材確保の困難、他分野にまたがる支援の分断等、地域生活を支える体制には依然として課題が多い状況です。医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援は、保健、医療、福祉、教育等の多分野にわたる連携が不可欠ですが、特に医療的ケア児等の支援は、複合的なサービスの提供が必要です。

今後本市においては、医療的ケア児等コーディネーターの配置及び機能強化による総合調整機能の充実を始め、医療、福祉、教育、保育等の関係機関による協議の場の設置・運営による連携体制の強化、障害児通所支援事業所、保育所等における受入体制の整備及び人材確保・育成、短期入所やレスパイト支援の充実による家族負担の軽減等、医療的ケアを要する障害者等及びその家族が地域において安心して生活できる環境の整備を進めます。



出典：府中市作成

【基本目標２　相談支援体制と情報提供の拡充】の重点施策

３　相談支援体制の充実

（基本目標2-（1）-①）

本市では、市内における相談支援体制の強化を図るために、「基幹相談支援センター」を中核とした相談支援ネットワークを構築しています。基幹相談支援センターは地域のネットワークづくり、人材育成等を持つとともに、市内の地域生活支援センター（委託相談支援事業所）と協働しております。

今後は、地域の相談支援体制のサポートや、自立支援協議会の運営を通して障害者の地域移行・定着支援の促進、権利擁護・虐待防止を進めます。

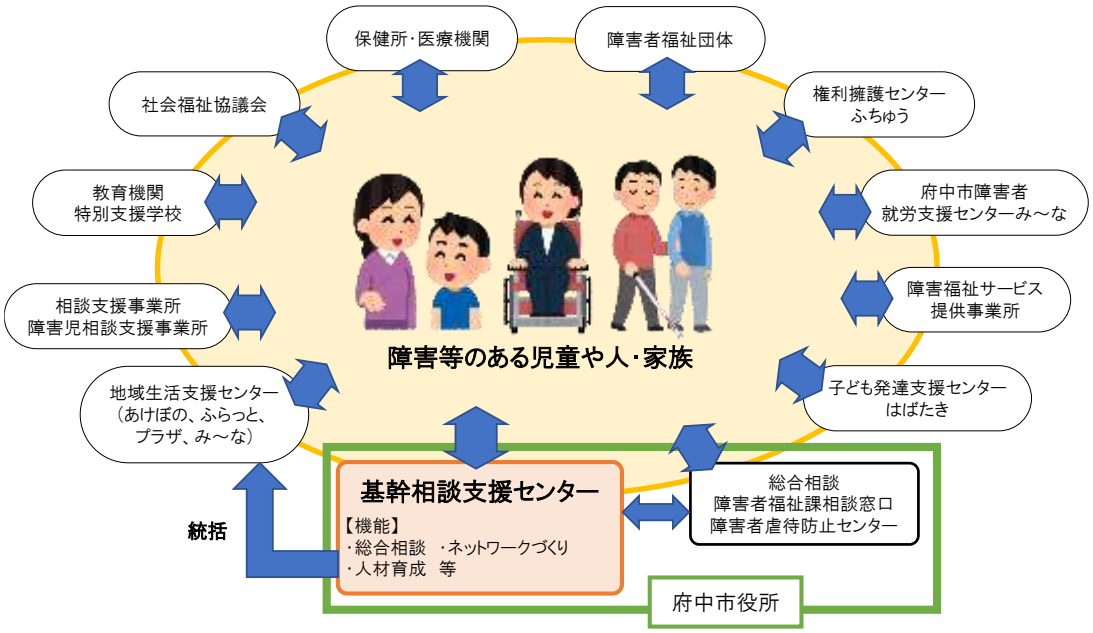

出典：厚生労働省資料をもとに府中市作成

【基本目標３　差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止】の重点施策

４　差別の解消へ向けた取組の強化

（基本目標３-（１）-①）

令和４年度より、府中市障害者差別解消支援地域連絡会議を開催し、市民に向けた障害者への差別解消や合理的配慮の考えの定着を図るため、事例の共有や意見交換を行うとともに、アニメーションによる啓発動画を作成し、市内中学生を対象に動画で使用するキャッチコピーの募集を実施しました。

また、令和６年４月１日から改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、今後は民間事業者への更なる周知に積極的に取り組んでいきます。



出典：府中市　障害者福祉課

【基本目標４　協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進】の重点施策

５　福祉人材の確保・育成・研修機会の充実

（基本目標４-（３）-①）

現在、本市においても福祉サービスの人材不足が深刻な問題となっています。また、障害分野でも人材の確保、育成、定着が必要であり、そのためには福祉の魅力を高める情報提供や、市民・地域・企業等の障害者への理解を深めるとともに、差別解消に向けた取組も求められており、これらの課題に対処するためには長期的な視点をもった取組が必要であるといえます。

本市においても、障害福祉人材確保に向けて、現状に即した取組を協議会、連絡会等で検討していきます。

人材確保に向けては就職相談会等の取組を進めます。また、人材育成・定着に向けては、連絡会等から障害福祉事業所等が抱える課題やニーズ踏まえた研修会の開催に努めます。例としてリスクマネジメント、職員のメンタルヘルス等の事業所からのニーズを踏まえた研修を開催していきます。

ＤＸ化による業務改善でサービスの向上につなげていく必要性を、障害福祉事業所等に推奨していきます。



出典：府中市作成

６　避難行動要支援者支援

（基本目標４-（６）-②）

避難行動要支援者の安全確保を図るため、平時から要支援者やその家族による備えを促進するとともに、避難行動要支援者名簿の提供や個別避難計画の作成を通じて、地域における自助・共助の体制づくりを推進します。

避難行動要支援者名簿については、平時において、避難支援等関係者への情報提供を行うとともに、要支援者やその家族等に対する事前の備えの啓発や、日頃からの訪問や交流を通じた見守りや関係づくりを進めます。災害時には、名簿を活用し、避難情報の伝達、安否確認及び避難誘導を実施します。

また、個別避難計画については、要支援者一人ひとりについて、避難先や支援者、避難方法等をあらかじめ定めるとともに、平時には役割分担や手順等計画の確認や訓練等により実効性の向上を図ります。災害時には、計画に基づき、状況に応じた情報提供を行いながら、安否確認及び避難誘導を行います。

＜避難行動支援者名簿の活用＞

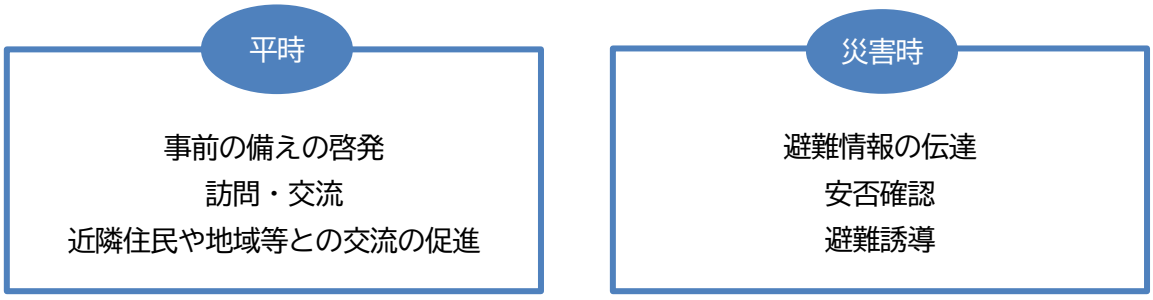

＜個別避難計画の活用＞

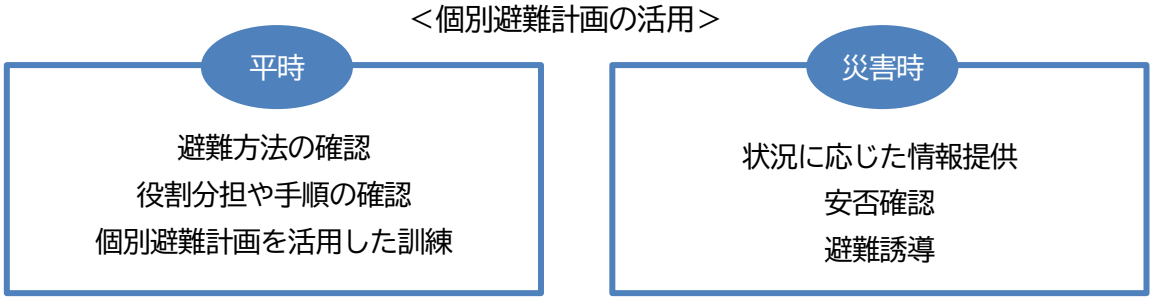

出典：府中市作成

7　就労支援・就労選択支援・就労定着支援

（基本目標5-（3）-②）

障害等のある人の一般就労への移行、定着を推進するために、就労に関する相談や就労に向けた支援、就職後の定着支援等を行う就労支援事業の強化を図ります。

就労選択支援事業の活用により、就労先や働き方についてよりよい選択ができるように、障害がある方との協働により意思決定を支援します。

図表　就労支援・就労選択支援・就労定着支援の流れ

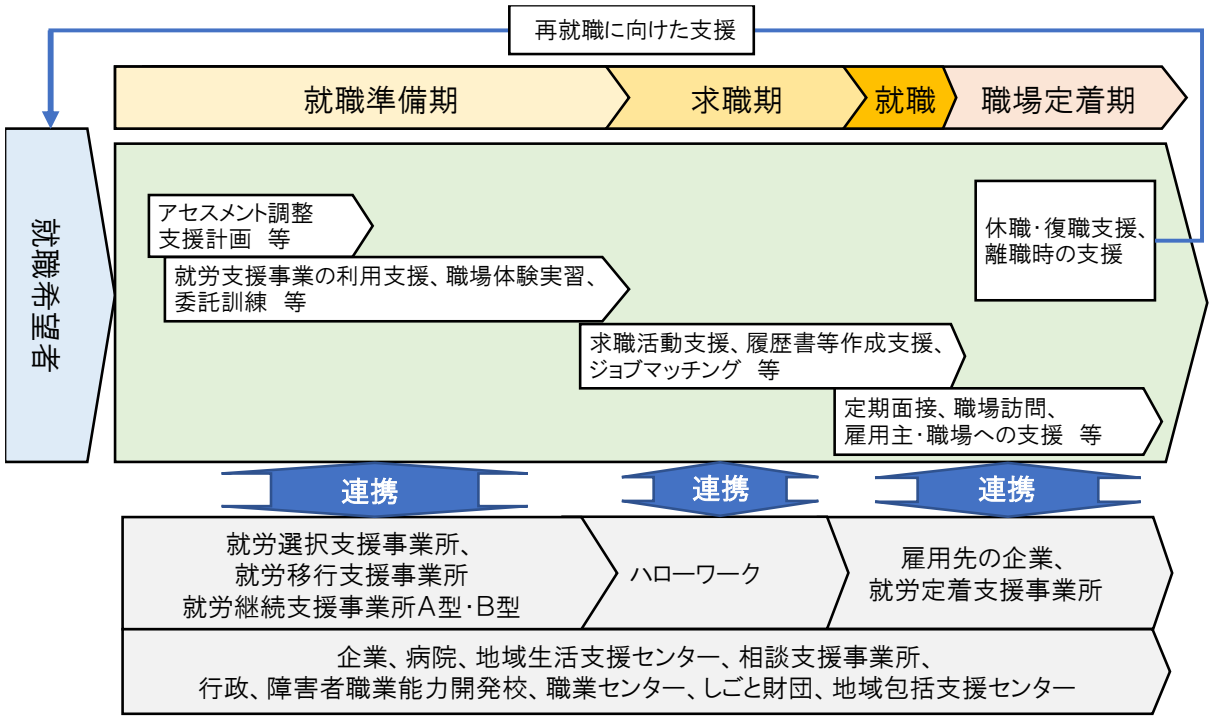

出典：府中市作成

【基本目標６　障害のある児童及び家族への支援の充実】の重点施策

８　子ども発達支援センターはばたきの機能の充実

（基本目標６-（１）-①）

障害等のある児童が地域で安心して育ち・暮らせるよう、子ども発達支援センターを中核とした支援体制の充実を図ります。

地域の事業所への助言・支援、保育所や学校等との連携による支援の推進、早期の気づき段階から切れ目なく支援を提供します。

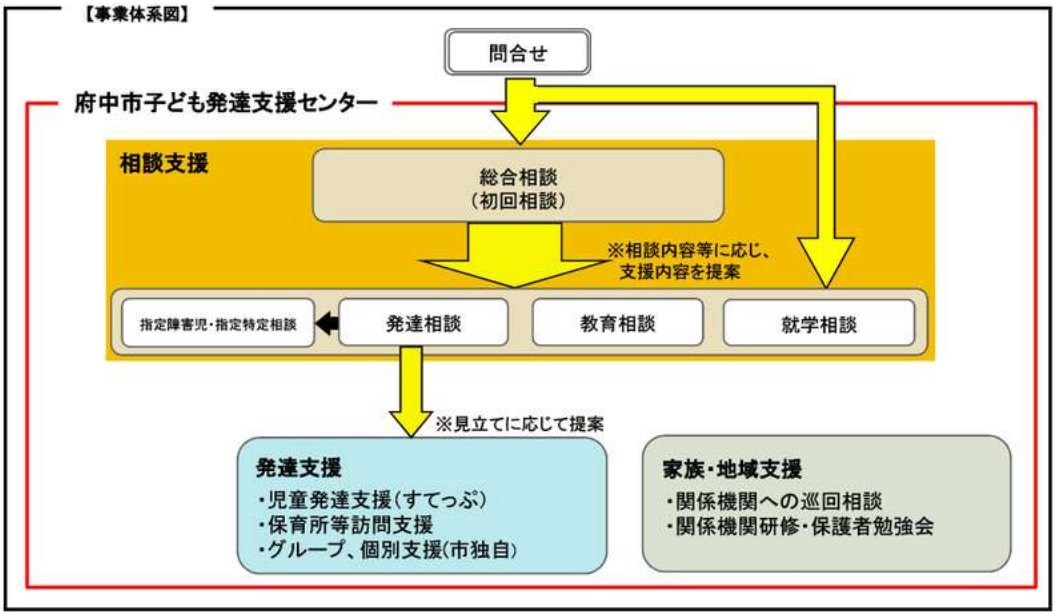

「ライフステージが変化しても途切れない支援」を基本理念として、子ども一人ひとりの発達特性や生活状況を丁寧に見立て、必要な支援を行うとともに、その支援を家庭、保育所・幼稚園、学校、学童クラブ等の日常生活の場へつなぎ、子どもが地域の中で主体的に自分らしく生活できることを目指します。

総合相談を入口として、子どもや家族の状況に応じた適切な支援につなぐとともに、保育所・幼稚園・学校等への専門的な助言や関係機関職員への研修・支援を通じて、地域における障害児支援の質の向上を図ります。これにより、早期の気付きの段階から学齢期まで、子どもの成長やライフステージの変化に応じた切れ目のない支援体制の充実を進めます。

出典：府中市作成

第５章　計画の基本目標に向けた取組

第５章　計画の基本目標に向けた取組

基本目標１　安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

障害のある人が安心して地域生活を送るためには、住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、施設や病院に入所・入院している人が地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。

そのため、地域生活を支えるサービスの充実や安心して生活できる住まい・環境づくり、地域における見守り・支え合いを推進します。

また、障害者の介護の多くを家族が担っている現状を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討や、健康づくり・保健医療の充実を進め、切れ目のない支援体制の構築を行います。

（１）地域生活を支えるサービスの充実

障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供するとともに、サービスの質と量の確保を行います。

また、高齢者福祉サービス・介護保険サービスとの連携や、施設や病院に入所・入院している人の地域移行・地域定着に向けて、本人の希望に沿った地域生活への支援を行います。

①　ホームヘルプサービスの充実

事業名	内　　容
１． 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援（自立支援給付）	・　身体介護や家事援助等の日常生活の支援が必要な障害のある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを提供します。
２． 移動支援事業（地域生活支援事業）	・　外出する際の支援が必要な障害のある人に、ガイドヘルプサービスを提供します。
３． 在宅の重度障害のある人に向けた支援の充実	・　東京都の重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業を実施します。 ・　医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）及び医療的ケア児等を対象として拡大していきます。
４． 訪問入浴サービス	・　重度の身体障害のある人に対して、訪問により在宅で入浴サービスを提供します。

②　日中活動の場の充実

事業名	内　　容
５． 生活介護 （自立支援給付）	・ 常に介護を必要とする障害のある人に、介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
６． 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型） （自立支援給付）	・ 障害のある人が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の機会を提供します。
７． 就労移行支援 （自立支援給付）	・ 一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。
８． 就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型） （自立支援給付）	・ 一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。
９． 療養介護 （自立支援給付）	・ 医療と常時介護を必要とする障害のある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う療養介護を給付し、日中活動を支援します。
１０． 短期入所 （自立支援給付）	・ 自宅で介護する人が病気の場合、家族と暮らしている人が自立を目指す場合、入院・入所中の人が地域生活を体験する場合等、短期間・夜間も含め、施設で介護等を提供します。
１１． 日中一時支援事業 （地域生活支援事業）	・ 障害のある方の日中の居場所を確保し、家族の介護負担の軽減を図ります。
１２． 心身障害者福祉センターの機能の充実	・ 今後増加が見込まれるニーズに対応するため、心身障害者福祉センターの在り方を見直し、施設・機能の充実を図ります。
１３． 未利用都有地等の有効活用	・ 東京都の住宅施策・福祉施策等における施設整備・移転等に伴い生じる未利用都有地等を有効活用できるよう要請します。
１４． 地域活動支援センター事業	・ 障害のある人の創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行います。

③　福祉機器の活用による自立支援の促進

事業名	内　　容
１５． 補装具の交付 （自立支援給付）	・ 障害の状況に応じた適切な相談と併せ、身体機能の維持・向上を目的とする補装具を交付します。
１６． 日常生活用具の給付 （地域生活支援事業）	・ 障害の状況に応じた適切な相談と併せ、日常生活の利便性の向上を目的とする日常生活用具を給付します。
１７． 中等度難聴児発達支援事業	・ 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用による言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

④　移動・移送サービスの充実

事業名	内　　容
１８． 自動車運転免許取得・改造助成事業 （地域生活支援事業）	・ 自動車運転免許の取得のために要する経費の一部や、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成して、障害のある人の生活圏の拡大と日常生活の利便性の向上を支援します。
１９． 車いす福祉タクシー （地域生活支援事業）	・ 車いす福祉タクシーにより、車いす使用者等の移動を支援します。
２０． 福祉タクシー （地域生活支援事業）	・ タクシー料金の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。
２１． 自動車ガソリン等費用の助成 （地域生活支援事業）	・ ガソリン等燃料費の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。
２２． 福祉移送の支援	・ 障害のある人の移動を支援するため、交通事業者やＮＰＯ法人等と連携した福祉移送を支援します。
２３． コミュニティバスの運行	・ 交通不便地域にコミュニティバスを運行し、障害のある人の移動を支援します。

⑤　高齢者・介護保険サービスとの連携

事業名	内　　容
２４． 高齢者・介護保険 サービスとの連携	・ ホームヘルパーの派遣等、同一世帯で利用する共通の高齢者サービスや介護保険サービスと共通するものについて、関係機関と十分に連携しながら、適切かつ効果的なサービスの提供を図ります。

⑥　地域生活への移行と定着

事業名	内　　容
２５． 地域移行支援・地域 定着支援 （自立支援給付）	・ 施設や精神科病院からの地域生活への移行に向けては、本人の意向の確認を継続しながら相談・住まいの確保を行い、円滑な地域生活への移行を図ります。 ・ 居宅で単身生活している障害のある人等についても、常に連絡体制を確保し、緊急時における相談や必要な支援を行い、本人の意向の確認を継続しながら地域生活への定着を図ります。

（２）安心して生活できる住まい・環境づくり

障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、相談、体験の機会や場、緊急時対応等の機能を、既存の支援機関や施設、事業所等が分担して担う、面的整備型の地域生活支援拠点等の運営を行います。

また、グループホームの整備を図るだけでなく、支援関係機関との連携強化等を通じた支援体制の整備を行う等、グループホーム入居後の支援の充実を図ります。

更に、障害のある人が自立した生活を送れるよう、生活保障としての年金や手当の支給体制、医療費等の助成を国・東京都に要請するほか、防犯対策として緊急情報を配信します。

①　地域生活支援拠点等の運営【重点】

事業名	内　　容
２６． 地域生活支援拠点等の 運営	・ 障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を有する地域生活支援拠点等を運営します。 ・ また、今後は地域生活拠点等コーディネーターを配置し、機能を充実させます。

② 地域での住まいの確保

事業名	内　　容
２７． 相談支援専門員、 サービス提供事業所への支援	・ 障害のある人が希望する住まいを選択できるよう、相談支援専門員、サービス提供事業所等に対し、住まいの希望を継続的に把握することの必要性について共有を図ります。
２８． 共同生活援助 （自立支援給付）	・ 障害のある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同で生活を送る居住の場であるグループホームの整備を図ります。 ・ 入院・入所中の方の地域移行のため、グループホームの体験利用を行います。 ・ また、重度障害者が利用できるグループホームの整備を進めます。
２９． 施設入所支援 （自立支援給付）	・ 施設に入所する障害のある人に、夜間や休日、介護等を行い、支援します。
３０． 自立生活援助 （自立支援給付）	・ 施設やグループホーム、精神科病院等から地域生活に移行した人や、すでに地域生活をしている人が、安心した生活を送れるよう支援します。
３１． 公営住宅の障害のある人の優先入居	・ 一定の戸数を障害者枠として障害のある人のいる世帯向けに別枠で募集します。
３２． 重度身体障害者（児）住宅設備改善事業	・ 重度の身体障害者（児）の在宅生活を容易にするため、住宅設備改善費用を給付します。

③ グループホームの充実

事業名	内　　容
３３． 共同生活援助 （自立支援給付） 【再掲】	・ 障害のある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同で生活を送る居住の場であるグループホームの整備を図ります。 ・ 入院・入所中の方の地域移行のため、グループホームの体験利用を行います。 ・ また、重度障害者が利用できるグループホームの整備を進めます。
３４． グループホーム入居後支援の充実【新規】	・ グループホーム入居後の生活支援の充実を図るため、日常生活支援や相談支援のほか、支援関係機関との連携強化等を通じた支援体制の整備を行い、地域生活の安定化及び自立の促進を図ります。

④　居住支援の仕組みづくり

事業名	内　　容
３５． 住宅セーフティネット・住まい相談事業	・ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、府中市居住支援協議会（市内の不動産関係団体・建築関係団体・居住支援法人・府中市で構成）が行う、要配慮者の方々に向けた住まい相談の窓口「住宅セーフティネット住まい相談」を開催します。
３６． 居住保証事業	・ 住宅に困窮する障害のある人の世帯に対して、府中市社会福祉協議会が民間賃貸住宅の入居を支援します。 ・ 入居の際、保証人となる親族がいない場合は、府中市社会福祉協議会が保証人となります。
３７． 心身障害者住宅費の助成	・ 民間の賃貸住宅を借りている障害のある人の世帯に対し、家賃助成を行い、民間賃貸住宅への入居を支援します。

⑤　経済的支援体制の強化

事業名	内　　容
３８． 自立支援医療・医療費助成の充実	・ 十分な医療を受けられる機会の確保と経済的負担の軽減を目的とした自立支援医療・医療費助成の充実を国・東京都へ要請します。
３９． 年金や手当等の充実	・ 障害のある人が安心して生活できるよう、年金制度について日本年金機構と協力し、わかりやすい情報提供や申請の相談支援を行います。障害のある人への手当の支給を続けるとともに、精神障害のある人にも手当が届くよう、国や東京都に対象拡充を求めます。難病のある人への手当の支給を続けるとともに、中等度・軽度の患者を含めた支援の充実について、国や東京都へ働き掛けます。

⑥　防犯対策

事業名	内　　容
４０． 緊急情報の配信	・ 犯罪発生や危険地域等の緊急情報を配信します。

（３）地域における見守り・支え合いの推進

障害のある人が地域の一員として、地域での交流・活動に参加できるように地域交流・地域活動や活動グループへの支援を行います。

また、協働による地域における見守り・支え合い活動を促進するために、退職者や子育て経験者等担い手の活用を進めるとともに、障害のある人の居場所づくりの取組を支援します。

①　地域での交流・活動の促進

事業名	内　　容
４１． 障害のある人の地域参加・地域交流の促進	・ 障害のある人が地域の一員として地域に参加することを促進するため、市民主体の地域交流・地域活動を支援します。
４２． ボランティア等による地域サービスへの支援	・ 障害のある人の地域交流・日中活動を促進するため、ボランティア等、地域活動グループへの支援を拡充します。

②　地域での担い手の活用

事業名	内　　容
４３． 多様な人材の育成・確保	・ 府中ボランティアセンター、府中市市民活動センタープラッツとの協働により、多様な経験や知識・技術を社会的財産（社会資源）として、その効果的な活用を図ります。

③　地域の居場所づくり

事業名	内　　容
４４． 地域における障害者の居場所づくりの推進 【新規】	・ 障害者が身近な地域で安心して過ごすことができるよう、日中通所系サービス利用後の時間帯等における居場所づくりを進め、地域での見守りや支え合いを進めていきます。 ・ 地域における多様な居場所と連携し、障害者が利用できる体制づくりを進めます。

（４）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害も含めた全ての障害のある人が、安心して地域で暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するほか、保健所と関係機関の連携を強化することで、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

①　協議の場における運営の推進

事業名	内　　容
４５． 保健・医療・ 福祉関係者による 協議の場の運営	・ 精神障害も含めた全ての障害のある人が安心して自分らしい暮らしを送ることができるように、関係者が情報共有や連携する体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営を行います。

②　地域生活への移行と定着

事業名	内　　容
４６． 地域移行支援・地域 定着支援 （自立支援給付） 【再掲】	・ 施設や精神科病院からの地域生活への移行に向けては、本人の意向の確認を継続しながら相談・住まいの確保を行い、円滑な地域生活への移行を図ります。 ・ 居宅で単身生活している障害のある人等についても、常に連絡体制を確保し、緊急時における相談や必要な支援を行い、本人の意向の確認を継続しながら地域生活への定着を図ります。

③　保健所等との連携強化

事業名	内　　容
４７． 保健所等との連携 強化【新規】	・ 精神障害のある人の支援において、課題が複雑化・複合化した困難事例に対応するため、福祉・医療・保健等の関係機関による事例検討会を実施します。検討会では、個別ケースに対する支援方針の共有や役割分担の明確化を行うとともに、支援上の課題の整理及び対応力の向上を図ります。あわせて、関係機関間の連携を強化し、アウトリーチの機能を重視しながら、切れ目のない支援体制の構築を推進します。

（５）健康づくり・保健医療の充実

医師や看護師等が連携した訪問支援や、保健・医療・福祉の連携による相談支援体制の充実を図るとともに、高次脳機能障害者支援法の施行を受けて、高次脳機能障害のある人への地域生活支援・相談支援の強化を進めます。

また、医療的ケアを要する障害者等に対する協議体の運営やコーディネーターの配置を通じて、障害特性に応じた切れ目のない支援体制の構築を推進します。

①　心とからだの健康づくりの推進

事業名	内　　容
４８． 訪問支援	・ 疾患等を抱えている在宅の障害のある人に対し、医師の指示に基づき看護師等が訪問して看護サービスを提供する訪問看護の充実が図られるよう、連携しながら対応を進めます。 ・ かかりつけ歯科医のいない障害者、在宅療養者、摂食・えん下機能に支障がある方等に、歯科医師会の協力のもと「かかりつけ歯科医」を紹介します。
４９． 健康に関する知識の普及と相談	・ 各種の健康教育、健康相談を効果的に実施し、正しい知識の普及に努めます。 ・ 生活習慣病等の予防のために、保健・医療・福祉が連携し必要な指導と助言を行うとともに、心身の健康に関する個別相談を実施します。

②　高次脳機能障害のある人への支援

事業名	内　　容
５０． 高次脳機能障害のある人への相談支援の充実 【新規】	・ 支援の充実に必要な情報提供と相談を充実し、地域での生活支援や相談体制の整備を進めます。

③　医療的ケアを要する障害者等への支援【重点】

事業名	内　　容
５１． 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	・ 医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進することを目的とする、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

（６）介護者支援・家族支援

家族等の介護者支援として、病気や出産等の場合に利用できる支援事業のほか、当事者同士や家族同士の相談活動、家族会の活動を支援するピアサポート活動を行います。

また、子ども発達支援センターはばたき等での相談・研修を通し、ペアレントトレーニングの充実を図ります。

①　家族等介護者を支える体制整備

事業名	内　　容
５２． 短期入所 （自立支援給付） 【再掲】	・ 自宅で介護する人が病気の場合、家族と暮らしている人が自立を目指す場合、入院・入所中の人が地域生活を体験する場合等、短期間・夜間も含め、施設で介護等を提供します。
５３． 日中一時支援事業 （地域生活支援事業） 【再掲】	・ 障害のある方の日中の居場所を確保し、家族の介護負担の軽減を図ります。
５４． 緊急一時保護事業	・ 障害のある人の保護者や家族が病気や出産等で介護ができないとき、施設で保護し、在宅介護を支援します。 ・ 医療的ケアも含めた緊急一時保護について検討します。

②　家族会の活動支援、ピアサポート活動の充実

事業名	内　　容
５５． 当事者本人や当事者家族のピアサポート活動の充実【新規】	・ 障害のある本人や家族が、同じ経験をもつ仲間に安心して相談できる機会の充実を図ります。また、当事者や家族によるピアサポートを充実し、生活の悩みや制度の利用、地域の暮らしについて、経験を活かした相談事業を行います。更に、当事者同士や家族同士の交流、相談できる場や家族会の活動を支援し、孤立を防ぎ安心して地域で暮らせるよう取り組みます。

③　ペアレントトレーニングの充実

事業名	内　　容
５６． ペアレント トレーニングの充実 【新規】	・ ペアレントトレーニングは、発達障害等のある子どもと保護者の親子関係の改善や、行動改善を促すプログラムです。子ども発達支援センターはばたき等での相談・研修での活用を通して、ペアレントトレーニングの充実を図ります。

基本目標２　相談支援体制と情報提供の拡充

全ての障害のある人がその人らしく安心して地域で暮らしていくためには、サービス等の情報提供や、身近な地域で相談できる体制が重要です。そのために、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会を連動させた地域生活支援ネットワークを構築するとともに、多機関協働による包括的な相談支援体制の構築を通して、包括的な相談支援体制の充実や、障害の特性に応じた情報提供体制の拡充を図ります。

（１）基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワーク

困難を抱える人・世帯が支援につながることができるよう、基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークを構築するとともに、自立支援協議会の活用を通じ、相談支援機能を充実させます。また、地域の障害相談窓口の充実のため、意思決定支援を行う指定特定相談支援事業所への支援や「ちゅうファイル（支援ファイル）」の活用を進めることで切れ目のない支援体制の構築を図ります。

①　相談支援体制の充実【重点】

事業名	内　　容
５７． 基幹相談支援センターの機能強化	・ 基幹相談支援センターを中核とし、総合相談、ネットワークづくり・人材育成、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着の促進を行います。 ・ 強度行動障害の状態にある人の在宅での支援体制を構築します。 ・ 相談支援にあたっては、地域生活支援拠点等コーディネーターの活用により地域生活支援拠点（相談機能）との一体的な運営を図るとともに、支援につながってない方への働き掛けを行います。
５８． 地域生活支援拠点等の運営 【再掲】	・ 障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を有する地域生活支援拠点等を運営します。 ・ また、今後は地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、機能を充実させます。
５９． 自立支援協議会の活用	・ 相談支援機能の充実に向けて、障害者虐待防止センター、地域生活支援拠点等、各種支援会議から寄せられた地域課題を共有し、課題解決に向けて協議します。 ・ 協議会に設置される専門部会では、当事者の意見をとりいれながら地域課題について協議を重ねます。

②　地域の障害相談窓口の充実

事業名	内　　容
６０． 委託相談支援事業における相談機能の充実	・ 障害のある人が、どこに相談をしても適切な支援が受けられるように、市と委託相談支援事務所「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」が連携し、有機的な総合的相談支援体制を確立します。 ・ 障害のある人が適切なサービスを効果的に利用できるよう、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実を図ります。 ・ 福祉サービスをうまく利用できない人や、難病のある人、高次脳機能障害、発達障害のある人に対し、積極的に相談支援を実施するとともに、サービス内容の周知を図ります。 ・ 委託相談支援事業所における相談支援事業者の育成・確保への支援を行います。
６１． サービス等利用計画を作成する事業所の拡大	・ 事業者のサービス等利用計画作成への参入を促進し、全ての障害福祉サービス利用者に対し計画が作成され、適切なサービスの利用ができるよう支援を推進します。
６２． 相談支援専門員の育成・確保	・ 障害のある人のサービス利用や日常生活における意思決定に対し適切な支援を行う等、障害のある人が地域生活を送る上での横断的な相談支援を行うことができるように、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等と連携して指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の育成・確保に努めます。
６３． 切れ目のない支援体制の構築	・ 関係機関との連携を強化することにより、子ども発達支援センターはばたきを中心に、委託相談支援事業所とも連携し、乳幼児期からのライフステージを見通した支援を目指します。 ・ ライフステージが変化しても切れ目のない支援を継続するため、自立支援協議会で検討された「ちゅうファイル（支援ファイル）」の活用を図ります。

（２）多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

当事者や家族に向けたピアサポート活動の充実を図るとともに、複合的な課題に対しては庁内外の関係機関が協働し、当事者・家族の視点に立った包括的な相談支援体制の構築を推進します。

①　当事者・当事者家族の視点に立った相談機能の充実

事業名	内　　容
６４． 当事者本人や当事者家族によるピアサポート活動の充実 【再掲】	・ 障害のある本人や家族が、同じ経験をもつ仲間に安心して相談できる機会の充実を図ります。また、当事者や家族によるピアサポートを充実し、生活の悩みや制度の利用、地域の暮らしについて、経験を活かした相談事業を行います。更に、当事者同士や家族同士の交流、相談できる場や家族会の活動を支援し、孤立を防ぎ安心して地域で暮らせるよう取り組みます。

②　重層的支援体制整備事業との連携

事業名	内　　容
６５． 重層的支援体制整備事業との連携	・ 重層的支援体制との連携を図り、障害の課題を抱える家族やひきこもり等複雑化・複合化した課題に多機関協働で取り組む体制を整備します。 ・ にも包括、地域生活拠点等コーディネーター及び地域福祉コーディネーターが連携し、伴走型の相談支援を実施します。 ・ 乳幼児期から高齢期まで、ライフステージの視点からも、切れ目のない相談体制の構築を目指します。

（３）情報提供体制の拡充

障害のある人が、適切なサービスの選択や様々な情報を入手することができるよう、障害特性に応じたＩＣＴ活用支援を進めるとともに、手話通訳者・要約筆記者の派遣や手話・点字に関する普及啓発・人材育成を通じて、障害のある人の情報アクセス及び円滑なコミュニケーションの確保を推進します。

①　総合的な情報提供体制の充実

事業名	内　　容
６６． 分かりやすい情報の提供	・ サービスの内容を分かりやすく説明した「障害者のしおり」を発行する等、適切な情報の提供に努めます。

事業名	内　　容
６７． 多様な媒体を活用した情報の提供	・ 必要とする情報が容易に入手できるよう、市や社会福祉協議会の広報、ホームページ、音声版広報等多様な媒体を活用した情報提供を進めます。
６８． 視覚障害者向けの情報発信	・ 音声読み上げ機能の付いた広報紙閲覧アプリの利用を進めるとともに、ホームページ上で広報紙の全文（グラフ等は除く）を掲載します。

②　情報へのアクセスの支援

事業名	内　　容
６９． 情報アクセス手段の確保	・ インターネット等を通じて情報の取得や発信ができるよう、障害特性に応じた情報通信支援用具の給付やパソコン講習会の実施等、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を支援します。

③　コミュニケーションの円滑化の促進

事業名	内　　容
７０． 意思疎通支援事業 （地域生活支援事業）	・ 視覚障害、聴覚障害、盲ろう、失語症、知的障害等のある人の意思疎通を円滑にするため、通訳を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 ・ 市の主管課窓口に定期的に手話通訳者を配置すること等により、聴覚障害または言語障害のある人の地域生活を支援します。
７１． 手話講習会 （地域生活支援事業）	・ 市民が聴覚障害者の意思疎通における困難を理解し、手話に関する知識を習得することを支援します。 ・ 手話通訳者を養成するとともに、技術水準を満たす手話通訳者の確保のため、手話通訳者認定試験を実施します。
７２． 点字講習会 （地域生活支援事業）	・ 市民が視覚障害者の日常生活における困難を理解し、点字に関する知識を習得することを支援します。 ・ 中途視覚障害者を対象に、点字技術の習得を支援します。

基本目標３　差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

令和３年６月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和６年４月１日の施行により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。そこで、障害を理由とする差別の解消に向けて、市民・民間事業者への意識啓発を行います。

障害により判断に支援を必要とする人が安心してサービスを利用できるよう、権利擁護体制の充実を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進を行います。

また、障害のある人への虐待防止を推進するために、障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）での相談受付や関係機関との連携を進めます。

（１）障害の理解と、障害のある人への差別解消の推進

障害の理解向上を図るため、市民や民間事業者への普及啓発とともに、障害のある人とない人との交流・協働の機会を創出する等、合理的配慮提供義務の普及啓発を推進します。

①　差別の解消へ向けた取組の強化【重点】

事業名	内　　容
７３． 障害のある人への 理解・啓発事業	・ 障害に関する認識と障害のある人に対する理解を深めるため、福祉まつり等様々な機会を利用して、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。
７４． 民間事業者への周知	・ 市内の民間事業者に向けて、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人への合理的配慮の提供義務について周知し、建設的な対話を促します。

②　合理的配慮提供義務の普及啓発【新規】

事業名	内　　容
７５． 障害者差別解消法及び合理的配慮の提供義務についての理解促進 【新規】	・ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供義務について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報紙やホームページ等による周知、研修開催、啓発資料の配布等を実施します。また、障害のある人が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めるため、事業者等による合理的配慮の提供義務の理解を促進します。

③　市や関係機関職員の障害理解の促進

事業名	内　　容
７６． 関係機関職員の障害理解の促進と支援力の向上【新規】	・ 障害特性や意思決定支援、権利擁護、合理的配慮の提供義務等に関する研修を実施し、市及び関係機関職員の障害理解の促進と支援力の向上を図ります。また、福祉・保健・医療・教育・就労等の関係機関相互の理解を深め、連携体制の強化を推進します。

（２）地域における権利擁護と意思決定支援の充実

権利擁護事業や成年後見制度の利用促進を通じて、障害のある人の権利擁護を推進するとともに、障害のある人の自己決定を尊重した支援体制の充実及び多機関の連携強化により、地域で安心して自立した生活を継続できる環境整備を推進します。

成年後見制度は今後制度改正が予定されていることから、その動向を注視するとともに、今後も新たな制度のもと権利擁護の推進を図ります。

①　権利擁護の推進

事業名	内　　容
７７． 権利擁護事業の充実	・ 福祉サービスの適切な利用を支援する福祉サービス利用者総合支援事業や、判断能力が不十分な障害のある人に対して支援を行う地域福祉権利擁護事業（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）の周知及び利用促進を図ります。 ・ また、成年後見制度の利用支援を行う府中市権利擁護センター事業を充実させます。
７８． 成年後見制度の理解促進	・ 成年後見制度の利用促進に向け、新たな成年後見制度の周知及び、制度の普及・啓発等を図るとともに、中核機関及び協議会を運営し、地域連携ネットワークの構築に向けた取組を更に進めます。

②　障害のある人の自己決定支援のための支援体制充実

事業名	内　　容
７９． 障害のある人の自己決定を尊重した支援体制の充実【新規】	・ 障害のある人の自己決定を尊重し、本人主体の支援を実現するため、意思決定支援に関する理解の促進及び支援体制の充実を図るとともに、本人参加のもとに多機関が連携した支援を推進することにより、障害のある人が希望する生活を送ることができるよう支援します。

（３）虐待の防止

障害者虐待防止センターを中心に関係機関との連携を強化し、家庭・施設・事業所や職場における障害者虐待の早期発見・早期対応及び虐待防止の取組を推進します。

①　障害者虐待の早期発見・早期対応

事業名	内　　容
８０. **虐待の防止**	・ 障害者虐待防止センター（市障害者福祉課）で障害者虐待に係る相談を行い、関係機関との連携を強化しながら、通報義務を周知し、家庭・施設・事業所や職場での障害のある人に対する虐待の防止と早期対応に努めます。

基本目標４　協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

障害のある人もない人も、同じ地域で暮らす市民として、お互いの個性を尊重し合い、つながりあい、支え合う地域共生社会を実現するために、市民のノーマライゼーションの理念の理解やバリアフリーの推進及び福祉人材の確保、障害者支援団体の活動支援や福祉サービス事業所への支援、災害時の支援体制の構築等を行います。

（１）市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

障害のある人とない人との交流や協働、スポーツ・福祉イベント、研修等を通じて市民のノーマライゼーションの理念の普及・定着を図ります。

また、学校における体験型福祉教育及び障害理解の推進により、共に支え合う地域社会の実現を目指します。

①　市民への普及・啓発

事業名	内　　容
８１． 障害者（児）福祉啓発事業 （地域生活支援事業）	・　障害等に対する市民の理解と認識を一層深めるため、障害のある人とない人が交流や協働を行う機会を設けます。ＷａｉＷａｉフェスティバルを実施する他、障害者週間（１２月３日～１２月９日）に合わせ、リーフレット等の配布による啓発活動を実施し、障害や障害のある人への理解促進を図ります。
８２． 障害者軽スポーツ大会	・　障害のある人とボランティアや市民との交流を通して、市民相互の理解を深めるとともに、健康増進を目的とした障害者軽スポーツ大会を開催します。開催が難しい場合は、別の実施形態での開催を検討します。
８３． その他の福祉啓発	・　関係活動団体の交流の「場」の確保や、障害のある人と市民が交流を深めるため、府中市社会福祉協議会を始めとする各種団体のイベントを支援します。 ・　障害や障害のある人に対する理解を深めるため、市民が参加できる研修会等を実施します。
８４． 障害のある人への理解・啓発事業 【再掲】	・　障害に関する認識と障害のある人に対する理解を深めるため、福祉まつり等様々な機会を利用して、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。

② 学校・子どもへの福祉教育【新規】

事業名	内　　容
８５． 学校における体験型福祉教育及び障害理解の推進【新規】	・ 子どもたちが自発的に考え、自分なりの気づきや理解に到達するため、インクルーシブの理念に基づいた体験型福祉教育の機会を増やし、子どもの「共に生きる力」を育み、豊かに学ぶことのできる環境づくりを進めます。

（２）バリアフリーの推進

府中市福祉のまちづくり条例に基づいて、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らせるよう、移動ルートやバリアフリー情報の提供及び交通事業者との連携強化を進めるとともに、「府中市福祉のまちづくり条例」に基づく環境整備を推進し、障害のある人を始め誰もが安心して移動し利用できるまちづくりを推進します。

また、バリアフリー法施行令の改正に基づき、バリアフリー基準を見直し、バリアフリートイレの整備を拡充します。

① 移動のバリアフリー化の推進

事業名	内　　容
８６． 移動ルートの整備促進	・ 市民が日常多く利用する歩道がある幹線道路等をバリアフリー化する道路として捉え、移動ルートの整備を促進します。
８７． バリアフリー情報の提供	・ ホームページ等で、公共施設・鉄道駅・公園についてバリアフリーの整備状況について情報提供します。 ・ がいどまっぷ府中を通して、バリアフリー情報を提供します。
８８． 交通事業者との連携強化	・ 障害のある人等、移動の困難な方の利便性を向上するため、駅舎や駅構内、バス停、駅前広場等の整備について、交通事業者との連携を強化します。

② バリアフリートイレの整備拡充

事業名	内　　容
８９． バリアフリートイレ整備拡充	・ 高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、バリアフリートイレの整備を拡充します。

③　福祉のまちづくり条例の施策の推進

事業名	内　　容
９０． **「府中市福祉のまちづくり条例」の推進**	・ 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境をつくり上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、または訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

（３）福祉人材の確保・育成・定着支援

障害福祉を支える人材の確保のために、多様な人材の育成や、障害のある人の知識・経験・技能等の活用、ボランティアの育成に努めます。

また、障害福祉の魅力発信や体験機会の創出を通じて、障害福祉を支える人材への理解促進と福祉人材の確保・育成・定着を推進します。

①　福祉人材の確保・育成・研修機会の充実【重点】

事業名	内　　容
９１． **多様な人材の育成・確保【再掲】**	・ 府中ボランティアセンター、府中市市民活動センタープラッツとの協働により、多様な経験や知識・技術を社会的財産（社会資源）として、その効果的な活用を図ります。
９２． **障害のある人の技能等の活用**	・ 芸術、文化、スポーツ等の分野で優れた知識、経験、技能等のある障害のある人を各種講座のイベント等の講師等として活用します。
９３． **ボランティアの育成**	・ 府中ボランティアセンターを中心に、障害のある人を支援するボランティアの育成に努めます。 ・ 学校教育等の場でボランティア活動について学ぶ機会を提供し、地域住民によるボランティア活動の広がりを促進します。

②　障害福祉を支える仕事や人材への理解の促進

事業名	内　　容
９４． **障害福祉を支える人材の理解促進及び人材確保に向けた体験機会の創出【新規】**	・ 福祉への理解促進及び人材確保に向けた体験機会の創出をするために、多様な働き方を支援する事業所の取組の事例、障害者福祉の魅力発信等の機会を増やし、高齢者や外国人人材等の多様な人材の確保・育成・定着支援を図ります。

（４）障害者福祉団体の活動支援及び協働

当事者団体や家族会の主体的な活動を支援するとともに、行政、関係機関、施設、団体及び事業者間の連携・ネットワークの強化を図り、協働による地域づくりと障害福祉サービスの質の向上を推進します。

①　自主活動への支援

事業名	内　　容
９５． 当事者団体・家族会の活動への支援、協働	・ 当事者や家族が相互に情報交換を行い、地域福祉に貢献できるよう、当事者団体や家族会の主体的な活動を支援します。 ・ 当事者団体・家族会と市が協働で事業を実施するとともに、施策についての提案を行う等の協働の体制を整備します。
９６． 関係機関・施設・団体間のネットワークの構築	・ 複数の機関の連携による効果的な支援を行うため、市・関係機関・施設・団体間のネットワークを構築します。

②　機関・施設・団体間の連携支援

事業名	内　　容
９７． 団体・機関のネットワークの構築	・ 自立支援協議会を運営し、障害のある人や家族、支援団体、社会福祉法人等と行政が共に福祉政策の在り方等について考え、相互に支援・交流を図ることができるようネットワークを構築します。

③　団体・機関のネットワーク化

事業名	内　　容
９８． 施設と地域活動との連携	・ 障害者施設が地域活動へ積極的に参加することにより、市民の障害に対する理解を深めるとともに、施設を地域に開放する等、地域における社会資源としての活用を促進します。

④　障害者施設・団体とともに進める地域づくり

事業名	内　　容
９９． 事業者主体の連絡会の設置支援	・ 事業者間で課題を共有するとともに、市から事業者への情報提供・指導を行うことで市内事業者のサービスの質の平準化を目指します。

（５）障害福祉サービス事業所への支援及び協働

事業所が抱える課題の共有や解決に向けて、地域で活動する団体やＮＰＯ法人等をサービス提供事業所として育成を進めるとともに、障害福祉サービスを担う人材の育成・確保に向けて、関係機関との協働による方策の検討を進めます。

また、第三者評価制度の活用を通じて、障害福祉サービスの質の確保に努めます。

①　ネットワークの構築

事業名	内　　容
１００． サービス提供に携わる事業所の育成	・ 地域で活動している様々な団体やＮＰＯ法人等を障害福祉サービス提供事業所として育成する等、サービス提供事業所の育成を図ります。

②　サービス提供に携わる事業所・人材の育成

事業名	内　　容
１０１． サービス提供に携わる人材の育成	・ 高齢者や児童等の各種福祉分野に携わる人材等に対し障害分野の理解を深める研修を実施するとともに、移動支援・意思疎通支援等幅広い支援を行う人材の育成を図ります。
１０２． サービス提供に携わる人材の確保に向けた協働による方策の検討	・ 障害福祉サービス提供に携わる人材の確保に向けて、障害福祉サービス事業所と市が協働して方策の検討を行います。
１０３． 福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	・ 事業所に対し、評価機関がサービス提供事業者のサービス内容等を評価し公表する、「福祉サービス第三者評価制度」の受審を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に有用な情報を提供します。

（６）災害時要援護者支援の体制づくり

災害時における障害のある人の安全・安心が確保できるように、障害特性に配慮した防災対策を推進するとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の整備、地域や関係機関との連携による支援体制の構築、福祉避難所の確保・充実を図り、避難行動要支援者の支援体制を構築します。

①　障害特性に配慮した防災対策の充実

事業名	内　　容
１０４． 障害特性に配慮した 防災対策の推進	・ 障害特性に応じた避難支援体制の構築を図るため、要配慮者を対象とした防災訓練の実施による意識向上と実践力の強化を図ります。 ・ また、「府中市障害のある方に向けた防災ハンドブック」等に基づき、障害の種別や特性に応じた防災対策や避難時の課題を踏まえ支援の在り方を検討します。 ・ 更に、福祉避難所や協力施設の確保を進めるとともに、支援者の設定や関係機関の連携強化により支援体制の充実を図ります。また、治療等のため医療機器を利用している人の緊急時電源の確保を図り、災害時における障害者の安全・安心の確保を推進します。

②　避難行動要支援者支援【重点】

事業名	内　　容
１０５． 避難行動要支援者支援 体制の整備	・ 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な方を把握するため、名簿を作成し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します。 ・ 平常時から避難行動要支援者と接している地域住民、関係者や医療機関と連携を図りながら、地域での支援ネットワークを構築し、情報伝達、具体的支援も含めて避難行動要支援者の支援体制を構築します。 ・ 名簿掲載者を対象とした個別避難計画の作成及び計画に基づく避難訓練を実施し、支援体制の充実を図ります。 ・ 発災時における事業活動の継続と被害の最小化を図るため、医療機器の安全確保を含めた事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）策定を支援します。

③　福祉避難所の充実

事業名	内　　容
１０６． 福祉避難所の確保と あり方の検討	・ 障害福祉サービス事業所との連携も含めて、福祉避難所の確保に努めます。 ・ 障害者福祉団体等の協力のもと、各障害に対応した避難所の検討を行います。

基本目標５　障害のある人の社会参画の推進

全ての障害のある人が、住み慣れた地域で自立し、一人ひとりの個性や力を生かしながら暮らしていくためには、社会参加や自己実現の手段・機会の確保、就労への支援が重要です。

まず、障害のある人が地域の一員として交流すること、地域活動・社会活動へ参加することを促進します。次に、障害のある人の生涯学習の機会や文化芸術活動・スポーツ活動の参加を促進します。更に、障害のある人一人ひとりが持つ力を生かして働けるよう、関係機関と連携を図りながら就労への支援を推進し、地域活動への参加も支援します。

（１）障害のある人の政策・地域づくりへの参画

障害のある人とない人との交流や協働の機会の創出、市民への普及啓発及び研修の実施を通じて地域交流を促進するとともに、外出時の支援として移動・移送サービスの充実を図ります。

また、本市で策定する各種計画の提言や評価への参画を推進し、誰もが地域で主体的に活躍できる共生社会の実現を目指します。

①　地域交流の促進

事業名	内　　容
１０７． 障害者（児）福祉啓発事業 （地域生活支援事業） 【再掲】	・　障害等に対する市民の理解と認識を一層深めるため、障害のある人とない人が交流や協働を行う機会を設けます。ＷａｉＷａｉフェスティバルを実施する他、障害者週間（１２月３日～１２月９日）に合わせ、リーフレット等の配布による啓発活動を実施し、障害や障害のある人への理解促進を図ります。
１０８． その他の福祉啓発 【再掲】	・　関係活動団体の交流の「場」の確保や、障害のある人と市民が交流を深めるため、府中市社会福祉協議会を始めとする各種団体のイベントを支援します。 ・　障害や障害のある人に対する理解を深めるため、市民が参加できる研修会等を実施します。

②　外出時の支援の充実

事業名	内　　容
１０９． 移動・移送サービスの充実	・　障害のある人の地域交流・社会活動への参加を促進するために、移動・移送サービスの充実を図ります。

③　障害のある人の参画による多様な計画の推進

事業名	内　　容
１１０． 多様な計画の点検評価	・ 障害のある人が障害者計画を始めとして、障害者福祉に関連する多様な市の計画に関し、提言や点検・評価に参加する機会の確保に努めます。

（２）生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保

障害のある人が生涯にわたり学び続けられる機会の充実を図るとともに、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進し、誰もが主体的に学び、交流し、活躍できる環境づくりを推進します。

①　生涯学習の充実

事業名	内　　容
１１１． 生涯学習の場や機会の充実	・ インターネット等を通じた情報の取得や発信等ができるよう、障害に応じたパソコン講習会を実施します。 ・ 知的障害のある人が、地域でより有意義で充実した生活をするために、ボランティアとともに自立や表現の力を身に付ける活動等を学ぶ場として、成人を対象とした「あすなろ学級」のほか、児童・生徒を対象とした学習支援事業を実施します。 ・ 障害のある人が生涯学習センター等で実施している各種講座に参加しやすいよう配慮に努めます。

②　文化芸術活動への参加促進

事業名	内　　容
１１２． 誰もが参加できる活動や体験、鑑賞活動の拡充	・ 全世代の市民を対象としたイベントとして毎年開催している「市民文化の日」を継続実施し、文化芸術を体験できる機会を提供します。 ・ 施設管理者と連携し、年齢・性別・国籍・ライフスタイルの違い、障害の有無等にかかわらず、それぞれの興味や関心に応じて、多様な文化・芸術を身近に楽しめるよう、バリアフリーやユニバーサル対応、多言語対応等、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。

③　スポーツの機会の充実

事業名	内　　容
１１３． スポーツに親しむ機会の拡大	・ 障害のある人とボランティアや市民との交流を通して、市民相互の理解を深めるとともに、健康増進を目的とした障害者軽スポーツ大会を開催します。 ・ 郷土の森総合プールを開放し、障害のある人が水に親しむ機会を提供するとともに、健康の増進を図ります。 ・ 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、障害者団体等に指導員を派遣します。 ・ トップチームと連携したスポーツ教室を開催し、障害のある人がスポーツに親しむ機会の充実を図ります。

（３）障害のある人の雇用・就労支援

障害者雇用促進法の改正等を踏まえ、特別支援学校やハローワーク等との連携を強化し、雇用の促進を図るとともに、就労相談から就労選択、就労移行及び就労定着まで、切れ目ない支援体制の充実を図ります。また、就労継続支援を通じて、一般企業等での就労が困難な人に、その状況に応じた就労及び生産活動の機会の提供に努めます。

更に、ジョブコーチの活用や職域拡大、作業所等の就労機能強化及び障害者活躍推進計画の推進を通じて、障害のある人が自らの希望や能力、適性等に応じた働き方を選択できるよう、支援するとともに多様な就労機会の確保と職場定着・活躍を支援します。

①　各機関の連携の一層の強化

事業名	内　　容
１１４． 特別支援学校・ハローワーク等との連携	・ 就労支援事業所等と特別支援学校・ハローワーク等が連携し、一般企業や公的機関等に対して雇用を要請する等、障害のある人の雇用促進を図ります。

②　就労支援・就労選択支援・就労定着支援【重点】

事業名	内　　容
１１５． 就労支援事業を中心とした就労支援体制	・ 府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内の地域生活支援事業「府中市障害者就労支援センターみ～な」が実施する就労支援事業を中心として、就労に関する相談を行うことにより、一人ひとりの状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場での定着を支援します。 ・ 障害のある人に対する就労に関する情報の提供や就労支援事業の内容の広報に努めます。 ・ 精神障害に対応する就労支援相談体制を強化します。

事業名	内　　容
１１６． ジョブコーチの活用	・ 障害のある人自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員等に対し、障害のある人の職場適応全般に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案するジョブコーチ（現場適応支援者）を、関係機関の協力のもとに活用し、障害のある人の職場への適応及び定着を支援します。
１１７． 障害のある人の職域の拡大	・ 障害のある人の能力に着目した職域の拡大を推進するとともに、一般企業や公的機関等との連携を図り、障害のある人の雇用促進を図ります。 ・ 障害者雇用に係る国・東京都の制度等を注視し、助成金等に関する企業等への情報提供を行うとともに、市が実施すべき支援策について検討を行います。
１１８． 就労定着支援 （自立支援給付）	・ 就労支援を受けて、一般就労に移行した障害のある人に、３年間、就労の継続に必要な相談や指導等の支援を行います。
１１９． 就労移行支援 （自立支援給付） 【再掲】	・ 一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。
１２０． 就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型） （自立支援給付） 【再掲】	・ 一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。

③　作業所等の就労機能の強化

事業名	内　　容
１２１． 作業所等経営 ネットワーク支援事業	・ 作業工賃の増加を目指し、作業所等において、共同して製品販路・受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワークの活動を推進します。
１２２． 作業所等への 調達の拡大	・ 障害者優先調達推進法の趣旨に則して、作業所等への市からの委託業務等を拡大するとともに、市内にある公的機関や民間の事業所での発注の促進を図ります。

④　障害者活躍推進計画の推進

事業名	内　　容
１２３． 障害者活躍推進計画の策定と推進	・　「障害者活躍推進計画」を策定し、障害のある人を継続して雇用していくとともに、障害の種別等にかかわらず、働きやすく、活躍しやすい職場づくりや人事管理を推進します。

（４）地域活動への参加支援

障害のある人が地域社会の中で主体的に参加できる機会の充実を図るため、関係機関や地域団体と連携しながら、文化・スポーツ活動や居場所づくり等への参加を促進するとともに、誰もが参加しやすい環境整備を推進し、地域におけるつながりの形成と社会参加の促進を図ります。

①　障害者が安心して参加できる活動の場づくり

事業名	内　　容
１２４． 地域における障害者の参加機会の拡充 【新規】	・　障害者が地域社会の中で主体的に参加できる機会の確保に向け、既存の地域活動、文化・スポーツ活動、居場所づくり等の取組を活用するとともに、関係機関及び地域団体との連携により参加機会の充実を図ります。更に、地域の実情やニーズを踏まえながら事業の拡充を検討し、誰もが参加しやすい環境の整備を推進することで、地域におけるつながりの形成と社会参加の促進を図ります。

基本目標６　障害のある児童及び家族への支援の充実

住み慣れた地域で、心身の健やかな成長と発達への切れ目ない支援と自立や社会参加に向けた主体的取組を支援するため、本市では「子ども発達支援センターはばたき」を整備しています。本計画ではその機能を充実し、さらなる連携強化を図ります。

また、障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服していくための支援、障害のある児童が必要なサービスを適切に利用できるよう、インクルーシブの視点に立った支援を進めます。

以上の取組を通して、保護者はもとより兄弟姉妹等も含め、家族全体の生活の視点を重視した相談、支援を進めていきます。

（１）乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の充実

令和６年４月より開設された、「子ども発達支援センターはばたき」の機能強化を始め、関係機関の連携による障害の早期把握・早期対応、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を進めます。また、保育・医療・福祉・教育の連携強化、家族支援及び障害児相談支援の充実を図ることで、障害のある子どもとその家族を包括的に支援します。

①　子ども発達支援センターはばたきの機能の充実【重点】

事業名	内　　容
１２５． 子ども発達支援センターの運営及び機能充実	・　障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもが身近な地域で適切な支援を受けられるよう、子ども発達支援センターはばたきの運営を行います。また、療育支援の中核として、相談支援、保育所等訪問支援、関係機関との連携等について機能の充実を図ります。

②　ちゅうファイルの活用

事業名	内　　容
１２６． 切れ目のない支援体制の構築【再掲】	・　関係機関との連携を強化することにより、子ども発達支援センターはばたきを中心に、委託相談支援事業所とも連携し、乳幼児期からのライフステージを見通した支援を目指します。 ・　ライフステージが変化しても切れ目のない支援を継続するため、自立支援協議会で検討された「ちゅうファイル（支援ファイル）」の活用を図ります。

③　障害の早期把握・早期対応

事業名	内　　容
１２７． 母子保健事業による早期把握・対応	・ 健康診査を通じて、障害の早期把握に努めるとともに、経過観察や専門機関の紹介等、健全な児童の育成を支援します。
１２８． 民生委員・児童委員、保育士等との協力による障害の早期把握	・ 地区担当保健師を中心に、民生委員・児童委員、保育士等が住民の健康状態や生活状態を把握し、療育・医療・教育機関との連携を図りながら、障害の早期把握や原因となる疾病の予防を進める体制を構築します。
１２９． 関係機関の連携による障害の早期対応	・ 障害の早期把握後の対応について、より適切な対応が図られるよう、関係機関の連携による多様な早期療育体制を構築します。 ・ 障害のある人及び難病のある人の地域生活を支援するために、福祉・保健・医療の連携を行い、障害及び難病の早期把握・早期対応に努めます。

④　保育サービスの充実

事業名	内　　容
１３０． 障害児保育	・ 保育所における障害のある児童の受入れ枠を引き続き確保します。

⑤　保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化

事業名	内　　容
１３１． 保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化	・ 保育・教育・保健・医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。
１３２． 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【再掲】	・ 医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進することを目的とする、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

⑥　家族等への支援

事業名	内　　容
１３３． **家族等への支援**	・ 関係機関によるきめ細やかな情報提供と相談の充実により、療育が必要な子どもの家族を支援します。 ・ 療育が必要な子どもやその家族、保育所等の職員に対し、施設への訪問支援を行います。

⑦　障害児相談の充実

事業名	内　　容
１３４． **障害児相談支援**	・ 適切なサービスの利用ができるよう、障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等を実施します。

（２）共に学び育つ教育・療育・保育の連携

本市「特別支援教育推進計画」では、未来社会を創る子どもたちの共生社会の実現に向け、地域全体で大切に育て、一人ひとりがもつ能力を多様な学びの場において最大限に伸ばし、子どもたちの自立と社会参画の取組として、小中学校での特別支援教育、子どもの学びを支える環境の整備、保護者、地域及び関係機関との連携を進めています。

そこで本計画においてもインクルーシブな視点から、特別支援学級の児童生徒との交流等を通して、障害等に対する理解の促進を図ります。更に、教育相談や特別支援教育の充実、関係機関との連携及び通学支援等の検討を通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びと成長を支援する学習・教育環境の整備を推進します。

①　障害への理解・啓発の促進

事業名	内　　容
１３５． **障害等への** **理解啓発活動**	・ 全ての教職員等に対する特別支援教育等の理解・啓発のための研修の実施や、特別支援教育コーディネーター等の組織的な教育支援を担う人材の育成を行います。
１３６． **障害等の理解**	・ 全ての児童・生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、特別支援学級の児童・生徒との交流や副籍制度による交流等、共に学ぶ機会をつくります。また、ボランティア活動や社会体験活動等を通して、障害等に対する理解を深めます。

②　教育相談・就学相談の充実

事業名	内　　容
１３７． ライフステージに 応じた相談支援	・ 発達障害を含む障害のある児童・生徒のライフステージに応じた一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸ばすため、各種相談に応じるとともに、教育的支援を行います。また、就学前機関での支援等を就学先の小学校に円滑に接続するためのツールとして「かけはしシート」の活用をすすめます。

③　学校教育の充実

事業名	内　　容
１３８． 特別支援教育の充実	・ 保護者や関係機関との連携を図りながら、障害のある児童・生徒に対する特別支援教育を充実させます。
１３９． 通学時等の支援の 検討	・ 障害のある児童・生徒が学校等へ通う際の通学支援・通常の学級に通う生徒の授業中の対応等について検討します。

（３）障害児通所支援等の充実

放課後等デイサービスや学童クラブ等の放課後支援の充実を図るとともに、障害のある児童が必要なサービスを適切に利用できるよう、障害児支援利用計画の作成やモニタリング等を行う障害児相談支援を始め、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を推進します。

①　放課後等デイサービスの充実

事業名	内　　容
１４０． 放課後等 デイサービス	・ 学齢期の児童を対象に、生活能力を伸ばす訓練や社会との交流を促進する活動を放課後や休業日に行います。

②　放課後対策

事業名	内　　容
１４１． 放課後児童健全育成 事業（学童クラブ）	・ 放課後に親が不在である小学生を対象に、全ての学童クラブで障害のある児童の受入れを実施します。
１４２． 障害児相談支援 【再掲】	・ 適切なサービスの利用ができるよう、障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等を実施します。

事業名	内　　容
１４３. **児童発達支援**	・ 障害のある児童（療育の必要な児童）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の適切な療育を行い、健全な育成を支援します。
１４４. **居宅訪問型児童発達支援**	・ 重度の障害等により外出が困難な障害のある児童に対し、居宅において児童発達支援を行います。
１４５. **保育所等訪問支援**	・ 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を２週間に１回程度訪問し、障害のある児童や保育所等のスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

第６章　障害福祉計画（第８期）

第６章　障害福祉計画（第８期）

１　サービスの内容

障害者総合支援法に基づき、本市が提供するサービスの内容は次のとおりです。

◇自立支援給付（障害福祉サービス）

訪問系サービス（主として自宅において提供される支援サービス）		
	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅での食事・排せつ・入浴の介護等、日常生活上の支援を行うサービス
	重度訪問介護	常に介護を必要とする人に、自宅での食事・排せつ・入浴の介護や外出時における移動支援等を総合的に行うサービス
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービス
	行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある人に、行動の際の危険回避その他の支援を行うサービス
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供するサービス
日中活動系サービス（施設等を利用し、主として昼間に提供される支援サービス）		
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、食事・排せつ・入浴の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス
	自立訓練 （機能訓練）	身体障害のある人に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
	自立訓練 （生活訓練）	知的障害・精神障害のある人に、一定期間、日常生活能力向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
	就労選択支援	障害のある人本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス

日中活動系サービス（施設等を利用し、主として昼間に提供される支援サービス）		
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
	就労継続支援（Ａ型）	一般企業等での就労が困難な人に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
	就労継続支援（Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約無しで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題を支援するサービス
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、夜間を含む短期間、施設で食事・排せつ・入浴の介護等を提供するサービス
居住系サービス（施設等において、主として夜間や休日に提供される支援サービス）		
	自立生活援助	施設入所またはグループホームに入居していた人や精神科病院等を退院した人が自宅で安心した生活を送れるよう支援するサービス
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に食事・排せつ・入浴の介護その他必要な支援を提供するサービス
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
相談支援サービス		
	計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を指し、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用計画を作成するサービス
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人に、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を供与するサービス
	地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害のある人に対して、当該障害のある人と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対し、相談その他の必要な支援を供与するサービス

◇地域生活支援事業

地域生活支援事業 （地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業）		
必須事業	理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障害のある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業
	自発的活動支援事業	障害のある人等やその家族、市民等が自発的に行う活動に対する支援事業
	相談支援事業	総合的な相談、情報提供や権利擁護のための支援等を行う事業 ①相談支援事業 地域活動支援センターにおいて、相談に応じ、情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う事業。 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 センターへの専門的職員の配置や相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行う事業 ③住宅入居等支援事業 賃貸住宅への入居に当たって、入居に係る手続等の支援や関係機関からの支援が受けられるよう調整を図る事業
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援する事業
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活動を支援する事業
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置等を行う事業
	日常生活用具給付等事業	補装具以外の機器で、日常生活を便利または容易にするものに関する給付等を行う事業
	手話通訳者養成研修事業	手話通訳者を養成するための講習会を行う事業
	点字奉仕員養成研修事業	点字奉仕員を養成するための講習会を行う事業
	移動支援事業	円滑に外出できるよう移動を支援する事業
	地域活動支援センター	創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行う事業

地域生活支援事業 （地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業）		
任意事業	福祉ホームの運営	居宅において生活することが困難な障害のある人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う事業
	訪問入浴サービス	重度の身体障害のある人に、訪問により在宅で入浴サービスを提供する事業
	日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業
	レクリエーション活動等支援	障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害のある人等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション事業や大会・運動会等を開催する事業
	視覚障害者向け広報等読み上げ機能	音声読み上げ機能の付いた広報紙閲覧アプリの利用やホームページ上での広報紙の全文（グラフ等は除く。）の掲載
	自動車運転免許取得助成	自動車運転免許を取得するために要した経費の一部を助成する事業
	自動車改造助成	自動車の改造に要した費用の一部を助成する事業

２　成果目標

府中市障害福祉計画（第８期）では、「自立（自律）」と「社会参加」を目指す障害者計画との整合を図り、計画の基本理念にもとづき、一人ひとりに必要な障害福祉サービスを提供できる支援・連携体制の強化を図ります。

あわせて国の指針に基づき、障害のある人の地域生活への移行、地域生活支援及び就労支援等に関する成果目標を定めます。

（１）施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和１１年度末までに、令和７年度末時点の施設入所者数の６パーセント以上を地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和７年度末時点から令和１１年度末までに施設入所者数の５パーセント以上を削減することを定めています。ただし、第７期計画で未達成人数がいた場合は、その人数を加えた目標値を設定することを定めています。

本市では、施設入所の待機者数※を把握していますが、更に、計画相談を通して本人の地域生活移行に対する希望や意向を把握し、意思決定を支援するとともに、施設入所者の地域移行状況の把握に努めます。入所施設の地域移行確認担当者や地域生活支援拠点等コーディネーター等の関係者と連携しながら、地域移行を着実に進め、次の地域生活移行の目標達成を目指します。

項目	数　値	考え方
令和７年度末時点の入所者数（Ａ）	157人	令和８年３月３１日時点の数
第８期計画で求められる地域移行者数（Ｂ）	10人	第８期計画の成果目標として求められる地域生活移行者数
第７期計画の地域生活移行者の未達成者人数（Ｃ）	17人	第７期計画における令和８年度末までの未達成人数
【目標値】 地域生活移行者数（Ｂ＋Ｃ）	27人	令和１１年度末までに地域生活に移行する人の目標数
新たな施設入所者（Ｄ）	5人	令和１１年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
令和１１年度末時点の入所者数（Ｅ）	135人	令和１１年度末の利用人員見込み （Ａ－（Ｂ＋Ｃ）＋Ｄ）
【目標値】 施設入所者削減見込み数	22人	差引減少見込数 （Ａ－Ｅ）

※　令和７年度末の施設入所待機者数　　46 人

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、令和１１年度末までに、精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数を３１９．３日以上と定めるとともに、精神病床における退院後９０日時点の再入院率を１０．３パーセント以下、退院後１８０日時点の再入院率を２５．７パーセント以下、退院後３６５日時点での再入院率を２５．７パーセント以下とすることを定めています。

本市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議においては、精神障害の有無にかかわらず、地域で安心して生活ができるよう、医療、障害福祉、住まい、社会参加、地域の助け合い等が包括的に確保されたシステム構築を目的に地域の課題共有や関係機関の連携確保を推進しています。

また、地域包括ケアシステム構築の基盤づくりのために、市では関係機関との連携強化を図るなかで、メンタルヘルスの正しい知識をもち、身近な人たちや地域での不調に気が付き傾聴等を行う人材の育成に努めるとともに、地域住民のこころの健康の状況を評価尺度（Ｋ６）等で把握に努めます。

項目	数値	考え方
住民のこころの状態の把握の有無	無	令和８年３月３１日時点の状況
【目標値】 住民のこころの状態の把握の有無	有	令和１２年３月３１日時点の状況

（３）地域生活支援拠点等の整備

①　地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和１１年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等して効果的な支援体制の構築を進めることとしています。また、年１回以上、運用を検証及び検討することを基本としています。

本市では、障害のある人等の地域生活の安心の確保や、入所施設や病院からの地域移行を推進すること等を目的として、令和２年度に地域生活支援拠点等を設置し、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能の充実を図っています。今後も引き続き、地域生活支援拠点等の運用及び地域生活支援拠点等コーディネーターについて検証及び検討を重ねながら、充実を図ります。

項目	数値	考え方
令和７年度末時点の地域生活支援拠点等コーディネーター人数	0人	令和８年３月３１日時点の数
【目標値】 令和１１年度末時点の地域生活支援拠点等コーディネーター人数	1人	令和１２年３月３１日時点の目標
令和７年度末時点の拠点事業所登録数	9か所	令和８年３月３１日時点の数
【目標値】 令和１１年度末時点の拠点事業所登録数	25か所	令和１２年３月３１日時点の目標

②　強度行動障害の状態にある人への支援体制の整備

国の指針では、令和１１年度末までに、強度行動障害の状態にある人に関して、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市においても、障害支援区分の認定調査項目行動関連項目等（１０点以上の人）を参考に、障害福祉サービスを利用する強度行動障害の状態にある人の人数を把握し、訪問により本人や家族の生活実態と支援ニーズの把握に努め、アセスメントの充実等の質の向上や支援者養成研修等の支援体制整備を検討します。

項目	支援体制の整備
令和７年度末時点の強度行動障害の状態にある人に関しての支援体制の整備	無し
【目標】 令和１１年度末時点の強度行動障害の状態にある人に関しての支援体制の整備	有り ※　ニーズの把握に努め、適切な支援の提供がされるよう努めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

①　一般就労への移行者数

国の指針では、令和１１年度における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、一般就労に移行した実績を、令和６年度の１．３１倍以上とすることを基本としています。この際、就労移行支援、就労継続支援Ａ型事業及びＢ型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和１１年度中に一般就労に移行する者の目標値をあわせて定めることとしています。

国の指針を踏まえて、本市では次のとおり成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
就労移行支援事業等を利用した令和６年度の年間一般就労者数（Ａ）	96人	令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人の数
第８期計画で求められる令和１１年度の年間一般就労者数（Ｂ）	126人	第８期計画の成果目標として求められる一般就労する人の数
第７期計画の年間一般就労者数の未達成者人数（Ｃ）	0人	令和７年度末までの第７期計画における令和７年度末までの未達成人数
【目標値】 就労移行支援事業等を利用した令和１１年度の年間一般就労者数（Ｂ＋Ｃ）	126人	令和１１年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数

国の指針では、就労移行支援事業については、令和６年度の一般就労への移行実績の１．１４倍以上、就労継続支援Ａ型事業については１．５２倍以上、就労継続支援Ｂ型事業については１．６７倍以上とすることを基本としています。また、就労移行支援事業については、令和１１年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所の割合を５割以上とすることを目標値として定めています。国の指針を踏まえて、本市では次のとおり成果目標を設定します。

項目		数値	考え方
就労移行支援事業	令和６年度の年間一般就労者数	89人	令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和１１年度の年間一般就労者数	102人	令和１１年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数
就労継続支援事業（Ａ型）	令和６年度の年間一般就労者数	0人	令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに就労継続支援事業（Ａ型）を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和１１年度の年間一般就労者数	2人	令和１１年度において就労継続支援事業（Ａ型）を利用し、一般就労する人の数
就労継続支援事業（Ｂ型）	令和６年度の年間一般就労者数	7人	令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに就労継続支援事業（Ｂ型）を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和１１年度の年間一般就労者数	12人	令和１１年度において就労継続支援事業（Ｂ型）を利用し、一般就労する人の数
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所の割合		80%	令和１１年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所の割合

② 就労定着支援事業の利用者数

国の指針では、障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和６年度の実績の１．４７倍以上とすることを基本としています。

国の指針を踏まえて、本市では次のとおり成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
令和６年度の就労定着支援事業の利用者数	61人	令和６年度に就労定着支援事業を利用した人の数
【目標値】 令和１１年度末の就労定着支援事業の利用者数	90人	令和１１年度において就労定着支援事業を利用した人の数

③ 就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所の割合

国の指針では、就労定着支援事業の就労定着率※については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２５パーセント以上とすることを基本としています。

国の指針を踏まえて、本市では次のとおり成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
令和１１年度末の市内の就労定着支援事業所数	6事業所	令和１２年３月３１日時点の市内の就労定着支援事業所数の予測
【目標値】 令和１１年度末の就労定着率が７割以上の事業所	6事業所	令和１２年３月３１日時点の市内の就労定着支援事業所のうち就労定着率が７割以上の事業所数

※就労定着率：過去６年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に４２か月以上７８か月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合

④ 就労選択支援事業所数

国の指針では、本人の自立に向けた一般就労への意向を含めた本人の希望、就業能力や適性等に合った選択を支援するため、新たに開始された就労選択支援事業について、障害種別に関わらない積極的な利用を促すため、協議会設置圏域ごとに１事業所以上設置することを基本とするとしています。

（５）相談支援体制の充実・強化等

①　相談支援体制の構築と関係機関との連携

国の指針では、令和１１年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

本市においても基幹相談支援センター及び市内４つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）を、統括する相談機関の相談先として機能の強化を図ります。

更に、相談支援専門員の計画的な養成を通して相談支援体制の充実・強化等を図り、のぞまないセルフプランの解消に向けて取り組みます。

また、国の指針では、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを定めています。本市では、協議会及び専門部会における相談支援事業所の参画の目標を定めています。

項目	内容
令和７年度末時点の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	基幹相談支援センターを設置
【目標】 令和１１年度末時点の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等の取組の充実
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	自立支援協議会、関係連絡会等での取組の充実

項目	数値	考え方
協議会における相談支援事業所の参画による参加事業・機関数	4か所	令和８年３月３１日時点の数
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による参加事業・機関数	4か所	令和１２年３月３１日時点の数
協議会における相談支援事業所の参画による専門部会の設置数	2か所	令和８年３月３１日時点の数
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による専門部会の設置数	2か所	令和１２年３月３１日時点の数
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	年4回	年間の相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による専門部会の実施回数	年6回	年間の相談支援事業所の参画による専門部会の実施回数

（６）障害福祉人材の確保・定着

労働力人口の減少が見込まれる一方、障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行います。また、障害福祉分野の職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があること等も踏まえ、処遇改善等による職場環境の整備や、障害福祉現場におけるハラスメント対策等を推進します。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを定めています。

本市では、事業者への集団指導の中で障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析（請求時に返戻となる事例等）について共有し、適正な給付費の請求を促すことで、事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供できる体制を引き続き構築します。

項目	体制の構築
令和７年度末時点の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有り
【目標】 令和１１年度末時点の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有り ※　事業者への集団指導の中で、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析結果を共有します。

３　サービス見込量（活動指標）

（１）訪問系サービス

①　見込量

第８期の見込量の設定は、第７期実績の変化や計画比の状況、市民の意向も勘案しながら、第７期計画値との連続性を検討して行いました。

訪問系サービスは、計画比の８～９割で推移し、サービス量・実利用者数とも徐々に増加していることから、今後もその伸びを想定することとします。また、重度訪問介護は、実利用者、サービス量ともに増えることを想定して見込みます。

同行援護及び行動援護については、令和６年度から令和７年度にかけてサービス量が増加していることから、今後も増えると考え、見込量を設定します。

サービス名		単位	区分	第７期			第８期		
				令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
訪問系サービス	サービス量	時間／月	計画	40.046	40.678	41.314	41.737	42.090	42.348
			実績	36.778	37.836	39.610			
		%	計画比	91.8	93.0	95.875			
	実利用者数	人／月	計画	563	582	601	614	624	632
			実績	514	481	522			
		%	計画比	91.3	82.6	86.9			
①居宅介護	サービス量	時間／月	計画	7.471	7.736	8.001	6.968	7.113	7.258
			実績	6.947	6.645	6.316			
		%	計画比	93.0	85.9	78.9			
	実利用者数	人／月	計画	423	438	453	385	393	401
			実績	381	347	373			
		%	計画比	90.1	79.2	82.3			
②重度訪問介護	サービス量	時間／月	計画	31.212	31.524	31.839	32.048	32.223	32.351
			実績	28.529	29.659	31.732			
		%	計画比	91.4	94.1	99.7			
	実利用者数	人／月	計画	65	66	67	60	61	62
			実績	58	54	59			
		%	計画比	89.2	81.8	88.1			

サービス名		単位	区分	第７期			第８期		
				令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
③同行援護	サービス量	時間／月	計画	1.111	1.147	1.183	1.246	1.263	1.281
			実績	1.051	1.155	1.193			
		%	計画比	94.6	100.7	100.8			
	実利用者数	人／月	計画	62	64	66	70	71	72
			実績	62	61	68			
		%	計画比	100.0	95.3	103.0			
④行動援護	サービス量	時間／月	計画	252	271	291	380	416	458
			実績	251	377	369			
		%	計画比	99.6	139.1	126.8			
	実利用者数	人／月	計画	13	14	15	23	26	31
			実績	13	19	22			
		%	計画比	100.0	135.7	146.7			
⑤重度障害者等包括支援	サービス量	時間／月	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	－	－	－			
	実利用者数	人／月	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	－	－	－			

※　実績は月当たりで、令和８年度は４月から７月時点までの実績です。

②　見込量確保のための方策

サービス提供に関わる事業所・人材を育成し、幅広い事業者の参入を促進します。

特に訪問系サービスについては、ヘルパー等の不足が懸念されていることから、事業者の参入支援とあわせ人材の確保・育成・定着支援を促します。

特に、利用が伸びている行動援護については、事業者の連絡会等を通して、従事者の専門研修の受講を促し、より質の高いサービスが提供できるよう支援していきます。

（２）日中活動系サービス

①　見込量

日中活動系サービスのうち、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）は令和６年度・令和７年度にかけて減少し、うち自立訓練は実績が計画値を大きく下回っています。地域生活の移行が進み、今後も一定サービス利用があると考え見込量を設定します。

サービス名		単位	区分	第７期			第８期		
				令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
（１）生活介護	サービス量	人日／月	計画	10.687	10.780	10.875	11.426	11.519	11.612
			実績	11.009	9.356	11.048			
		%	計画比	103.0	86.8	101.6			
	実利用者数	人／月	計画	575	580	585	614	619	624
			実績	552	545	589			
		%	計画比	96.0	94.0	100.7			
（２）自立訓練（機能訓練）	サービス量	人日／月	計画	35	35	35	10	10	10
			実績	25	3	6			
		%	計画比	71.4	8.6	17.1			
	実利用者数	人／月	計画	2	2	2	2	2	2
			実績	2	1	1			
		%	計画比	100.0	50.0	50.0			
（３）自立訓練（生活訓練）	サービス量	人日／月	計画	1.077	1.337	1.637	950	1.056	1.252
			実績	917	793	611			
		%	計画比	85.1	59.3	37.3			
	実利用者数	人／月	計画	65	78	93	63	70	79
			実績	59	50	44			
		%	計画比	90.8	64.1	47.3			

就労継続支援（A型・Ｂ型)、就労定着支援は、令和６年度から令和７年度にかけて増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

療養介護は、実利用者が計画値を大きく上回っていることから、実績をベースに計画値を見直します。

サービス名		単位	区分	第７期			第８期		
				令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
（４）就労選択支援	実利用者数	人／月	計画	－	5	15	15	15	15
			実績	－	－	－			
		%	計画比						
（５）就労移行支援	サービス量	人日／月	計画	1.883	1.929	1.976	2.258	2.425	2.591
			実績	1.721	1.804	2.049			
		%	計画比	91.4	93.5	103.7			
	実利用者数	人／月	計画	108	108	108	136	146	156
			実績	102	106	126			
		%	計画比	94.4	98.1	116.7			
（６）就労継続支援（Ａ型）	サービス量	人日／月	計画	559	574	589	599	607	613
			実績	448	489	450			
		%	計画比	80.1	85.2	76.4			
	実利用者数	人／月	計画	30	31	32	33	33	34
			実績	24	26	25			
		%	計画比	80.0	83.9	78.1			
（７）就労継続支援（Ｂ型）	サービス量	人日／月	計画	8.096	8.526	8.980	9.275	9.524	9.706
			実績	7.591	8.315	8.595			
		%	計画比	93.8	97.5	95.7			
	実利用者数	人／月	計画	537	565	595	650	678	706
			実績	509	546	601			
		%	計画比	94.8	96.6	101.0			
（８）就労定着支援	実利用者数	人／月	計画	64	71	79	84	88	91
			実績	61	71	77			
		%	計画比	95.3	100.0	97.5			
（９）療養介護	実利用者数	人／月	計画	32	32	32	40	40	40
			実績	36	38	42			
		%	計画比	112.5	118.8	131.3			

短期入所は福祉型で実績が伸び、計画値を上回ったことから、第８期でサービス量・実利用者数も伸びがあると考え、計画値を見直します。

サービス名		単位	区分	第７期			第８期		
				令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
（10）短期入所	サービス量	人日／月	計画	734	755	776	790	802	810
			実績	867	788	816			
		%	計画比	118.1	104.4	105.2			
	実利用者数	人／月	計画	148	157	165	171	175	179
			実績	164	166	178			
		%	計画比	110.8	105.7	107.9			
①短期入所（福祉型）	サービス量	人日／月	計画	612	626	640	710	738	771
			実績	717	670	705			
		%	計画比	117.2	107.0	110.2			
	実利用者数	人／月	計画	126	134	141	160	169	178
			実績	141	148	159			
		%	計画比	111.9	110.4	112.8			
②短期入所（医療型）	サービス量	人日／月	計画	122	129	136	141	145	147
			実績	150	118	111			
		%	計画比	123.0	91.5	81.6			
	実利用者数	人／月	計画	22	23	24	25	25	26
			実績	23	18	19			
		%	計画比	104.5	78.3	79.2			

※　実績は月当たりで、令和８年度は４月から７月時点までの実績です。

②　見込量確保のための方策

日中活動系サービスについては就労支援、短期入所等の事業ごとに必要な提供体制を検討し、不足しているサービスの拡充及び、従事者の質の向上を図ります。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）等の利用は、相談支援事業所や施設入所支援等他のサービス事業所等と連携して地域移行や地域定着支援に向けた支援を実施し、障害者が自立して地域で暮らせる体制づくりを進めます。

（３）居住系サービス

①　見込量

自立生活援助は、令和６年度の利用者は1人でしたが、今後も一定のサービス利用があると考えて、第７期と同様に３年間一定の見込量を設定します。

施設入所支援は、成果指標で示したように、地域移行を推進するため、各年度５人ずつ減少していくと見込みます。

共同生活援助（グループホーム）は、令和６年度から令和７年度にかけて増加しているため、今後も人数が増えていくと考えて見込量を設定します。

サービス名	単位	区分	第７期			第８期		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
（１）自立生活援助	人／月	計画	7	7	7	2	2	2
		実績	1	0	－			
	%	計画比	14.3	0	0			
（２）施設入所支援	人／月	計画	145	140		145	140	135
		実績	152	157	152			
	%	計画比	104.8	112.1	112.6			
（３）共同生活援助	人／月	計画	323	343	363	430	440	450
		実績	317	368	393			
	%	計画比	98.1	107.3	108.3			

※　実績は月当たりで、令和８年度は４月から７月時点までの実績です。

②　見込量確保のための方策

施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保しながら成果目標に沿って、地域生活の移行を進め、利用者数を削減する必要がありますが、障害者の高齢化や介護者負担の課題もあり、施設入所を必要としている人が増えています。

また障害者のグループホームについては、利用期間の異なる滞在型・通過型グループホームやサービスの利用形態が異なる介護サービス包括型・日中活動支援型等があり、障害種別や地域生活ニーズに沿った環境整備が課題となっています。

第１０期の自立支援協議会では、専門部会においてグループホーム利用者や相談支援者等へのアンケートを実施し、現状を把握するとともに課題を整理しています。令和９年３月の答申において、グループホームの環境整備や利用者の暮らし方や希望に合った支援の実施についての提言が予定されており、答申の内容を踏まえて本市のグループホームに求められる要素をより具体化していき、環境整備に努めるとともに利用者意向を確認するため地域生活支援拠点等コーディネーターと連携して利用者の暮らし方の希望に合った支援を実施します。

（４）相談支援サービス

①　見込量

今後も計画相談支援を中心に、サービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

サービス名	単位	区分	第７期			第８期		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
（１）計画相談支援	人／月	計画	430	440	450	510	520	530
		実績	403	438	508			
	%	計画比	93.7	99.5	112.9			
（２）地域移行支援	人／月	計画	8	10	11	12	13	13
		実績	4	4	4			
	%	計画比	50.0	40.0	36.4			
（３）地域定着支援	人／月	計画	5	6	7	4	5	6
		実績	3	2	1			
	%	計画比	60.0	33.3	14.3			

※　実績は月当たりで、令和８年度は４月から７月時点までの実績です。なお、（２）及び（３）については、１３２ページ（５）①の人数を合算しています。

②　見込量確保のための方策

計画相談支援については、今後も利用者の増加に備え、指定特定相談支援事業所の充実を図り、サービス利用の調整やモニタリング等、利用者に対する必要な支援が提供される体制を確保します。

また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保するとともに研修の充実を図ります。

地域移行支援・地域定着支援については、指定一般相談支援事業の参入に対する働き掛けを行うとともに、障害者支援施設、日中活動系サービスの利用も促します。

また、自立支援協議会を始めとする関係機関の連携により、施設に入所している人や入院中の精神障害のある人だけではなく、単身で障害のある人等が地域で生活できるよう取組を進めます。

（５）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①　保健、医療及び福祉関係者による協議の場

本市では、保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等が参加する、府中市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議等を開催しています。今後も、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らし（パーソナルリカバリー）をすることができる環境づくりを推進します。

項目名		単位	区分	第８期		
				令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数		回／年	計画	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	人／年	計画	4	4	4
	医療（精神科）	人／年	計画	4	4	4
	医療（精神科以外）	人／年	計画	2	2	2
	福祉	人／年	計画	18	18	18
	介護	人／年	計画	3	3	3
	当事者	人／年	計画	2	2	2
	家族	人／年	計画	2	2	2
	その他	人／年	計画	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回／年	計画	1	1	1

②　精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用

現在の実績を基に、精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むよう、本市では次のとおり目標を設定します。共同生活援助は第７期で伸びが大きかったことから見込みを増やし、自立生活援助については第７期の利用がほとんどありませんでしたが、地域移行を支援していくために、第８期は一定の見込みを設定します。

精神障害者の地域移行支援・地域定着支援については、令和５年度から「にも包括連絡会議」でニーズ把握を行っており、今後も引き続き実施していきます。

項目名	単位	区分	第８期		
			令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人／月	計画	9	9	10
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人／月	計画	3	4	5
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人／月	計画	140	145	149
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人／月	計画	7	8	9
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数※	人／月	計画	65	70	75

（６）相談支援体制の充実・強化のための取組

①　総合的・専門的な相談支援の実施

引き続き、基幹相談支援センターの機能の強化に努め、総合的・専門的な相談支援の実施を行います。

項目名	区分	第８期		
		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
総合的・専門的相談支援の実施の有無	計画	有り	有り	有り

②　基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組を実施します。

項目名	単位	区分	第８期		
			令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	計画	15	15	15
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	計画	21	21	21
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回／年	計画	24	24	24
主任相談支援専門職等の配置数	人	計画	29	29	30

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

①　障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員等の参加を促進します。

項目名		単位	区分	第８期		
				令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修の本市職員の参加人数	障害支援区分認定調査員研修	人／年	計画	9	9	9
	障害認定審査会委員研修	人／年	計画	2	2	2
	障害者虐待防止対策支援研修	人／年	計画	5	5	5

②　障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析します。そして、その結果を事業者への集団指導の中で共有します。

項目名	単位	区分	第８期		
			令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無		計画	有り	有り	有り
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する場の開催回数	回／年	計画	1	1	1

（８）発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者及び発達障害児（以下「発達障害者等」といいます。）の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要です。

そのため、家族等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けることで、適切な対応ができるよう、子ども発達支援センターはばたきの機能を拡充し、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの受講者数、ピアサポート活動等の参加人数等を増やし、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

項目名	単位	区分	第８期		
			令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
ペアレントトレーニングの受講者数（家族のスキル向上支援事業）	人／年	計画	100	110	120
ペアレントプログラムの受講者数（家族のスキル向上支援事業）	人／年	計画	85	90	95
ペアレントメンターの登録人数（ペアレントメンター養成等事業）	人／年	計画	3	3	3
ピアサポートの活動への参加人数（ピアサポート推進事業）	人／年	計画	50	60	70

（９）地域生活支援事業

①　見込量

相談支援事業や地域活動支援センター、福祉ホームは現状の体制を維持します。

移動支援事業は、令和６年度から令和７年度にかけては増加しているため、今後も伸びていくと考えて見込量を設定します。

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業、点字奉仕員養成研修事業はほぼ横ばいで、日常生活用具給付等事業は減少していますが、今後のニーズの高まりを受けて、第８期も増加を見込みます。

成年後見制度利用支援事業については、第８期期間中の制度見直しが予定されていることから、利用に影響を受けないよう支援をします。

近年、介護サービス同様、訪問入浴サービスが減少傾向にあります。利用しやすさやヘルパー不足等要因を検討する必要がありますが、地域生活には欠かせないサービスであるため、今後も増加傾向が続くものとして見込みます。

サービス名	単位	区分	第７期			第８期		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
（１）理解促進研修・啓発事業		計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り				
（２）自発的活動支援事業		計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り				
（３）相談支援事業								
①相談支援事業								
ア　障害者相談支援事業	か所／年	計画	4	4	4	6	6	6
		実績	4	4	4			
イ　自立支援協議会	か所／年	計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り	有り			
②基幹相談支援センター等機能強化事業		計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り	有り			
③住宅入居等支援事業		計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り				
（４）成年後見制度利用支援事業		計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り				
（５）成年後見制度法人後見支援事業		計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り				

※令和８年度は４月から７月時点までの実績です。

サービス名	単位	区分	第７期			第８期		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
(6)意思疎通支援事業								
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業								
実利用者数	人／年	計画	56	57	58	120	125	130
		実績	123	118	116			
	%	計画比	219.6	207.0	200.0			
派遣人数	人／年	計画	810	830	850	863	874	883
		実績	746	703	317			
	%	計画比	92.1	84.7	37.3			
②手話通訳者設置事業	人／年	計画	1	1	1	2	2	2
		実績	1	1	1			
	%	計画比	100.0	100.0	100.0			
(7)日常生活用具給付等事業	件／年	計画	4,967	4,970	4,973	4,975	4,977	4,978
		実績	5,040	4,956	2,431			
	%	計画比	101.5	99.7	48.9			
①介護・訓練支援用具	件／年	計画	29	32	35	37	39	40
		実績	16	26	9			
	%	計画比	55.2	81.3	25.7			
②自立生活支援用具	件／年	計画	55	55	55	55	55	55
		実績	44	32	17			
	%	計画比	80.0	58.2	30.9			
③在宅療養等支援用具	件／年	計画	47	47	47	47	47	47
		実績	45	32	9			
	%	計画比	95.7	68.1	19.1			
④情報・意思疎通支援用具	件／年	計画	80	80	80	80	80	80
		実績	86	79	28			
	%	計画比	107.5	98.8	35.0			
⑤排せつ管理支援用具	件／年	計画	4,744	4,744	4,744	4,800	4,819	4,844
		実績	4,841	4,776	2,364			
	%	計画比	102.0	100.7	49.8			
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	計画	12	12	12	12	12	12
		実績	8	8	4			
	%	計画比	66.7	66.7	33.3			

サービス名	単位	区分	第７期			第８期		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
(8)手話通訳者養成研修事業								
手話通訳者認定試験合格者数	人／年	計画	3	3	3	5	5	5
		実績	2	4	－			
	%	計画比	66.7	133.3	－			
(9)点字奉仕員養成研修事業								
点字講習会（中級）修了者数	人／年	計画	12	12	12	10	10	10
		実績	4	2	－			
	%	計画比	33.3	16.7	－			
(10)移動支援事業								
実利用者数	人／年	計画	367	380	395	404	412	418
		実績	356	370	332			
	%	計画比	97.0	88.3	84.1			
支給決定者数	人／年	計画	660	675	691	701	710	716
		実績	630	596	218			
	%	計画比	95.5	88.3	31.5			
延べ利用時間数	時間／年	計画	48.018	51.338	56.054	58.733	61.198	62.912
		実績	40.469	39.534	10.134			
	%	計画比	84.3	77.0	18.1			
(11)地域活動支援センター								
実施か所数	か所／年	計画	5	5	5	5	5	5
		実績	5	5	5			
	%	計画比	100.0	100.0	100.0			
実利用者数	人／年	計画	3.000	3.100	3.200	3.500	3.633	3.778
		実績	3.768	3.363	748			
	%	計画比	125.6	108.5	23.4			
(12)福祉ホームの運営								
実利用者数	人／年	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	%	計画比	100.0	100.0	100.0			
延べ利用回数	回／年	計画	365	365	365	365	365	365
		実績	365	365	212			
	%	計画比	100.0	100.0	58.1			

※　「-」は令和８年７月末時点で未実施。年度末までに実施予定。

サービス名	単位	区分	第７期			第８期		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
(13)訪問入浴サービス								
実利用者数	人／年	計画	26	27	28	25	27	29
		実績	19	18	15			
	%	計画比	73.1	66.7	53.6			
延べ利用回数	回／年	計画	933	933	933	820	830	840
		実績	691	679	156			
	%	計画比	74.1	72.8	16.7			
(14)日中一時支援								
実利用者数	人／年	計画	72	72	72	72	72	72
		実績	69	63	41			
	%	計画比	95.8	87.5	56.9			
延べ利用回数	回／年	計画	1.800	1.800	1.800	2.000	2.000	2.000
		実績	2.120	1.808	382			
	%	計画比	117.8	100.4	21.2			
(15)レクリエーション活動等支援		計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り				
(16)視覚障害者向け広報等読み上げ機能		計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り				
(17)自動車運転免許取得助成	人／年	計画	4	4	4	4	4	4
		実績	6	3	1			
(18)自動車改造助成	件／年	計画	4	4	4	4	4	4
		実績	1	2	0			

②　見込量確保のための方策

相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集、人材育成等を行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。

意思疎通支援事業は、引き続き実施し、人材の育成に努めます。

日常生活用具給付等事業及び移動支援事業については、地域生活を支えるサービスとして、継続して提供体制の確保に努めます。

障害の特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援について配慮を行います。

地域活動支援センターの機能を充実し、多様な障害のある方を受け入れるための具体的な検討を行います。成年後見制度利用支援事業については、第８期期間中の制度見直しが予定されていることから、利用に影響を受けないよう支援をします。

第７章　障害児福祉計画（第４期）

第７章　障害児福祉計画（第４期）

１　サービスの内容

児童福祉法に基づき、本市が提供するサービスの内容は次のとおりです。

<table>
<tr><td colspan="3">障害児通所支援（障害のある児童が施設で利用するサービス）</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>児童発達支援・
医療型児童発達支援</td><td>障害のある児童（療育の必要な児童）に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うサービス
※　医療型児童発達支援では、上記の支援とあわせて治療を提供</td></tr>
<tr><td>放課後等デイサービス</td><td>就学児に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等多様なメニューを提供するサービス</td></tr>
<tr><td>保育所等訪問支援</td><td>障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を２週間に１回程度訪問し、障害のある児童や保育所等のスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービス</td></tr>
<tr><td>居宅訪問型児童発達支援</td><td>重度の障害等により、外出が困難な障害のある児童に対し、居宅において児童発達支援を行うサービス</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害児相談支援</td><td>障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等のサービス</td></tr>
<tr><td colspan="2">医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置</td><td>医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進することを目的とする、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置</td></tr>
</table>

２　成果目標

障害児福祉計画（第４期）は、障害者計画との整合を図り、一人ひとりに必要な障害児福祉サービスを提供できる支援・連携体制の強化を図ります。

あわせて、国の指針に基づき、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、医療的ケア児への支援等に関する成果目標を定めます。

成果目標は次のとおりです。

（１）重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センター及び地域の障害児通所支援事業所等が行う保育所等訪問支援等を活用し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築していきます。

①　児童発達支援センターの設置数

国の指針では、令和１１年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に１か所以上設置することを基本としています。

本市では、令和６年４月に、市立福祉型児童発達支援センターである、子ども発達支援センターはばたきを開所しており、その機能充実を図ります。

項目	数　値	考え方
令和７年度末時点の児童発達支援センター数	1か所	令和８年３月３１日時点の数
【目標値】 令和１１年度末時点の児童発達支援センター数	1か所	令和１２年３月３１日時点の数

②　保育所等訪問支援を利用できる体制

国の指針では、令和１１年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを定めています。

本市においてもサービス提供体制の拡充を図ってきましたが、今後は子ども発達支援センターはばたきの機能強化とあわせてサービス提供体制の拡充を図ります。

項目	数　値	考え方
令和７年度末時点の事業所数	2事業所	令和８年３月３１日時点の数
【目標値】 令和１１年度末時点の事業所数	3事業所	令和１２年３月３１日時点の数

（２）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、令和１１年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも１事業所以上確保することを定めています。

本市では、既に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所ともに確保されていますが、今後も重度障害に対応した施設の整備の必要性が高いことを踏まえて、更に充実されるように努めます。

項目	数　値	考え方
令和７年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1事業所	令和８年３月３１日時点の数
【目標値】 令和１１年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1事業所	令和１２年３月３１日時点の数
令和７年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3事業所	令和８年３月３１日時点の数
【目標値】 令和１１年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3事業所	令和１２年３月３１日時点の数

（３）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の指針では、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和１１年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

国の指針を踏まえて、本市では次のとおり成果目標を設定します。

項目	数　値	考え方
令和７年度末の医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の整備状況	設置済み	令和８年３月３１日時点の数
【目標】 令和１１年度末の医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の整備状況	設置済み	令和１２年３月３１日時点の数
令和７年度末の医療的ケア児等コーディネーターの配置数	3人	令和８年３月３１日時点の数
【目標値】 令和１１年度末の医療的ケア児等コーディネーターの配置数	4人	令和１２年３月３１日時点の数

3　サービス見込量（活動指標）

（1）見込量

①　見込量

児童発達支援は、令和６年度から令和７年度にかけては伸びており、今後も一定のサービス利用があると考え、３年間、一定の見込量を設定します。

保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援は、令和６年度から令和７年度にかけては大幅に増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

サービス名		単位	区分	第３期			第４期		
				令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
（1）児童発達支援	サービス量	人日／月	計画	2.005	2.005	2.005	2.868	2.963	3.059
			実績	2.584	2.701	2.776			
		%	計画比	128.9	134.7	138.5			
	実利用者数	人／月	計画	234	234	234	300	310	320
			実績	288	302	288			
		%	計画比	123.1	129.1	123.1			
（2）医療型児童発達支援※	サービス量	人日／月	計画	92	92	92	－	－	－
			実績	116	0	0			
		%	計画比	126.1	0.0	0.0			
	実利用者数	人／月	計画	15	15	15	－	－	－
			実績	17	0	0			
		%	計画比	113.3	0.0	0.0			

※　令和６年度より医療型児発達支援は児童発達支援に統合

サービス名		単位	区分	第３期			第４期		
				令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
（３）居宅訪問型児童発達支援	サービス量	人日／月	計画	4	4	4	4	4	4
			実績	4	2	0			
		%	計画比	100.0	50.0	0.0			
	実利用者数	人／月	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	1	1	0			
		%	計画比	100.0	100.0	0.0			
（４）保育所等訪問支援	サービス量	人日／月	計画	92	104	115	200	210	220
			実績	140	191	179			
		%	計画比	152.2	183.7	155.7			
	実利用者数	人／月	計画	40	45	50	100	105	110
			実績	59	88	94			
		%	計画比	147.5	195.6	188.0			
（５）放課後等デイサービス	サービス量	人日／月	計画	7.367	7.771	8.197	7.250	7.320	7.390
			実績	6.443	7.269	7.234			
		%	計画比	87.5	93.5	88.3			
	実利用者数	人／月	計画	608	641	675	697	716	730
			実績	588	697	683			
		%	計画比	96.7	108.7	101.2			
（６）障害児相談支援	実利用者数	人／月	計画	72	73	74	90	94	98
			実績	59	71	84			
		%	計画比	81.9	97.3	113.5			
（７）医療的ケア児等支援のコーディネーター配置	配置人数	人／月	計画	2	2	2	4	4	4
			実績	2	3	2			
		%	計画比	100.0	150.0	100.0			

※　実績は月当たりで、令和８年度は４月から７月時点までの実績です。

② 見込量確保のための方策

障害児福祉サービスは、福祉サービスの利用量・利用人数が増えつつあり、アンケート調査の結果からも、利用ニーズが確認されています。加えて、保育所等訪問支援、放課後等デイのサービス量・利用者数とも増えていることから、適切なサービス提供体制の維持及び充実に努めるとともに、障害児一人ひとりの状況や障害特性に応じた適切な発達支援が提供されるよう、サービスの質の確保及び向上を推進します。

更に、子ども発達支援センターはばたきを中心とした支援ネットワークの構築や事業所支援を通じて、医療的ケア児、重症心身障害児及び強度行動障害の状態にある児童等への専門的支援を含む、多様なニーズに対応できる地域全体の支援体制の確保及び充実に努めます。

第８章　計画の推進に向けて

第８章　計画の推進に向けて

１　評価、点検、推進における組織

（１）障害者計画推進協議会

障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の適正な推進を図るためには、当事者が主体的に参加し、推進状況をチェックする機関が必要です。計画の推進については、当事者が参加した府中市障害者計画推進協議会で評価及び点検します。

府中市障害者計画推進協議会の運営に当たっては、府中市障害者等地域自立支援協議会の正副会長が委員として参加するほか、特定の議題について意見を求める等、連携を図ります。

なお、計画の進捗に当たってはＰＤＣＡサイクルを導入し、府中市障害者計画推進協議会の協議において、障害者計画の事業の進捗状況、障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標、その活動指標となる見込量について、１年に１回実績を報告することで評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

図表８－１　ＰＤＣＡサイクルの図

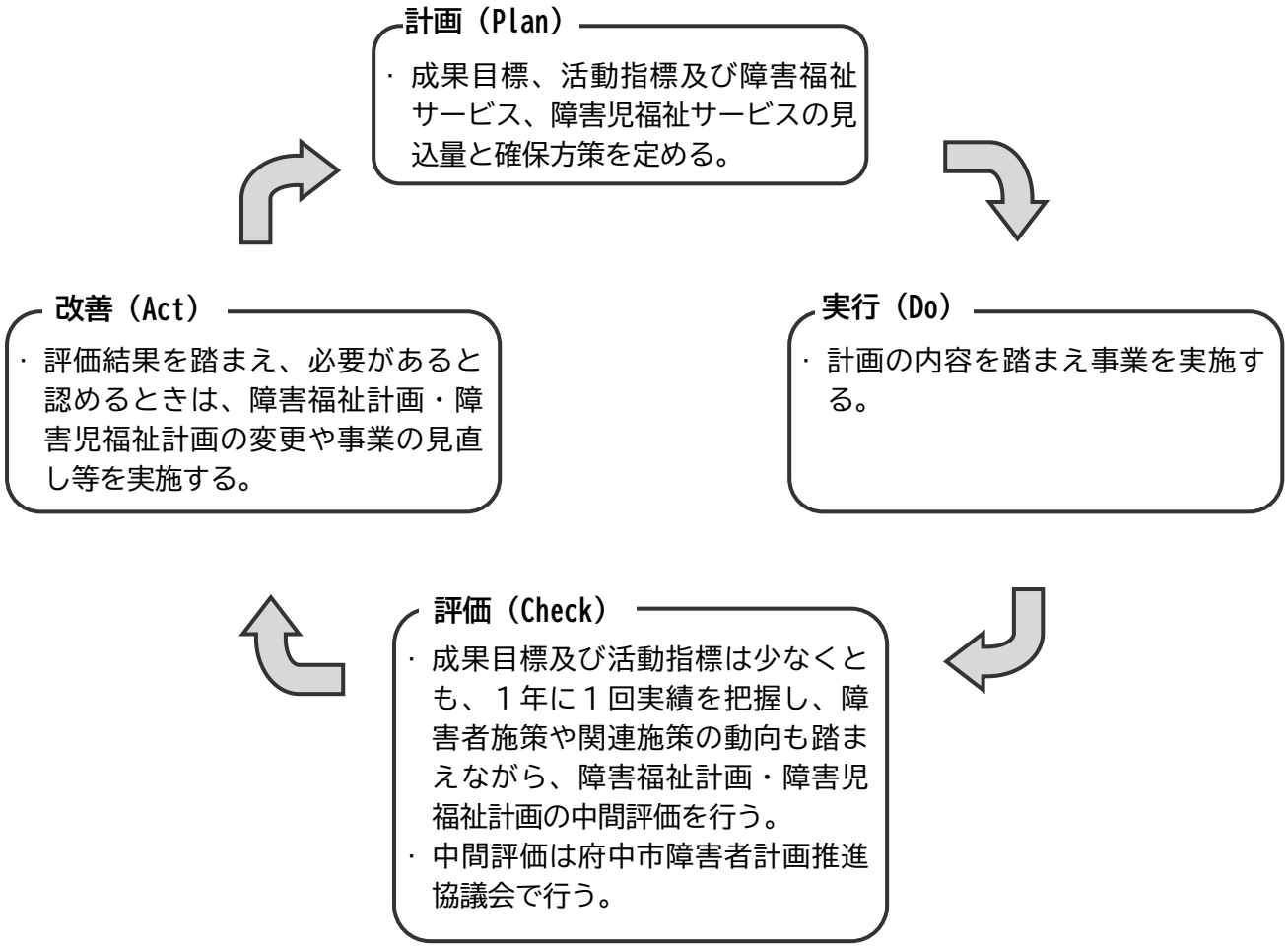

（２）府中市障害者等地域自立支援協議会

府中市障害者等地域自立支援協議会は、障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、市が設置したものです。

この協議会は、障害のある人が安心して自立した暮らしが送れるよう、関係者が地域の課題を共有し支援体制の整備について協議を行うとともに、協議会を構成する関係機関・施設・団体が相互に連携し、それぞれの専門性を生かしながら、地域の実情に応じた提案を行います。

２　計画の推進体制

（１）庁内連携の強化

障害のある人を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化しています。そのため、それらの課題の解決や計画の推進に当たっては、障害者福祉関連の部署だけでなく、他の関連部署との横断的な連携の強化を図ります。

（２）当事者、家族及び支援者のネットワークへの支援

当事者、家族及び支援者のネットワークをより充実するための支援を行うとともに、当事者の主体的でより協調した活動を期待し、障害種別ごとに活動している全ての障害者福祉団体が連携できるように積極的に支援します。

同時に、地域福祉の主要な担い手として活動している社会福祉法人、ＮＰＯ・ボランティア団体、民間福祉団体等様々な活動主体に対しても、ネットワークが充実するよう、活動支援を行います。

（３）障害福祉サービス事業者の事業者連絡会への支援

各種障害者施策並びに計画の推進に当たっては、各障害福祉サービスの事業者連絡会への情報提供・指導等の支援を行うとともに、市と事業者が協働することで事業者が抱える課題の解決に向けて取り組みます。

（４）府中市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議との連携

令和４年度から毎年、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議を行い、精神障害のある方の生活に係る課題や地域資源に関する情報共有、意見交換を行っています。また、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い等の関係機関との連携を通じて、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりに取り組んでいます。

（５）計画及び事業内容の周知

本計画を推進していく上で、本市の課題や本計画の目指す理念等について、全ての市民、障害者福祉団体を始めとした地域の活動団体、関係機関、障害福祉サービス事業者等に共通して理解をもってもらうことが必要です。

そのため、市の広報やホームページ等を通じて、本計画を広く市民に周知していきます。また、誰もが本計画の内容を知ることができるよう「わかりやすい版」を作成します。

３　国・東京都への要望

本市では、これまでも市長会等を通じて、国・東京都に対する働き掛けを行ってきました。

今後も引き続き、福祉の円滑な推進に向けて、市長会を通じて、国・東京都に対する積極的な提言及び働き掛けを行います。

資　料

資料１　府中市障害者計画推進協議会

任期：令和６年７月１９日～令和９年３月３１日

	氏名	選出区分	団体名等
◎	曽　根　直　樹	学識経験を有する者	日本社会事業大学大学院准教授
	大　村　海　太	学識経験を有する者	桜美林大学准教授
	岡　本　直　樹	社会福祉関係団体の構成員	自立生活センターＣＩＬふちゅう
	中　川　さゆり	社会福祉関係団体の構成員	地域生活支援センタープラザ （～令和８年６月）
	玉　上　博　康	社会福祉関係団体の構成員	地域生活支援センタープラザ （令和８年７月～）
	髙　橋　美　佳	社会福祉関係団体の構成員	地域生活支援センターあけぼの
	長　﨑　昌　尚	社会福祉関係団体の構成員	地域生活支援センターみ～な （～令和８年３月）
	柴　田　悦　子	社会福祉関係団体の構成員	地域生活支援センターみ～な （令和８年４月～）
	永　井　雅　之	社会福祉関係団体の構成員	府中市精神障害者を守る家族会
○	北　條　正　志	社会福祉関係団体の構成員	府中市福祉作業所等連絡協議会
	吉　井　康　之	社会福祉関係団体の構成員	府中市立心身障害者福祉センター 府中市社会福祉協議会 （～令和８年３月）
	雨　宮　正　治	社会福祉関係団体の構成員	府中市立心身障害者福祉センター 府中市社会福祉協議会 （令和８年４月～）
	高　橋　　史	社会福祉関係団体の構成員	府中市肢体不自由父母の会
	星　　千　賢	関係行政機関の職員	東京都立府中療育センター
	戸　嶋　容　子	関係行政機関の職員	府中公共職業安定所 （～令和７年３月）
	篠　田　　進	関係行政機関の職員	府中公共職業安定所 （令和７年７月～）
	安　岡　圭　子	関係行政機関の職員	東京都多摩府中保健所
	相　賀　　直	関係行政機関の職員	東京都立府中けやきの森学園 （～令和８年３月）
	泉　　愼　一	関係行政機関の職員	東京都立府中けやきの森学園 （令和８年４月～）

	山　口　真佐子	関係行政機関の職員	府中市障害者等地域自立支援協議会会長
	石　川　謙　一	民生委員	府中市民生委員児童委員協議会
	恩　田　興　一	公募による市民	公募市民
	寺　澤　元　一	公募による市民	公募市民

（敬称略）

◎会長、○副会長（団体名等は就任時）

資料２　検討経過

【令和６年度】

回	開催日	主な審議内容
第１回	令和６年 ７月１９日（金）	１　委員嘱託 ２　市長挨拶 ３　委員自己紹介 ４　会長及び副会長の選出 ５　諮問書の伝達 ６　議事 （１）府中市障害者計画推進協議会の概要について （２）府中市障害者計画推進協議会スケジュールについて
第２回	令和６年 １１月２５日（月）	１　進行管理の進め方について ２　障害者計画の進行管理及び重点施策について ３　府中市障害福祉計画（第６期）・障害児福祉計画（第２期）の進行管理及び成果目標について
第３回	令和７年 ２月１２日（水）	１　障害者計画の進行管理及び重点施策について ２　府中市障害福祉計画（第６期）・障害児福祉計画（第２期）の進行管理及び成果目標について

【令和７年度】

回	開催日	主な審議内容
第１回	令和７年 ７月４日（金）	１　障害者計画の進行管理及び重点施策について ２　府中市障害者福祉計画（第６期）・障害児福祉計画（第２期）の進行管理及び成果目標について
第２回	令和７年 ８月８日（金）	１　計画策定に係るアンケート調査について
第３回	令和７年 １０月３日（金）	１　計画策定に係るアンケート調査について ２　地域福祉計画策定連携会議における委員の推薦について
第４回	令和７年 １２月１８日（木）	１　計画策定に係るアンケート調査の結果について ２　１１圏域グループディスカッションの結果について ３　自立支援協議会でのアンケート調査の結果について ４　障害者施策に関する国等の動向について
第５回	令和８年 ２月２６日（木）	１　障害の種類別のクロス集計結果（案）について ２　次期障害者計画の基本目標・方針について

【令和８年度】

回	開催日	主な審議内容
第１回	令和８年 ４月２４日（金）	１　次期障害者計画の基本的考え方について ２　次期障害者計画　障害福祉計画・障害児福祉計画　計画の体系（案）
第２回	令和８年 ５月２９日（金）	１　次期障害者計画　体系案について ２　次期障害者計画　障害福祉計画・障害児福祉計画　第１章・第２章
第３回	令和８年 ６月２６日（金）	１　障害者計画の進行管理及び重点施策について ２　府中市障害者福祉計画（第７期）・障害児福祉計画（第３期）の進行管理について ３　障害者計画　障害福祉計画・障害児福祉計画　骨子案の検討
第４回	令和８年 ７月２８日（火）	１　障害者計画　骨子案について ２　障害者計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）骨子案について
第５回	令和８年 ８月２７日（木）	１　障害者計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）計画案について
第６回	令和８年 ９月２９日（火）	１　障害者計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）計画案について

資料３　用語集

ア行

■　ＩＣＴ　【Ｐ５０ほか】

Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ　ａｎｄ　Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ（情報通信技術）の略称。ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有、情報技術の活用という意味で用いられる。

■　愛の手帳　【Ｐ１２ほか】

知的障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、児童相談所または東京都心身障害者福祉センターの判定に基づいて、１度（最重度）、２度（重度）、３度（中度）、４度（軽度）の障害程度別に交付される。なお、愛の手帳は東京都独自の制度で、他道府県では国の制度として療育手帳がある。

■　アウトリーチ　【Ｐ８７】

精神障害者またはその疑いがある方で、自ら相談や医療・福祉サービスの利用につながることが難しい人に対して、医師、看護師、福祉等の専門チームが、保健所等と連携し、本人のもとへ訪問して行う支援。生活状況の確認や、医療福祉サービスの利用支援等を通じて、地域で安心して生活を続けられるよう支援する。

■　あすなろ学級　【Ｐ１０４】

軽度の知的障がいのある成人が、地域でより有意義な生活をするために、自立への方法や余暇を充実させる活動を学び、また、その中で周りの人とのコミュニケーション能力を身に付けることを目的として、生涯学習センターを拠点として、軽スポーツ・工作・野外活動等の様々な活動を行っている。

■　意思決定支援　【Ｐ２７ほか】

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援するとともに、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みである。

■　医療的ケア児　【Ｐ３ほか】

医学の進歩を背景として、ＮＩＣＵ等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障害のある子ども。

■　インクルーシブ教育　【Ｐ２９ほか】

　障害者権利条約では、「人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み」と定義され、（１）障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、（２）自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、（３）個人に必要な合理的配慮が提供されること等が要請される。

■　ＮＰＯ（Ｎｏｎｐｒｏｆｉｔ　Ｏｒｇａｎｉｚａｔｉｏｎ）　【Ｐ８２ほか】

　ボランティア団体や市民活動団体等の民間非営利組織を広く指し、株式会社等の営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をＮＰＯ法人である。

カ行

■　がいどまっぷ府中　【Ｐ９８】

　住民の安全・安心とサービスの向上を図るための「公開型地理情報システム」。

■　基幹相談支援センター　【Ｐ４ほか】

　地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、（１）総合的・専門的な相談支援の実施、（２）地域の相談支援体制の強化の取組、（３）地域移行・地域定着の促進の取組、（４）権利擁護・虐待の防止を行う。本市においては、市役所の障害者福祉課内に設置している。

■　共生社会　【Ｐ２ほか】

　障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会のこと。障害者基本計画では、我が国が目指すべき社会として、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を掲げている。このような「共生社会」は、国民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことによりはじめて実現できるものである。

■　強度行動障害　【Ｐ４７ほか】

　自傷・他害・物の破壊・パニック・強いこだわり・睡眠の乱れ等の行動が著しく高い頻度で見られ、日常生活において特別な支援が必要な状態であること。

　なお、強度行動障害は障害名ではなく、本人の特性と生活環境、支援方法等の相互作用により生じる状態像であり、適切な支援や環境調整が重要である。

■　Ｋ６【Ｐ１１９】

　米国のＫｅｓｓｌｅｒらによって、うつ病・不安障害等の精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。６つの質問について５段階

（「まったくない」（０点）、「少しだけ」（１点）、「ときどき」（２点）、「たいてい」（３点）、「いつも」（４点））で点数化し、合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされている。

■　高次脳機能障害　【Ｐ５ほか】

病気や交通事故等、様々な原因によって脳に損傷を来したために、言語能力や記憶能力、空間認知能力等の認知機能や精神機能の障害が起きた状態のこと。外見からは分かりにくい障害で、当事者も自分の障害を説明することが難しいことがある。

■　合理的配慮の提供　【Ｐ２ほか】

障害のある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うこと。これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていたが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により、令和６年４月１日から事業者も義務化された。

■ 子ども発達支援センターはばたき　【Ｐ２９ほか】

子どもの発達や学校生活等に不安等を抱える子どもとその保護者に対し、「ライフステージが変化しても途切れない支援」をコンセプトに、福祉と教育が連携した一体的かつ切れ目のない支援を行っている。発達に遅れや偏りがある０歳から１８歳までの子どもとその家族、関係者を対象に、発達や教育に関する相談支援を始め、就学前の子どもに関する通園指導（児童発達支援）や外来グループ指導等を実施している。

■　個別避難計画　【Ｐ５４ほか】

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者一人ひとりについて、避難支援を行う人や避難先、避難方法等をあらかじめ定めた計画。平常時から本人や家族、地域住民、福祉関係者等が情報を共有し、災害発生時の円滑な避難につなげることを目的として作成される。

サ行

■ サービス等利用計画　【Ｐ９１】

障害福祉サービス等の利用開始や継続に際し、利用者のニーズやサービス利用者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、適切なサービス利用を支援するために作成する計画を指す。

■ 事業継続計画（ＢＣＰ）　【Ｐ１０２】

ＢＣＰ（ビー・シー・ピー）とは Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｃｏｎｔｉｎｕｉｔｙ　Ｐｌａｎ の略称で、業務継続計画等と訳される。福祉ＢＣＰは、災害（地震・水害等）や感染症発生時に、利用者の生命や生活を守りながらサービスを中断させない／早期復旧するた

めの計画である。福祉サービスは利用者の生活維持に不可欠であるため、他業種以上にＢＣＰ策定が求められており、障害福祉では令和６年度から策定が義務化されている。

■　施設入所待機者　【Ｐ１１８】
　障害者支援施設に入所を申し込んでいるものの、調査時点で入所できずにいる者のこと。

■　児童福祉法　【Ｐ６ほか】
　児童福祉法は、全ての児童の権利を保障し、心身の健やかな成長を促進するための法律である。本法は、全ての児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されるよう国民が努めること（第１条）、児童が等しく生活を保障され、愛護される権利を持つこと（第１条２項）、国・地方公共団体・保護者が協力して児童を健全に育成する責任を負うこと（第２条）を目的としており、全ての児童が健やかに成長できる社会を実現するため、国・自治体・保護者・国民全体の責任と役割を定める日本の児童福祉の根幹となる法律である。

■　社会福祉協議会　【Ｐ５１ほか】
　民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和２６年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

■　重層的支援体制整備事業　【Ｐ５０ほか】
　介護、障害、子ども、生活困窮分野の相談支援事業や地域づくり事業を一体的に実施し、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するための市町村事業。令和２年の社会福祉法改正により創設され、既存の制度や支援機関だけでは対応が難しいケースに対して、多機関が連携して支援方針を検討する「多機関協働事業」、継続的な訪問支援等を行う「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、社会参加につなげる「参加支援事業」を実施し、包括的な支援体制の整備を推進する。本市では、「重層的支援体制整備事業実施計画」を令和７年度に策定している。

■　住宅確保要配慮者　【Ｐ８５】
　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の第２条において、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯と定められているほか、省令において、外国人、ＤＶ被害者等が定められている。

■　就労選択支援　【Ｐ４ほか】
　障害者本人が就労先・働き方について良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスとして、新たに創設されたもの。

■　障害支援区分　【Ｐ１２０ほか】
　障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援

の度合いを示すものである。区分１から区分６までの６段階に区分され、区分６は必要とされる支援の度合いが最も高い。各市町村に設置される審査会において、調査員による認定調査の内容、医師意見書の内容を総合的に勘案した審査・判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定するものである。

■　障害者活躍推進計画　【Ｐ２５ほか】

　障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、全ての国の機関や地方公共団体が策定・公表する計画。障害のある職員が能力や適性を十分に発揮し、働きやすく活躍できる職場環境の整備を目的としている。

■　障害者基本法　【Ｐ２ほか】

　障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律である。

■　障害者虐待防止センター　【Ｐ２６ほか】

　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第３２条に基づいて設置され、障害者虐待に係る通報及び届出の受理や、養護者による障害のある人への虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害のある人の保護、障害のある人及び養護者に対する相談、指導及び助言を行う。本市においては、市役所の障害者福祉課内に設置している。

■　障害者差別解消支援地域連絡会議　【Ｐ２６ほか】

　障害者差別解消法の第１７条の第１項の規定により、地域における障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワーク。

■　障害者自立審査支払等システム　【Ｐ１２４】

　市町村が実施する自立支援給付における支給決定、支給審査、高額障害者福祉サービス等給付費の支給管理、地域生活支援事業及び統計処理を業務範囲とするシステムである。

■　障害者総合支援法　【Ｐ４ほか】

　障害者総合支援法では、障害種別ごとに分かれていた福祉サービスを一元化し、難病患者等を含めて、全ての障害がある人が共通して利用できる仕組みとなっており、地域で生活する障害のある人等がどこに住んでも利用できる自立支援給付（Ｐ１１４、１１５参照）と、地方公共団体が地域の実情に合わせて柔軟に事業を展開できる地域生活支援事業（Ｐ１１６、１１７参照）について定めている。また、国の指針に従い、地方公共団体が定める障害福祉計画において定期的な検証と見直しを行うことに加えて、サービス基盤の計画的整備を義務付けている。

■ 障害者優先調達推進法　【Ｐ１０６】

障害者優先調達推進法（「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」）は、国や地方公共団体（都道府県、市町村）が障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害のある人の自立を促進することを目的としている。市町村等は、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講じるよう努め、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表しなければならない。

■　障害者の権利に関する条約　【Ｐ２】

障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする条約。略称は障害者権利条約。平成２０年１２月に国連総会で条約が採択され、我が国は平成２１年９月に署名した後、平成２６年１月に障害者権利条約を締結し、同年２月に効力を発生した。

■　障害のある方に向けた防災ハンドブック　【Ｐ１０２】

障害のある方が、発災時や日頃の備えとして活用しやすいように、府中市障害者等地域自立支援協議会の協力の下、府中市防災ハンドブックを参考に作成したハンドブック。必要な支援や配慮を事前に記入しておくことで、発災時に周りの方へ手伝ってほしいこと等の情報共有がしやすくなる。

■ ジョブコーチ　【Ｐ１０５ほか】

障害者の職場適応に課題がある場合に、障害特性を踏まえた専門的な支援を行う者。配置型、訪問型、企業在籍型の３つの形があり、障害特性や職場環境に応じて、本人への助言や作業指導、事業主への支援方法の提案等を行い、職場での円滑な定着を支援する。最終的には職場の上司や同僚による支援（ナチュラルサポート）へ移行できることを目指す。

■　自立支援医療　【Ｐ３１ほか】

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療、更生医療、育成医療がある。

■　心身障害者福祉センター　【Ｐ２８ほか】

心身に障害のある人のために、相談支援・判定（医学的・心理学的・職能的）・訓練・日常生活支援等を総合的に提供する公的福祉施設である。

府中市立心身障害者福祉センターでは、心身に障害のある方の社会参加と自立を目指し、

地域生活支援事業をはじめ生活介護事業、機能訓練事業等を実施している。

■　身体障害者手帳　【Ｐ１２ほか】

身体障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、指定医師の障害程度判定に基づいて、次の種類の等級（重い順に１級から６級まで）別に交付される。

（１）視覚障害　１級から６級まで
（２）聴覚又は平衡機能の障害　２級から６級まで
（３）音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害　３級、４級
（４）肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）１級から６級まで
（５）肢体不自由（体幹機能障害）１級から３級まで、５級
（６）内部機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害）１級、３級、４級
内部機能障害（免疫・肝臓の機能障害）１級から４級まで

■　精神障害者保健福祉手帳　【Ｐ１２ほか】

精神障害のある人が、社会復帰や社会参加のため各種サービスを受けるための証明となるもの。指定医師による診断書または障害年金の診断書を基に判定され、等級は重い順に１級から３級までである。

■　精神障害にも対応した地域包括ケアシステム　【Ｐ２８ほか】

精神障害の有無にかかわらず、だれもが安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等を包括的に支援する仕組み。本市では、令和４年度から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議」を毎年度実施しており、精神障害のある方の生活に係る課題や地域資源に関する情報共有、意見交換を行っている。

■　成年後見制度　【Ｐ３０ほか】

認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ援助者を契約によって決めておく任意後見制度と、家庭裁判所が援助者を選ぶ法定後見制度がある。成年後見制度は民法改正により令和８年６月に改正され、今後、後見・保佐・補助の３類型の「補助」への一本化、終身制の見直し、後見人の交代の柔軟化等が行われる。

■　セルフプラン　【Ｐ１２３】

指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案のこと。身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合、及び障害者または障害児の保護者がサービス等利用計画案の提出を希望する場合に認められる。

■　相談支援事業所　【Ｐ２７ほか】

　相談支援事業所には、障害のある人からの総合的な相談支援を行う委託相談支援事業所と、基本的な相談支援とともに、計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所、また、基本的な相談支援とともに、地域移行支援、地域定着支援（Ｐ２８）を行う指定一般相談支援事業所がある。

■　相談支援専門員　【Ｐ８４ほか】

　障害のある方・障害のある子どもが自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、生活全般に関わる相談や情報の提供、障害福祉サービス利用のための計画の作成、関係機関との連絡・調整等の業務を行う。主に相談支援事業所で勤務する。

タ行

■　地域共生社会　【Ｐ９７ほか】

　制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことである。

■　地域生活支援拠点等　【Ｐ４ほか】

　地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の特性や課題に応じて、地域で生活し続けるために必要な支援を整えることを目的としている。主な機能は、（１）相談、（２）緊急時の受入れ・対応、（３）体験の機会・場、（４）専門的人材の確保・養成、（５）地域の体制づくりの５つである。５つの機能を集約し、グループホームや障害者支援等に付加した多機能拠点整備型と、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の面的整備型があり、本市は面的整備型を採用している。

■　地域生活支援センター　【Ｐ２８ほか】

　障害のある人からの総合的な相談支援を行う相談支援事業と、障害のある人の地域での生活や活動を支援する地域活動支援センター事業を受託している機関である。本市における地域生活支援センターは、み～な、あけぼの、プラザ、ふらっとの４か所である。

■　地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）　【Ｐ５１ほか】

　福祉サービスを利用したいが利用方法がよく分からない、通帳の保管場所をすぐ忘れてしまう等の困りごとがある高齢者や障害のある人等を対象に、福祉サービスの利用や金銭管理の援助を行う事業である。

■　地域福祉コーディネーター　【Ｐ９２】

　制度の狭間にある困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとり

に寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動をつくり出す支援（地域支援）を行う事業である。

■　ちゅうファイル（支援ファイル）　【Ｐ９０ほか】

福祉的な支援を必要とする方々のライフステージが変化しても、支援が継続し、共通理解のもとで一貫した支援が受けられるようにするために作成された。入園・入学したとき、就職したとき、自立するとき、親が亡くなったとき、災害が起こったとき等、様々な場面で活用することを目的とした自分史ファイル。

■　特別支援学校　【Ｐ１０５】

障害のある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を実施するとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とした学校である。

ナ行

■　難病　【Ｐ１６ほか】

難病とは、難病の患者に対する医療等に関する法律において「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されている。以前は、厚生労働省が定めた難病対策要綱（昭和４７年）に基づき、難病患者への医療費の助成や在宅サービスの提供等が行われてきたが、平成２５年４月から、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの対象になった。

■　ノーマライゼーション　【Ｐ２４ほか】

１９５０年代、デンマークの知的障害のある子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善するために始めた運動から生み出された考え方である。当初は、一般市民と同じ生活条件を提供するという理念であったが、次第に完全参加・人権・平等理念へと発展してきた。国の障害者基本計画では、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されている。

ハ行

■　発達障害　【Ｐ２ほか】

発達障害とは、脳機能の特性により、生活や学習に困難さを持つ障害。子どもの頃に明らかになる場合が多いが、大人になってから判明することもある。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれる。

■　パーソナルリカバリー　【Ｐ１３２】

　パーソナルリカバリーとは、精神疾患や困難が続いていても「自分らしい人生の主導権を取り戻す」希望とつながりを再構築する個人的で独自の回復のプロセスを指す。長期入院や偏見に対抗した当事者運動から生まれた概念で、「治ることだけが回復ではない」という当事者の声が、世界的な精神保健政策を変えてきた。

　パーソナルリカバリーを支える視点として、本人の語りを尊重する、自己決定を中心に据える、つながり・居場所を大切にする、希望を共有し続ける、ピアサポート（同じ経験を持つ仲間）の活用等がある。

■　バリアフリー　【Ｐ４ほか】

　障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。また、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

■　ピアサポート　【Ｐ３５ほか】

　「ピア（ｐｅｅｒ）」とは、「仲間」という意味で、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験をいかしながら、他の障害や疾病のある障害者の相談、情報提供を始め様々な支援を行うものである。

■　避難行動要支援者　【Ｐ５４ほか】

　高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者のこと。

■　避難行動要支援者名簿　【Ｐ５４ほか】

　平成２５年の災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、市町村が作成を義務付けられた名簿。

■ 福祉サービス第三者評価制度　【Ｐ１０１】

　福祉サービスの利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするために情報提供を図ることと、福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取組を促進することを可能とすることを目的とした制度。

■　福祉避難所　【Ｐ２８ほか】

　一次避難所及び二次避難所での生活が困難で、専門スタッフ等による看護及び医療的な支援が必要な方が生活する場所を指す。

　一次避難所：家の倒壊・焼失等により自宅で生活できなくなった方が一時的に生活する

場所（市立小中学校の体育館及び総合体育館）
二次避難所：「一次避難所」での生活が困難な避難行動要支援者（高齢者・障害のある人等）が避難生活をする場所（文化センター、ルミエール府中、生涯学習センター）

■ 副籍制度　【Ｐ１１０】
特別支援学校に在籍する児童・生徒全員が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、学校行事や地域行事等における直接的な交流や、学校・学級だよりの交換や作品・手紙等の交換・地域情報の提供等の間接的な交流を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度をいう。

■　府中市障害者等地域自立支援協議会（自立支援協議会）　【Ｐ２７ほか】
地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行い、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で、サービスの適切な利用を支える相談支援体制を構築するとともに、相談支援事業を効果的に実施することを目的とする協議会である。

■ 府中市福祉のまちづくり条例（福祉のまちづくり条例）　【Ｐ５３ほか】
高齢者や障害のある人を含めた全ての人（高齢者、障害のある人、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なる全ての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、または訪れることができる社会の実現を図ることを目的として制定された条例。

■ 府中ボランティアセンター　【Ｐ８６ほか】
ボランティア活動をしたい人と、ボランティアの助けを必要としている人を結び付けること、そして、ボランティア活動の需給調整をするだけでなく、活動のプロセスとそこからの学びを大切にし、ボランタリな意識の啓発、主体形成を促し、市民社会の担い手として育成を目指している。

■　ペアレントトレーニング　【Ｐ８９ほか】
保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働き掛けをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つである。

■　ペアレントプログラム　【Ｐ１３５】
子どもや自分自身について「行動」を把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムである。

■　ペアレントメンター　【Ｐ１３５】
メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、

その育児経験をいかし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対してグループ相談や子どもの特性等を伝えるサポートブックづくり、情報提供等を行う。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動し、地域にて円滑にメンター活動が行われるよう、ペアレントメンター・コーディネーターが調整等を行う。

■　放課後児童健全育成事業（学童クラブ）　【Ｐ１１１ほか】

児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、異学年の交流や、間食の提供などの集団生活を通して、児童の健全な成長とご家庭を支援するもの。

■　包容（インクルージョン）　【Ｐ１４３ほか】

障害の有無にかかわらず、全ての人が地域社会の一員として尊重され、平等に参加し、自ら選択しながら生活できる社会を実現する考え方である。こども大綱では、障害のあるこどもや発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、一般の子育て支援との連続性の中で、発達や将来の自立、社会参加を支援することとしている。障害者権利条約においても、障害者が他の者と平等な選択の機会をもって地域社会で生活し、地域社会に完全に包容され、参加する権利を有することが示されている。

■　母子保健事業　【Ｐ１０９】

全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健法や成育基本法等に基づき、妊産婦健診や乳幼児健診、産後ケア事業等を通じて、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進する。

マ行

■　民生委員・児童委員　【Ｐ１０９ほか】

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。全ての民生委員は児童福祉法に基づき児童委員も兼ねており、妊娠中・子育て中の人の相談・援助活動も行っている。

ヤ行

■　ユニバーサルデザイン　【Ｐ９９】

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう、生活環境その他の環境をつくり上げることをいう。

■　要約筆記　【Ｐ５１ほか】

聴覚に障害のある人のためのコミュニケーション保障の手段の一つで、話し手の話の内容をつかみ、それを筆記して、聴覚に障害のある人に伝達することをいう。ノートやホワイトボードに文字を書く筆談要約筆記、オーバーヘッドプロジェクター（ＯＨＰ）を利用するＯＨＰ要約筆記、パソコンとプロジェクターを利用して音声情報をスクリーン上に提

供するパソコン要約筆記等の方法がある。

ラ行

■　ライフステージ　【Ｐ４４ほか】

出生から死亡に至るまでの人間の一生において、出生、入学、就職、結婚、出産、子育て、退職等の人生の節目となる出来事によって区分される生活環境の段階をいう。

■　レスパイト　【Ｐ４９ほか】

障害者（児）の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、ほっと一息付けるようにする援助。